

会 議 録

会議の名称		令和4年度第1回つくば市文化芸術審議会		
開催日時		令和4年(2022年)5月23日 開会 14:30 閉会 16:30		
開催場所		つくば市役所2階会議室203		
事務局(担当課)		市民部文化芸術課		
出席者	委員 (計9名)	神谷大蔵、鈴木富士雄、野中勝利、小澤慶介、田中秀夫、 宇津野茂樹、根津陽子、矢島祐介、山中周子		
	その他(計1名)	牟田都市計画部公有地利活用推進課係長		
	事務局 (計6名)	大久保市民部長、稲葉市民部次長、矢口文化芸術課長、 矢口同課長補佐、佐藤同係長、加藤同主任、吉野同主任		
公開・非公開の別		■公開 □非公開 □一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		諮問第1号「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について 諮問第2号文化芸術創造拠点基本計画」の策定について		
確定年月日		年 月 日		
会議次第	1 開会 2 議事 報告事項 「文化芸術創造拠点の形成について」への答申書・意見書 審議事項 諮問第1号「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について 諮問第2号「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について 3 その他 4 閉会			

野中会長 : 御説明にありましたように、今年度以降、具体的な内容について、委員の方々から御意見を伺います。今年度は、大きく2つの内容を並行して進めるということで、審議会の中でも切り分けて、御意見いただくという場面も多々あるかと思っておりますので、御協力ください。

それでは、2件ありますので、1件ずつ、御意見いただきたいと思っております。

まず、第1号にあります「つくば市文化芸術推進基本計画」について、現在の計画は5か年計画で、第1期の計画期間は今年度までです。そこで、今年度から実績評価などを行い、来年度中に第2期を策定しますが、第2期の計画期間は、来年度から5か年と言いながら、実は来年度も検討から開始だということ、その1年が重複しているのは少し気になったのですが、現行の第1期もそのような状況だったということも伺っています。

いずれにしても、第1期の検証作業が必要ということで、今年度、それについて確認をするということから始めます。全体としてはそういうことが前提にあるのですが、この件につきまして、御意見をいただけますでしょうか。

宇津野委員 : 第2期というのは、第1期を踏襲した形で、何かのアンケート等をとって、それを基本に作り変えるのか、もしくは全く新しいものに作り変えるのか、どちらでしょうか。

事務局 : 構成について、委員の方々からの御意見によって、再編成はあるかと思っておりますが、基本的には既定のものを更新する方向で現計画の検証などを行い、次の実効性ある計画にしていきたいと思っております。

矢島委員 : 大きな施策を決める前には、やはり現行の計画についての程度達成できたのかの検証がないとその次を話し合えない気がするので、検証に力を注ぐことが大事ではないかと思えます。

野中会長 貴重な御意見だと思います。スケジュールを見ると、第2回の会議中で現計画の進捗状況と評価という項目がございますので、検証はこの第2回審議会、8月に想定されるということだと思います。

矢島委員 : ただ、この5年の間に大分状況が変わり、そこも踏まえた形でとなると、なかなか現状把握が難しくなると思いました。実際に進捗が進まないということでも、その施策が進行してなかったと単純に評価することではなくて、コロナや他の外部環境もあるかもしれないので、そのあたりも踏まえて検証し、次につなげていく必要があると思えます。5年前は全然そういうことは想定されていないでしょうし、これから先もどこまで続くのかという中で、こうすればできるという条件付きのものもあるかもしれません。

野中会長 : 今後、そういったことも検討する必要があるのだと私も思えます。

他はいかがでしょうか。これからどうするかは現状を踏まえて、どういった方向に進めていくのかということで、市民の方々の御意見等はこのアンケート調査の中でいただくということも思えますし、その調査票についても、3回目の会議の時に調査項目に関する審議が予定されています。

根津委員 : そうしますと、事務局に伺いたいのですが、8月の第2回会議までに、事務局として評価する現計画の状況と評価につ

いて、このように評価しているというものが出てきて、それに対して審議をする形になるのでしょうか。

事務局 : そうですね。それまでに事務局で今の計画の状況評価などもしますので、それに対して御意見をいただきます。

野中会長 : 今年度と来年度、どうして2年も必要になるのかと思うのですが、会議の合間の作業内容からするとどうしてもこのようになるということのようです。では、この件はまた次の会議以降、中身について具体的に触れながら、慎重に進めるということで御理解をいただければと思います。

それまでに現行のお手元の方にある推進基本計画について、改めてお読みいただき、どのように、或いは何を決めていくのか、整理をしていただければと思っております。

次に、諮問第2号の方にあたる文化芸術創造拠点基本計画の話ですが、これは具体的に旧田水山小学校を活用した拠点の基本計画策定に向けたスケジュールということで、これについては少なくとも今年度末までに、整備計画、管理運営計画まで取りまとめるということでございます。

田中秀夫委員 : 資料4に今年度の審議内容が書かれていますが、これまでも計画地の景観の問題を私は質問してしまして、その問題は8月に検討されるのでしょうか。

また、地権者や周辺の方々の御意向についても、改めてこの場で提示いただくことは可能でしょうか。

事務局 : 次回の会議の際に景観について審議いただく予定です。また、地域の方の御意向については、鈴木委員にも御協力いただきまして、お話できるような形になるかと思っておりますので、そのあたりも確認しながら進めていきたいと思っております。

野中会長 : 他はいかがでしょうか。創造拠点の基本計画は、中身に入らないと話にくいというのは承知しているところですが。

山中委員 : これからコンサルティング会社が入るということですが、どこからどこまでを委託するかというのをもう少し具体的に教えていただけると、イメージがしやすいのですが。

事務局 : 資料にあるように、第1章から第6章までを予定しておりますが、すべてが対象です。ただし、内容に関してすべてをコンサルティング会社が考えるということではありません。この審議会の中で議論いただくための資料を作ってもらったり、市や審議会の考えを基本として、それを基に資料をまとめてもらったりということを想定しています。そして、それらを審議会の皆様に見ていただいて、不足であったり、書き過ぎであったり、色々御意見が出てくると思うので、そういったところを御議論いただいて、内容を取りまとめます。

基本的に、基本計画の策定支援ですので、市や審議会でご考えていく中で報告書に取りまとめるとか、資料の見た目を良くするとか、そういったところをコンサルティング会社にお手伝いいただくイメージです。

野中会長 : また、案を提示していただいているいろいろ御意見をいただくということもあるかもしれませんが、その後、過程で市の御意見もあるかもしれませんが、それも含めて、見栄えの良い整理の仕方などの部分をお任せするということになります。

具体的な業務で言えば、その敷地建築物の分析というのがありますから、そういった形で現状の敷地や建物についても確認し、計画化するという検証を専門的な立場から行ってい

ただいて、そういった部分も合わせて整理されてくるのかなというふうに思っています。この件、他にいかがでしょうか。

矢島委員 : サウンディング型市場調査が7月から8月にあるとのことですが、どういう条件で出すつもりなのか教えていただけますか。

野中会長 : サウンディング型市場調査というのを聞き慣れない方もいらっしゃると思いますので、具体的な内容について、事務局から説明をいただけますでしょうか。

事務局 : サウンディング型市場調査とは、民間事業者と行政の直接の対話を行うことにより、民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行い、対象事業の検討を進展させるための情報収集を行う調査です。

公的不動産の利活用や公共事業への民間活力の導入等の事業を実施する際に、構想段階の比較的初期の段階から事業発案段階や事業化検討段階において、民間活力を積極的に活用することを目的として実施します。

具体的な進め方としては、はじめに調査の目的、サウンディングにより期待される効果、当該地の情報、サウンディングの内容などを記載した募集要項を公表し、調査に参加する事業者を募集します。参加する事業者の中には、一般企業からNPO法人などの任意団体も含まれます。

次に、興味を持った事業者と現地見学会等を実施し、具体的な利活用を提案書として提出いただきます。そして、提出された提案書をもとに、対話、つまりサウンディングを行い、その中で出た意見を、行政が将来的に活用する方法の参考とします。

提案の内容としては、アイデアのみの提案から、民間企業や団体が実際にその施設を活用し管理・運営を行う提案を期待しています。

矢島委員 : どういうかたちで、企業に紹介するのかを、もう少し知りたいのですが。

事務局 : 募集要項などということでしょうか。

矢島委員 : この審議会では、何回か話をしているので共通認識があると思いますが、その共通認識を調査の募集要項から持てるのだろうかというのが気になります。先ほどの答申書と意見書は提示するのでしょうか。

事務局 : 募集要項の中に答申書、意見書に即して、こういったものを目指す旨は入れる予定です。

野中会長 : その中で場合によっては事業者側で企業とかNPOとかそういった組織の方から、自分たちだったらこういうこともできるとか、参加しやすいとかできるとかっていう御意見もあるかもしれませんし、その枠内であれば、ちょっとうちは無理だなとかそういう部分もあるかもしれませんし、その辺はざくばらんに対話の中で、ニーズをこう聞いていくというようなことかなと思っていますが、よろしいですか。

事務局 : そうですね。きっちり内容を固めて話を聞こうというよりも、文化芸術創造拠点について今まで皆さんにも御議論いただいていたことを踏まえ、この場所でこんなことができたなら面白いなと私たちは考えていますが、民間の方だったらどんなアイデアがあるでしょうかと伺い、こんなアイデアがあります、我々はこういう形であればちゃんと管理運営まで

できますなど、色々な話を聞くのがサウンディング型市場調査です。

ですので、もし委員の皆様の中で、ここに聞いてみるという企業や団体があれば教えていただきたいです。

野中会長 : この調査については市が主体的にされるということのようですので、ぜひ委員の方々のネットワーク等で、もしかしたらこういう組織や団体、事業者が興味を示してくれるのではないかなどの御提案を積極的にいただければ、そういうところにもあたってみていただくことができるようです。それなりの数はきく用意はありますよね。

事務局 : そのように考えております。事務局だけでは、こういったところに声をかけるか難しいところがあるので、今は思いつかなくても後で思いついたときに御連絡いただければ非常にありがたいです。サウンディング実施のお知らせをする場所も、どういうところに出すとよいかよくわかっていないため、文化芸術の情報誌など、色々と教えていただきたいです。

もし団体名がわからなければ、こういう場所でこういうことをやっているところがあると教えていただければ、こちらで調べてどういった団体がやっているなどは確認します。

田中秀夫委員 : 以前、小澤委員が先進事例を話していたと記憶していません。専門性がある人材は限られているので、そういうネットワークを持つ人からあたるしかないと思います。

小澤委員 : このままでサウンディングすると、訳がわからないことになると思います。事務局がはっきりしたイメージが持ていないから質問も抽象的なままで終わる可能性が高く、そうすると抽象的な答えしか返ってこない。事務局で具体的なイメ

ージが出せないならそこに専門家を入れた方がいいです。それで、参考になるものは日本全国各地いろいろあるので、そこをきちんとリサーチして、それを経た上でサウンディングを行ったほうがよいと思います。

野中会長

7月、8月にサウンディングを行うということで進めていて、その結果をもとにこの第2回がありますが、そのあとはどうでしょうか。例えば、次の会議である程度大枠の基本方針ぐらいまでは、たたき台となる資料が出されることもあるのでしょうか。今のお話だと、そのたたき台を受けてまたサウンディングを続けるというのもよいのではと思いますが。

事務局

： サウンディングは1回で終わりというわけではないので、最終的にはやはりそこに参画してくれるところが見つかればうれしいです。基本計画を作っていく中で、その中に民間ノウハウをどれだけ入れられるかも考えながら、複数回も話し合えるような関わり合いができる相手方を探していきたいと考えています。

野中会長

： 審議会での議論の深まりに応じて少し条件整理をしながらサウンディングをしていくというようなことなのかもしれません。他に、具体的にこういうところに聞いてみるとよいのではないかという提案はありますか。

矢島委員

： 美術・芸術系の大学に声をかけてみるのはどうでしょうか。大学はネットワークを持っているはずなので話題にもなると思います。あと、廃校を活用して文化芸術の拠点を作っているところは、全部聞いてみたほうがよいと思います。

あとは、ベンチャー企業が集まっているところです。ベンチャー系は場所を探している人たちがいっぱいいると思う

ので、そういうところに、石を投げてみるのも面白いのではないのでしょうか。そういった方が複数いると相乗効果で何か生まれて、それを実践する中で利用する市民の方々がいるという循環が生まれればよいと思います。直接やってくれる事業者と結びつくというよりは、間接的なとばし方もやってみた方が、色々なアイデアとか、事業化に繋がるアイデアを持っている人と出会うきっかけが増えるのではないのでしょうか。

田中秀夫委員 : やっぱりつくば市独自の文化活動をするということが目的ですから、あくまでも文化活動が科学と自然と融合したような形でどういうふうに進化するかという話だと思っています。つくばが持っている良さをいかにまとめて、その拠点で働いてもらうような人を集めるのには誰でもいいというわけにはいかないです。

野中会長 : おっしゃるとおり、基本を忘れてはいけません。その場合、例えば田中秀夫委員の中で、こういった組織なら可能性があるんじゃないかという具体的なイメージがあれば、お知らせいただければと思うのですが。

田中秀夫委員 : 特にないはいけれども、文化協会でもたくさん人がいるから、そういう相談の窓口にはなれると思います。

そういうことで、文化協会にもできれば利用させていただきたい。せっかく参加しているので、そういう思いがないわけじゃないです。

野中会長 : 協会の方で、こういう内容であれば、協力できるとか、参画できるということをそのサウンディングの中で、お知らせいただければと思います。

田中秀夫委員 : 文化活動している者は皆、活動の場が欲しいとは思いません。ただ、今言われているようにつくば独自の文化芸術を作りたいと考えていて、以前は科学という言葉と自然という言葉が挙げていたと思います。そういう形でやるのであれば、やはりひとつの大きな方向をみんなで向かないといけない。文化協会にもそういったことに関心がある者も何人かいます。

野中会長 : 全体をうまくコーディネートできますというところが出てくることはなかなか期待しづらいという前提のもとに、この部分であればということをしつづつ積み上げて、どこかで横につながられるような人にあたればいいかなというのが私自身のイメージです。もちろんすぐ手を挙げていただいて、ぜひ参加したい、主体的にやりたいという組織があればありがたいですが、そういう組織が出てくる可能性は低いと思っています。

今、矢島委員からも、直接ではないけれども、間接的にこういうところがあると、相乗効果が生まれるのではないかと、貴重な御意見いただきましたし、田中委員からもお話ありましたけれど、協会の中で、そういった専門で関心を示しそうな方はいらっしゃるのであれば、お話を伺って、こういう条件であれば、或いはこういう条件が欲しいというようなニーズがあればそれも承って、また別なところで探すということもあるかなと思います。ありがとうございます。

広くとらえるということもあると思うのですが、廃校利活用については色々な事例が実際にありますので、その活動、廃校の利活用の中で、色々な取り組みのうちのひとつに文化

芸術的なことをされているところをまずは県内からリサーチし、ちょっと探りを入れてみるのはありかなと思います。

他はいかがでしょうか。

神谷委員 : つくばらしさを展開していくにあたって、現在行われている事例があればイメージはわくのですが、そもそもどういう形でつくばらしさを入れていくのか、入れていくその先のイメージが、ぴんとこないというところも実はあります。例えばスタートアップパーク、シェアオフィス、コワーキングスペースとかは、福岡や都内など、いろんなところに先進事例があって、そういうところから色々良いところを取り入れながら、つくばでも展開してきたということが実際あります。そのため、そういった先進事例のようなイメージがわくものを見るか、もしくはそういうお話を伺うなど、そういったところから、廃校の利活用においてつくばらしさを取り入れていく具体的なヒントが欲しいです。

山中委員 : このコロナ禍で、芸術の学生たちはアトリエがなくなってしまっから、家にこもるしかなかったと言っていました。表現するには、学校のアトリエしかないのにそれもしなくなってしまったので、本当につらかったという話を聞いたことを今思い出して、学生に開くような、誰でもフリーに使えるような場所を民間で作るのはなかなか難しいと思います。そのため、ここなら使えますというような場所を市が運営するのは可能なのかなと思いました。芸術をやっている人たちは道具や作品など、とにかく6畳のアパートには収まらないくらい持ち物がたくさんあります。そういったものを保管できるように、アトリエや倉庫としても貸して、芸術に関わる人たちが

出入りする場所という意味では、そういった側面もあっていいのではないのでしょうか。必要となるものはファインアートと映像や写真でも違いますし、メディアアーティストなども含めるとまた異なってくるので、そういうふうに機材を共有できる場所だったり、場所を共有してスペースだったり道具を共有できるようなところがひとつあるというのも、理想というか、現実的な問題として必要としている人は結構いるのではと思います。

あと、中之条ビエンナーレという中之条町がやっている芸術祭の事務局が伊参（いさま）というところの廃校なのですけれども、芸術祭の期間外は本当に物置になっていて、アーティストたちがその教室をそれぞれアトリエのように使っています。

ただ、「芸術とかアートってわからない」と言って、来ない人もすごく多くいます。ですから、芸術家たちだけ集まって、その人たちだけの場所になってしまうと、より一般の人たちが来るにはハードルが高くなってしまい、あそこで何かやっているという感じで終わってしまいます。たまたま私がそこに伺ったときは、子ども連れのお母さんたちもいらっしゃったのですが、ここにカフェがあればとおっしゃっていました。そこは元々学校なので、子どもを連れて遊びに来るけれど、そのあとすぐ帰ってしまうので、例えばそこでコーヒーが飲めるとか、ちょっとしたものがあるともっとみんな来てくれるかもというようなことを言っていました。そういうお話があったので、つくばでも、芸術と相性の良さそうな事業をやっている企業などとお話が広げられていくといい

のではないかなと思います。芸術だけだと、やっぱりあそこに何ができた、アーティストたちがいるらしい、ということだけで終わりそうな気がしています。市民に開くという意味で、芸術と合わせたら楽しいであろうものが加わってくると、より面白くなってくのではないのでしょうか。

野中会長 : そのビエンナーレは屋内ではなく外ですか。

山中委員 : 屋内だけでなく、外や廃校を利用して、色々な場所でインスタレーションみたいなことをされています。街で使って広域に10年以上やっていると思います。

野中会長 : この辺だと私で知っているのは雨引で開催されているのはありますけど、つくば市内でもそういったイベントはありますか。

山中委員 : この間、つくばでも開催したのですが、その実行委員の1人として参加しました。アートサイクルプロジェクトというもので、つくばセンターの方と筑波山の方というように、街と山でそれぞれ実施しました。

野中会長 : そうだったのですね。どうでしょう。旧田水山小学校で事務局をするのは。

山中委員 : 誰かをひとまず入れることが一番大事だと思います。私自身はそういう先行事例として活動するのも構わないので、もし可能だったら、1か月ぐらい構えるとかそこで仕事をして、何かこれがあったらいい、あれがあったらいいなどと確認しながら、例えば学生にも入ってもらって、制作をしている中で何があったらいいかを聞くというのは、結構大事なのかなと思います。実際に入ってみて実験する方が具体的で

本当に必要なものが見えてくる気がします。それはここで話していても、見えないことじゃないかなと感じています。

野中会長 : そうですね。大学についても、最近はだんだん対面の授業になっていて、大学の中で作業ができるようになってはいるのですが、ただ、それにそぐわないとか授業が全く関係ない自分自身の制作の場というときにこういったニーズがあるかもしれませんね。

先ほどの矢島委員のお話の時にはあまり触れなかったのですが、本学で制作を中心にされている先生方に、どういう場所であればどういうことができそうかみたいなことをお聞きすることはできるかと思っはいます。ただ、音の環境が懸念ですね。

小澤委員 : 山中さんのお話の繰り返しになりますが、拠点基本計画の策定内容に関する項目を見ていくと、すべて枠組みや側（^{がわ}ハード面）のことなので、使い手（ソフト面）へのヒアリングも始めた方がいいと思います。あとは、文化芸術とすると幅広いので、そのどこをつくば市としては目指していくのか、陶芸なのか、それとも食とアートなのか、農業も関わるのかとか、それこそ科学技術とかそういうところも踏まえていくのかとか、そういう具体的なことをイメージしながら、芸術家にも聞いていった方が、具体的になっていいのではないのでしょうか。

田中秀夫委員 : 専門的人材の育成と配置ってということで、どういう人材が必要かを書かれています。問題は、つくば市でなぜそれをやるのかというそういう基本的な考え方を持っている人が

大事です。例えば筑波大学には、そういった人材はいないでしょうか。

また、やはりこれらは専門的な能力なので、その人に給料払えるのか。そういう用意があるのか。そういう人材もすきでやっているっていうわけにはいかないから、生活しなきゃならないので、専門の人材が実際には必要になってくるし、そこに給料を払えるということは大事なことだと思います。

野中会長 : 昨年度もそういった議論をさせていただいた記憶がありますけれども、そういった人材を確保する難しさというのは、委員の方々にもある程度共有されていると思いますし、事務局としてもそういった話の中でこのサウンディングというのが出てきたということだと思います。次回までにももしそういった人材が、幅広くサウンディングを行う中で見つけ出せれば一番スムーズなのかなと思います。繰り返しになりますけれども、難しいのは確かなので、どの程度までリアリティを持って、それができるのかというのは念頭にいれながら検討していくことになると思います。

また、この御意見の中でそういった制作の場が欲しい人は多くいるということでしたが、具体的にどの程度いるのかということもサウンディングの中で確認をして、旧田水山小学校の立地条件や大きさ、設備などの条件の中で、じゃあ具体的に、あそこで制作していただけるのか確認をできればいいのかなというふうに思います。貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

その前の小澤委員からもお話ありましたが、具体的なイメージとか、例えば、つくばらしさについて具体的に食と

アートとかそういうテーマに絞っていったって聞くというのがありますし、逆にそれがじゃあどういふのだったらいいのか、鶏と卵の関係と同じで難しいと思いますので、まずはサウンディングをして、そのあとテーマを絞っていくのはどうだろうかと思います。そういう形で何段階かに分けて、サウンディングすることも必要なのかなという気はしてはいますけど、いかがでしょうか。

小澤委員 : やっぱり具体的な意見をもらえないと、こちらとしては、アドバイスできないです。この人に聞けばいいとか、こういう会社があるとか、現段階での提案は難しいです。

野中会長 : サウンディングが7月あたりからということであれば、事務局の方で少しテーマを整理していただいて、また委員の方に投げかけていただいて、このテーマであればこういう人がいるという形で、委員の方が知り合いやネットワーク或いは具体的には何してもこういうところはどうかっていうように提示をしていただくということでもよろしいですか。

矢島委員 : 確認したいのですが、つくばらしさってこれまで定義されてきましたか。

野中会長 : 答申書・意見書の内容からは、場所としてつくばでなければできないというのはなかなか見いだしにくいと思います。

矢島委員 : つくばらしさについて共通してイメージできるものがあればその具体的な施設として、こういうものって言えると思います。ただ、そのつくばらしいものが、それぞれ違うように感じていて、そこがもやもやの原因のような気がします。

そのため、そのつくばらしさというものをどの段階で作るのか、この審議会で話し合っただけで決めていくのか、それとも、

この文化芸術創造拠点を作って運営していく中で徐々に作り上げていくものなのか、これがすごく大事なことはないでしょうか。私自身は後者の方がいいのではないかと考えています。

小澤委員 : 私もそう思います。

矢島委員 : 文化芸術創造拠点はつくばらしさを作っていく場所というふうにしていった方がいいのではないのでしょうか。つくばらしさをその施設で体现するというよりも、運営する中でつくばらしさを作っていくように考えを変えた方がイメージしやすいですし、その方が現実的な気がします。

野中会長 : おっしゃるとおり、あまり最初から絞り込んでいくと、可能性を排除してしまうこともなきにしもあらずで、そういつて積み上げていって、だんだんこれがつくばらしさだねと生み出されてくることを期待することもあるかもしれません。

筑波大学の芸術分野については、実は民間企業から提供してもらっている場所がつくば市街にもあるのですが、なかなかやっぱり稼働率が高いとは必ずしも言えません。そのため、地理的なデメリットを超える何か特別な条件がないと学生の利用は難しいと思っている。その辺りの条件については、学生や先生に聞いてみてもいいかなと思います。

根津委員 : 以前、現審議会のメンバーになる前に、文化芸術課の職員で一度どこか現地見学などの事例調査をされたと記憶しています。そこで、その先進事例について伺いたいのですが、駅から歩いて 15 分とかではなくて、公共交通機関に乏しい場所で、どう工夫したかわかるものがあれば教えていただけますか。何か参考になるのではないかとと思います。

事務局 : その時は4か所程度、職員で事例研究を行ったのですが、街中が多く、公共機関が乏しいところはありませんでした。

山中委員 : 旧田水山小学校までのシャトルバスとか、この文化拠点にするにあたってのそういったインフラ計画はどうでしょうか。

事務局 : 現状、施設まで行く交通機関はないのですが、関係課と調整して、コミュニティバスのバス停を設置することなども検討していきます。

宇津野委員 : プラットフォームという今までなかったところをつくばに作るということで、専門的な人材の確保については、審議会の委員の皆さんとキャッチアップして、ある程度そういう、現場監督的な専門的な人を登用するっていうのが一つのポイントじゃないかと思います。

全部の意見を吸い上げてやるのはいいですが、結果的には絵に描いた餅みたいになってしまうので、ある程度専門の人が仕切って、話し合っ、小さいものから作って行って、それがだんだん発展していくというのが、つくばらしいのではないのでしょうか。

鈴木委員 : 創造拠点の計画の中に、今までのつくば市の文化芸術をすべて含めるのでしょうか。例えば、先生方がやられているようなアートとか、まつりつくばのような行事・催し物も全てこの計画の中に含まれるのでしょうか。

事務局 : すべてのアートや事業を創造拠点の計画に含めるということではありません。諮問第1号の文化芸術推進基本計画の中で、つくば市の全体的な文化芸術の目指すところを整理し

ますが、その施策のひとつとして文化芸術創造拠点があります。

創造拠点の計画は、計画地の現況や、施設そのものの運営に関わる内容などが含まれますが、鈴木委員のおっしゃる要素も計画に入れられるのであれば含めても良いと思います。

ただし、つくば市全体的に関わる内容は、創造拠点の計画ではなく、文化芸術推進基本計画の方に含めた方が良いと思います。

鈴木委員 : 行事や催しもつくばらしさに繋がると思います。まつりつくばのようにつくば独自の行事もたくさんあると思います。

つくば市内でもいろんな行事などがありますから、そういうのも参考につくばらしさを決めていったらいいと思います。

また、旧田水山小学校で、陶芸教室をやるとか、絵の書き方を教えるとか、作品を飾るとか、その他行事をやるのが目的になってくるのか。目的が決まれば、その中でコーディネートするにはこういう人たちが必要という議論に進んでいくと思います。

野中会長 : そういった御意見を念頭に入れながら、検討していければいいと思いますので、御協力よろしく願いいたします。

御意見いただいたことを踏まえてサウンディング調査の準備をしていただくと同時に、必要に応じて委員にも投げかけていただいて、アイデアや知恵をいただければと思います。一方で、公共交通の不便なところで何か事例があれば御提示いただくなりして、当議論を深めていければいいと思います。

8月の第2回会議には、事務局の方からもう少し具体的な内容が提示され、議論することになるのかと思います。議論を進めていく中で、だんだんつくばらしさというのが生まれてくるというのもひとつの方向性だというお話がありました。そのようなことを審議会で決めるのが望ましいのかどうかというのも、議論していければと思います。

3 その他

<矢口文化芸術課長補佐から第2回審議会の日程調整について>

<第2回審議会は令和4年（2022年）8月4日14時30分からに決定>

4 閉会

<矢口文化芸術課長より閉会の宣言>

令和4年度 第1回つくば市文化芸術審議会 次第

日時 令和4年(2022年)5月23日(月)

午後2時30分から

場所 つくば市役所2階 会議室203

1 開会

2 議事

報告事項

諮問「文化芸術創造拠点の形成について」への答申書・意見書

審議事項

諮問第1号 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について

諮問第2号 「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について

3 その他

4 閉会

配布資料

資料No.1 文化芸術創造拠点の形成について 答申書・意見書
諮問書(写)

付議文 諮問第1号 「つくば市文化芸術基本計画(第2期)」の策定について

資料No.2-1 つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)について

資料No.2-2 つくば市文化芸術基本計画策定スケジュール

付議文 諮問第2号 「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について

資料No.3-1 文化芸術創造拠点基本計画について

資料No.3-2 文化芸術創造拠点基本計画策定スケジュール

資料No.4 つくば市文化芸術審議会 各回審議内容について

3 つくば文芸審第 8 号

令和 4 年（2022 年）3 月 22 日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市文化芸術審議会

会長 野中 勝利

答申書

令和 3 年（2021 年）9 月 29 日付、3 つくば文芸第 183 号の諮問に応じ、文化芸術創造拠点の形成に関し慎重に審議した結果、下記のとおり実施されるよう答申する。

なお、本審議会からの意見や要望を別添の「意見書」に取りまとめたので、その内容について留意するよう併せて要望する。

記

- 1 文化芸術創造拠点の計画地は、旧田水山小学校とする。
- 2 文化芸術創造拠点の整備に向け、文化芸術創造拠点基本計画の策定に着手する。

意見書

令和4年（2022年）3月22日

つくば市文化芸術審議会

平成 29 年 6 月に国の文化芸術基本法が改正され、平成 30 年 3 月には文化庁により文化芸術推進基本計画が閣議決定し、地方公共団体でも計画を策定していく努力目標が定められた。それを受け、つくば市では、つくば市文化芸術推進基本計画（以下、「基本計画」とする。）を平成 31 年 3 月に策定し、その計画において、基本的方向 5 「文化芸術を实践するまち つくば」の基本施策 9 「プラットフォームの形成」における主要施策として「文化芸術創造拠点の形成」が掲げられた（表 1）。

そこで、文化芸術創造拠点の目指すべき方向性の具体化を図ることを目的とし、令和 3 年 9 月に市長から「文化芸術創造拠点の形成」についての諮問を受け、つくば市文化芸術審議会を 4 回にわたり開催した。文化芸術審議会においては、文化芸術創造拠点の計画地やその必要性をはじめとし、上位施策であるプラットフォーム形成についても、慎重に調査し審議を行った。その審議の結論として、文化芸術創造拠点が市民生活に与える影響などを十分に考慮した上で、次のとおり審議を集約したので本意見書をもって要望する。

1 計画地について

「文化芸術創造拠点の形成」は基本計画における基本施策「プラットフォームの形成」の主要施策の一つである（表 1）。基本施策「プラットフォームの形成」には、市の文化芸術が“より創造的でつくば独自の魅力あるものになるように推進”していくことが求められている点を踏まえて、以下の理由から、文化芸術創造拠点の計画地は、旧田水山小学校とする。

(1) 廃校の利活用

“つくば独自の文化芸術”を生み出していくためには、「自分たちの土地らしさ」に立ち返り、魅力や個性を再認識する必要がある。そのことから、計画地として市内の廃校を利活用することを提案する。校舎は、多くの人たちの歴史と人々の思いが詰まった建物であり、「自分たちの土地らしさ」を体現する施設で

もある。そのため、廃校を文化芸術創造拠点として利活用していくことは、市民自身が愛着を持って育てていく“つくば独自の魅力ある文化芸術”が生まれる場として理想的な場所であると考えられる。

(2) 自然と科学のまち つくばの魅力づくりについて

つくば市は、市内全域に多数の研究機関があり、市内外にとって「科学のまち」のイメージがあることや、市のシンボルでもある筑波山をはじめとした自然も多くある。実際に“自然”と“科学”については、令和3年度市民意識調査においても「市の魅力として市外の人に自慢したいこと」として、「自慢したい・どちらかという自慢したい」という意見がそれぞれ8割以上となっている。そのことから、“つくば独自の文化芸術”の創造・推進のためには、既に魅力として認知されている“自然”と“科学”は重要なものであり、それらをいかし、文化芸術と結びつけていく必要がある。

文化芸術創造拠点の計画地とする旧田水山小学校は、廃校になった筑波地区の小中学校跡地（表2）の中でも筑波山と市内北部の研究所群のちょうど中間地点にあり、最も市街地寄りであることから、“自然”と“科学”、“筑波山”と“研究・教育群”の結び目として最適であると考えられる。

(3) 廃校の選定について

つくば市には、平成30年4月の秀峰筑波義務教育学校の開校に伴い、学区が統合され、廃校となった筑波地区の小中学校跡地が全10校ある（表2）。それぞれの校舎について、民間やつくば市の庁内各部署の活用ニーズを下に、地域住民との調整が行われてきており、5校の利活用が既に決まっている。

第2回審議会において、活用計画がない5校のうち旧作岡小学校を除いた4校を見学し、その中でも旧北条小学校と旧田水山小学校の評価が特に高かった。旧北条小学校は公共交通アクセスの良さや商店街が近くにあるなどの立地が高評価だったが、借地や用途区域、校舎・体育館ともに耐震改修工事が必要であるなどの課題があった。一方、旧田水山学校は、公共交通アクセスなどが旧北

条小学校に劣り、今後の課題となる部分であるが、自家用車によるアクセスのよさや特徴的な外観、新耐震基準を満たしていることなどが評価された。

他の活用計画がない廃校を含めても新耐震基準を満たしている校舎は旧田水山小学校のみであり、その他は旧耐震基準のものである。新耐震基準であれば、震度6強から7程度で倒壊する可能性は低いとされているが、旧耐震基準では震度5弱の地震で倒壊又は崩壊する可能性があることから、新耐震基準で建築されている旧田水山小学校が望ましいと考えられる。また、旧田水山小学校の校舎の構造及び外観は、他の校舎と比較して近代的であり、一般的な校舎という型にはまらない姿も、つくば独自の文化芸術を生み出す場である文化芸術創造拠点として活用していくに当たって、魅力の一つになると考えられる。

(4) 改修工事とその費用について

廃校を利活用する場合、改修工事費用、特に耐震改修費用については開設までにかかる費用の中でも特に大きな割合を占める。しかし、文化芸術という支援制度や人材なども重視される分野であることから、開設後はソフト面に対して投資を継続していく必要があることを踏まえ、開設前の施設改修やその設備などに偏ってコストをかけていくことは現実的ではないと考えられる。ただし、前項にもあるとおり、今後の活用を見越したとき、新耐震基準を満たさない状態で利活用を始めることは不可能であることから、活用計画がない5校の中でも既に新耐震基準を満たしている旧田水山小学校が適切であると考えられる。

(5) 計画地に関する意見・要望

旧田水山小学校を文化芸術創造拠点の計画地とするが、下記の課題については、文化芸術創造拠点基本計画の策定に向けて検討していくことを要望する。

ア 自然豊かな景観の確保

「自然と科学のまち つくば」の大きな魅力として筑波山が挙げられる。旧田水山小学校を活用することにより感じるができる自然・景観として大きな役割を果たすのは、筑波山及び筑波山麓の眺望であることから、こう

した景観の確保を検討することを要望する。

イ 市民、主に地域住民との協働

文化芸術創造拠点に限らず、廃校を利活用する事業について、これまでの事例からも地域住民の理解は必要不可欠である。廃校は地域住民の思い出の詰まった場所かつ自らの生活圏であるため、見知らぬ人が出入りし始めることについて不信感を抱く場合もあることから、地域住民へ丁寧な説明を行い、利活用に当たっての希望の聴取や、すり合わせを行うよう要望する。

ウ 交通アクセスの検討

文化芸術創造拠点のビジョン・コンセプト（表3）の実現のため、交通アクセスに関する検討を進めるよう要望する。

表1 つくば市文化芸術推進基本計画の構造

基本理念	基本的方向	基本施策
アートで編む	① 文化芸術を創造するまち「つくば」	1 文化芸術に接する機会の拡充 2 すべての人にとって文化芸術が身近にある街づくり 3 文化芸術に資する人材の育成と活用
	② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	4 地域に根付いた伝統の継承・発展 5 多文化共生による文化芸術の振興
	③ 新しい文化を創出するまち「つくば」	6 科学と融合した文化芸術の振興 7 文化芸術によるイノベーションの創出
	④ 自然が感性を培うまち「つくば」	8 自然との共生による文化芸術の振興
	⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」	<u>9 プラットフォームの形成</u> 10 文化施設の整備と活用 11 文化芸術情報の収集と提供

表2 筑波地区の小中学校跡地（廃校）一覧 ※計画の有無別・築年数が浅い順

旧学校名	校舎竣工年	築年数	施設活用時の課題	計画
山口小学校	昭和 54 年	44 年	要耐震工事（校舎）	あり
小田小学校	昭和 49 年	49 年	要耐震工事（体育館）	あり
菅間小学校	昭和 46 年	52 年		あり
筑波東中学校	昭和 42 年	56 年	要耐震工事（校舎一部）・借地	あり
筑波西中学校	昭和 42 年	56 年	要耐震工事（校舎一部）	あり
田水山小学校	平成 7 年	28 年		
北条小学校	昭和 53 年	45 年	要耐震工事（全て）・借地	
田井小学校	昭和 53 年	46 年	要耐震工事（校舎）	
作岡小学校	昭和 51 年	47 年	要耐震工事（校舎一部・体育館）	
筑波小学校	昭和 50 年	48 年	要耐震工事（体育館）・土砂災害警戒区域	

表3 文化芸術創造拠点のビジョンとコンセプト

ビジョン（展望）：アートで編む（つくば市文化芸術推進基本計画より）

市の多面的な魅力を構成する1本1本の糸を、文化芸術によって連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る。

コンセプト（行動原理）：出会う・つながる・創造する

あらゆる人、モノ、情報が出会い、そこからつながりが生まれ、つながりから新たな価値観やつくば独自の文化芸術が生まれていくことを期待する。

2 文化芸術創造拠点の整備に向けた取組について

文化芸術創造拠点は、基本計画の5つの基本的方向のうち、「文化芸術の実践」の中の基本施策「プラットフォームの形成」の中に位置づけられる（表1）。

文化芸術創造拠点はプラットフォーム形成に係る取組を集約し、体現した施設として、プラットフォーム形成におけるあらゆる機能の基軸となることを想定している。しかし、プラットフォーム形成に係る全ての取組を文化芸術創造拠点で完結させることは想定しておらず、文化芸術創造拠点のビジョンやコンセプト（表3）にもあるとおり、出会いやつながりを創出する拠点となることを目指す。

「文化芸術創造拠点の形成」を他の施策に先んじて進めることで、他の施策をアピールする場となると同時に、上位施策である「プラットフォームの形成」及び「文化芸術を实践するまち つくば」の効果が連鎖的に作用するよう促す拠点として、“つくば独自の文化芸術”の創造・推進する一助となることを期待する。

それらを踏まえ、文化芸術創造拠点のビジョンとコンセプト（表3）、及びプラットフォームの機能（表4）を基に、文化芸術創造拠点基本計画を策定する。

(1) 文化芸術創造拠点基本計画の策定に向けた意見・要望

文化芸術創造拠点基本計画を策定するにあたり、文化芸術に携わる人、文化芸術に関する取組を行っている各種団体、文化芸術を学ぶ学生、さらに地域住民など様々な人や団体等の意見を集約し、文化芸術創造拠点基本計画に反映させることを要望する。

(2) 文化芸術創造拠点整備に関する意見・要望

文化芸術創造拠点は、開設時点が完成形ではなく、社会経済情勢の変化や、日々成長する文化芸術等に対応しながら、改良・改善等が必要となる。開設時点がゴールではなく、スタートであることを十分に意識し、文化芸術創造拠点が年々より良い施設に変化していくよう中・長期的計画の策定を求める。

併せて、この考え方も文化芸術創造拠点基本計画に盛り込むことを要望する。

表4 プラットフォームに求められる機能

市内の各種機関等との連携によるネットワークの構築

市内にある文化芸術団体、文化芸術施設、研究所や教育機関等に働きかけ、分野の垣根を越えた連携によるネットワークを構築する。

アーティスト及び市民の制作・発表・鑑賞等のコーディネート機能

構築したネットワークをいかし、文化芸術に携わる（する・見る・支える）人に、人、モノ、情報などの提供をする。また、地域の文化芸術資源を結びつける事業などを行う。

文化芸術に携わる人材への支援・育成機能

文化芸術活動を主体的に展開できる人材（する人、見る人、支える人等）の支援制度を構築し、育成を推進する。

市が関連する文化芸術の情報発信及びアーカイヴ構築

市が関連する文化芸術に関する様々な活動、情報、作品等の発信をするとともに、それらの記録を集約し、誰でも自由に閲覧できるようにする。

文化芸術をする・見る・支える場の提供

文化芸術に携わる（する・見る・支える）人たちのために、文化芸術創造拠点の形成を図る。

3 その他の要望**(1) 専門的人材の育成・配置**

文化芸術に関する地域資源や情報、人などを結びつけ、情報とともに作り、発信していくコーディネート及びマネジメントが不可欠であり、それに対応できる人材が不足している。また、プラットフォームに求める機能に対しても、

現状ではその機能の実現性が低く、それらに対応することができる専門的知識を有する人材が必要であるという意見が多く出た。

プラットフォームを形成し、機能させていく中で、専門的人材が文化芸術創造拠点やそこで行われる事業などを積極的にコーディネート及びマネジメントすることで、プラットフォームはより有効に活用される。

そのため、施設運営や文化芸術について専門的な知識を持ち、継続して携わることができる人材の育成を進めるとともに、必要な人材の適正な配置を要望する（表5）。

表5 必要とする専門的人材について

<p>文化芸術に関する資源をコーディネートする人材</p> <p>文化芸術資源やその発掘等についての知識がある専門的人材</p>
<p>文化芸術事業をマネジメントする人材</p> <p>文化芸術施設や事業の運営をはじめとした広範な知識を持つ専門的人材</p>

(2) 各種機関・団体等との連携強化

つくば市とつくば市文化芸術審議会に参加する筑波大学、つくば市文化協会、つくば文化振興財団をはじめとした市内の文化芸術に携わる機関・団体等の連携を密にし、それぞれが担う役割、責任、取組等の検討を進めるよう要望する。



4 つくば文芸第 37 号

令和 4 年 (2022 年) 5 月 23 日

つくば市文化芸術審議会

会長 野 中 勝 利 様

つくば市長 五 十 嵐 立 青



文化芸術の推進に関する基本計画の策定について (諮問)

このことについて、つくば市文化芸術基本条例 (平成 16 年条例第 35 号) の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

諮問第 1 号

「つくば市文化芸術推進基本計画 (第 2 期)」の策定について

諮問第 2 号

「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について

諮問第1号

つくば市文化芸術審議会

つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）を次のとおり策定したいので、つくば市文化芸術基本条例（平成16年条例第35号）の規定により付議します。

令和4年（2022年）5月23日

つくば市長 五十嵐 立 青

諮問理由

平成30年、つくば市文化芸術審議会より「つくば市文化芸術推進基本計画（案）」が答申され、平成31年3月に「つくば市文化芸術推進基本計画」（以下、「基本計画」と言う。）を策定した。

この基本計画の計画期間は、国の「文化芸術推進基本計画」に合わせて、平成30年度から令和4年度までとしており、以降は、社会情勢等の外部環境の変化を踏まえて5年ごとに見直すこととしている。

そのため、「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定するために諮問するものである。

つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）について

1 推進基本計画（第2期）について

つくば市では、平成31年（2019年）3月に「つくば市文化芸術推進基本計画」を策定した。社会情勢等の外部環境の変化を踏まえて5年ごとの見直しを行うこととしていることから、文化芸術に関する市民ニーズをはじめ、文化政策や文化施設の整備等について、調査・解析するとともに、国の文化芸術基本計画及び茨城県文化振興計画を参酌し、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までを計画期間とした「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定する。

2 推進基本計画（第2期）の策定内容について

表1のとおりとする。なお、詳細な審議スケジュールは資料No.2-2を参照。

表1 つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）の策定内容

第1章	計画の目的
第2章	文化芸術推進の現状と課題
第3章	文化芸術推進の基本理念・基本的方向
第4章	文化芸術推進の基本施策
第5章	実現に向けた推進体制

つくば市文化芸術推進基本計画（第2期） 策定スケジュール

資料No. 2-2

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
つくば市文化芸術審議会		● 第1回会議 (5月23日)			● 第2回会議 (8月初旬)		● 第3回会議 (10月初旬)	● 第4回会議 (11月下旬)				● 第5回会議 (3月中旬)
市民意見の反映								■ 調査票印刷 ・発送	■ ・調査票回収 ・関係団体等 ヒアリング	■ 調査票集計	■ 分析	
現計画の進捗状況と評価		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 諮問第1号 「つくば市 文化芸術推 進基本計画 (第2期)」 の策定につ いて </div>			↕		↕					
市民意識調査 調査項目の検討							↕					
市民意識調査 集計結果の報告												

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
つくば市文化芸術審議会		● 第1回会議 (5月初旬)		● 第2回会議 (7月初旬)		● 第3回会議 (9月初旬)						● 第4回会議 (3月中旬)
市民意見の反映											■ パブリック コメント	
第1章 計画の目的		↕										↕
第2章 文化芸術推進の現状と課題		↕		↕								↕
第3章 文化芸術の基本理念・基本的方向		↕		↕			↕					↕
第4章 文化芸術推進の基本施策						↕						↕
第5章 実現に向けた推進体制						↕						↕

検討状況により、スケジュールは変更する可能性があります。

諮問第2号

つくば市文化芸術審議会

つくば市文化芸術創造拠点基本計画を次のとおり策定したいので、つくば市文化芸術基本条例（平成16年条例第35号）の規定により付議します。

令和4年（2022年）5月23日

つくば市長 五十嵐 立 青

諮問理由

令和3年度は、令和3年9月29日付3つくば文芸第183号として「文化芸術創造拠点の形成について」の諮問をし、つくば市文化芸術審議会から、令和4年3月22日付3つくば文芸審第8号において答申を受けた。

答申では、“文化芸術創造拠点の計画地は、旧田水山小学校とする”こと、また、“文化芸術創造拠点の整備に向け、文化芸術創造拠点基本計画の策定に着手する”ことの2点があげられた。また、答申書と併せて提出された意見書では、計画地を選定した経緯をはじめとし、文化芸術創造拠点の形成目的やビジョン・コンセプトに加え、専門的人材の育成・配置、各種機関・団体等との連携強化等の意見・要望が示された。

つくば市では、答申書及び意見書の内容を踏まえ、旧田水山小学校を計画地とした「文化芸術創造拠点基本計画」を策定するため、審議会に諮問するものである。

文化芸術創造拠点基本計画について

1 拠点基本計画について

令和3年度に、文化芸術創造拠点の具体化を図り、廃校を活用した文化芸術の新たな活動拠点を形成するため、「文化芸術創造拠点の形成について」つくば市文化芸術審議会に諮問した。つくば市文化芸術審議会からは、文化芸術創造拠点の形成について、計画地やビジョン、コンセプト等の基本的な考え方について資料No.1のとおり答申されたことを受け、「文化芸術創造拠点基本計画」を策定する。

2 拠点基本計画の策定内容について

表1のとおりとする。なお、詳細な審議スケジュールは資料No.3-2を参照。

表1 文化芸術創造拠点基本計画の策定内容

第1章	計画の目的
第2章	現状と将来動向
第3章	敷地・建築物の分析
第4章	基本方針
第5章	整備計画
第6章	管理運営計画

文化芸術創造拠点基本計画 策定スケジュール

資料No. 3-2

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
つくば市文化芸術審議会		● 第1回会議 (5月23日)			● 第2回会議 (8月初旬)		● 第3回会議 (10月初旬)	● 第4回会議 (11月下旬)				● 第5回会議 (3月中旬)	
市民意見の反映			■ 区長説明	■ サウンディング 型市場調査	■ サウンディング 型市場調査	■ 住民説明会			■ 区長説明		■ パブリック コメント	■ 住民説明会	
第1章 計画の目的		諮問第2号 「文化芸術 創造拠点基 本計画」の 策定につい て			↑							↑	
第2章 現状と将来動向					↓							↓	
第3章 敷地・建築物の分析													
第4章 基本方針								↕					
第5章 整備計画						↕		↕	↕				
第6章 管理運営計画									↕				↓

検討状況により、スケジュールは変更する可能性があります。

つくば市文化芸術審議会 各回審議内容について

1 各開催日程における審議内容について

表1及び表2のとおりとする。

表1 令和4年度つくば市文化芸術審議会 各回審議内容

	日程	つくば市文化芸術推進基本計画	文化芸術創造拠点
第1回	5月23日	・諮問第1号「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について	・諮問第2号「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について
第2回	8月上旬	・現計画の進捗状況と評価	・計画の目的 ・現状と将来動向 ・敷地・建築物の分析 ・基本方針 等
第3回	10月上旬	・調査項目の検討	・整備計画 等
第4回	11月下旬		・管理運営方法 等
第5回	3月中旬	・集計結果の報告	・最終報告

表2 令和5年度つくば市文化芸術審議会 各回審議内容

	日程	つくば市文化芸術推進基本計画	文化芸術創造拠点
第1回	5月上旬	・計画の目的 ・文化芸術推進の現状と課題	
第2回	7月上旬	・基本理念・基本的方向 ・文化芸術推進の基本施策	
第3回	9月上旬	・実現に向けた推進体制	
第4回	3月中旬	・最終報告	

会 議 録

会議の名称		令和4年度第2回つくば市文化芸術審議会		
開催日時		令和4年(2022年)8月4日 開会 14:30 閉会 16:30		
開催場所		つくば市役所2階会議室203		
事務局(担当課)		市民部文化芸術課		
出席者	委員 (計8名)	神谷大蔵、鈴木富士雄、野中勝利、田中佐代子、 田中秀夫、宇津野茂樹、根津陽子、矢島祐介		
	その他(計4名)	牟田都市計画部公有地利活用推進課係長 株式会社常陽産業研究所 廣田主任調査役 日本工営都市空間株式会社 篠崎管理技術者、胡担当技術者		
	事務局 (計8名)	大久保市民部長、稲葉市民部次長、矢口文化芸術課長、 矢口同課長補佐、佐藤同係長、加藤同主任、吉野同主任、 和田同主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人
非公開の場合はその理由				
議題		諮問第1号「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について 諮問第2号「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について		
確定年月日		年 月 日		
会議次第	1 開会 2 議事 審議事項 諮問第1号「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について 諮問第2号「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について 3 その他 4 閉会			

<審議内容>

1 開会

<矢口文化芸術課長より開会を宣言>

2 議事

事務局 : 本日の審議会では2件の審議事項がございますが、それぞれの計画策定業務を受託する業者の担当者が、本日の会議から出席していますので、挨拶をお願いします。

<株式会社常陽産業研究所、日本工営都市空間株式会社 各担当より挨拶>

事務局 : ありがとうございます。それでは早速議事に入りたいと思います。議長につきましては、条例第13条第2項に基づきまして会長が議長となりますのでよろしくをお願いします。

野中会長 : 議事に入る前に、傍聴者におかれましては配布した傍聴人心得に従って御協力のほどお願いいたします。

それでは会議次第に基づいて議事を進めますが、まず本日の委員出席数ですけれども、委員11名のところ8名出席で過半数を満たしていますので、条例第13条第3項の規定によりまして本日の会議が成立していることを御報告いたします。

本日は審議事項が2件あります。諮問第1号つくば市文化芸術推進基本計画第二期の策定について、及び諮問第2号文化芸術創造拠点基本計画の策定についてです。前半後半に分けて審議したいと考えておりますが、それぞれ少し頭を切り換えて、忌憚のない御意見ををお願いします。

それではまず、諮問第1号について事務局より説明を受けてから、委員の皆様にご審議いただきたいと思っております。それでは事務局から説明をお願いします。

<佐藤文化芸術課係長より資料No.1-1 から 1-5 について説明>

野中会長 : ありがとうございます。現行のつくば市文化芸術推進基本計画のいわゆる成果として、各施策を担当部署がどのように評価し、どのような進捗があったかを整理したものが説明資料の内容で、来年度改訂する計画にどのように反映するかの、基礎的な情報になるということです。

これからこの審議会で次期計画を策定するにあたって担当部署の評価がまず前提となるわけですが、折しも国の文化審議会が文化芸術基本計画の第2期策定に向けて、資料No.1-4 のとおり施策の方向が示されたということになります。資料No.1-5 として平成30年度に実施された意識調査の資料が配布されていますが、今年度、同様に意識調査を行うにあたって、調査項目について統合してもいい項目もあるかもしれませんし、こういった項目で聞いてみてはどうかということもあると思っておりますので、皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

まずは、資料No.1-2 について、御質問がありましたら御意見ををお願いします。

宇津野委員 : 基本的なことをお伺いしますが、つくば市文化芸術推進基本計画第2期については、令和6年度から5箇年ということではよろしいでしょうか。

事務局 : 現計画は平成31年(2019年)3月に完成しましたが、計画期間は平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年

度)です。次期計画も来年度中に策定しますが、計画期間としては令和5年度当初からとなります。

国の計画期間も平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)となり、資料No.1-4にあるように来年度改定となりますが、このような国の動向をつくば市の計画にも反映させたいという意図もありますので、計画開始時点で次期計画の内容が完全に整理できないのはやむを得ないと考えています。

野中会長 : 資料No.1-2の内容について、他に質問はありますか。成果が上がっていないという項目はありませんが、一方で新型コロナウイルス感染症拡大の影響も大きかったことが全体的に言えると思います。

事務局 : 評価の件で補足しますと、今回の審議内容でもある「文化芸術に関する市民意識調査」について、その結果を踏まえて最終的な判断を下したいと考えています。

資料No.1-1、2ページの表4に「基本施策に係る満足度」とその目標値を示しています。調査結果によって、その目標値を大きく上回る、あるいは下回る場合には、最終的な各項目の評価が変わる可能性があります。

野中会長 : この進捗状況と評価というのは暫定で、今年度意識調査をして、最終的な評価を取りまとめるようです。

また、国の施策が資料No.1-4にまとめられていて、こちら盛りだくさんの内容ですが、それを受けてつくば市としてどう施策にメリハリをつけていくのかを咀嚼しながら、取り入れていくのかと思います。

それでは、今年度実施する意識調査について見ていきたい
と思います。その前に確認ですが、成果指標と調査項目の関
係は、整理されているのでしょうか。

事務局 : つくば市文化芸術推進基本計画の 27 ページを御覧ください。
そちらに詳細が書かれていますが、調査項目から成果指
標と関連する項目の選別をして、その満足度の合計を割り出
したものを、判断の基準としています。

野中会長 : ありがとうございます。資料No.1-2 について他に御意見が
ないようでしたら、続いて資料No.1-5 の調査項目の内容を確
認していきたいと思います。

今年度、同様に意識調査を行うことになりましたが、ここでの
議論は、平成 30 年度に実際行われた調査項目を下敷きと
しながらも、今年度アレンジする必要があるかどうかなどにつ
いて御意見等いただければと思います。

項目が多く、回答する側からするといろいろ答えなければ
いけないので時間を要すると思いますが、いかがでしょうか。
実際に回答する側の立場になった想定をしていただくのも
良いと思います。

矢島委員 : 問 1 ですが、設問が基本的に公共的なものに限られている
理由はあるのでしょうか。

事務局 : 行政の計画という前提があるので、公共的なものに偏って
いるところがあると思います。5 年前と今とは文化芸術に対
する関わり方が変わっていますので、設問内容は検討しま
す。ただ、現計画と次期計画の比較に使えなくなる部分が出
てきますので、そこをうまく合わせながら比較できるような
項目設定をしたいと思います。

矢島委員 : この5年間で、芸術とかアートとか文化に対する楽しみ方が変わっていると思っていて、映画も映画館で見るよりサブスクリプションサービスなどで見る機会が増えています。漫画にしても、やはりこの5年間で産業として大きくなっていて、行政が関わらない部分だとは思いますが、そういう形で楽しんでいる部分はすごく大きいと思います。なので、そこは何かしらの形で調査した方が、市民がどういう形で文化を楽しんでいるのか見えるような気がします。

あと一つ疑問だったのが、「映画館での鑑賞」の実写とアニメが別々の回答項目になっているところで、若い世代は実写とアニメという分け方で見ていない気もするので、比較という意味で置いていていいのかもしれませんが。これを分けることで何が知りたかったのかが気になりました。

根津委員 : 同じようなことだと思いますが、問1の設問で「自宅のテレビやパソコン等での鑑賞を除き」とありますが、感染症拡大の影響を受け、自宅のテレビやパソコン等での鑑賞が非常に増えています。

漫画という話も出ましたけれども、文化芸術というのは、美術館やホールで見るだけではないので、例えば読書のようなものは含まれないでしょうか。ホールなどに行くとか、そこで鑑賞はしていないけれども、自宅などで文化芸術に親しんでいる人は、完全に排除されているように思えます。

感染症拡大の影響を受けて、ホールで鑑賞できないものをオンライン配信するケースは増えているので、そのあたりはどこかに入れておいた方がいいと思います。

野中会長 : 5年前だと実際に現場に行くイメージが強かったと思いますが、今はオンライン配信がかなり勃興していますので、そのあたりの項目を増やす方が実態に合うと思います。美術館も閉館になったところが多かった時に、YouTube を使って館内を見に行けない人に向けて配信していたこともありました。

また、サブスクリプションサービスを利用した鑑賞はかなり増えている気もしますが、平成 30 年度の調査では「テレビ・パソコンの鑑賞を除く」と設問にあり、今回も同じようにすると整合性が合わなくなるので、内容を検討していただきたいと思います。

事務局 : 御意見ありがとうございました。項目の追加・修正など、検討いたします。

矢島委員 : 5年後のことまで考えて作るものになるので、仮想空間のことも少し入れた方がいいのかなとは思うんですよね。始めている人はまだすごく少ないと思いますが、今後この5年で、仮想空間で文化芸術に触れたり、バーチャル世界でのライブを体験したりすることは今後増えてくると思うので、そういうのも今のうちに設問項目に入れて、5年後どのぐらい変わったのか調査するのも面白いと思います。

野中会長 : どう項目を設定するかが難しそうですね。

矢島委員 : 難しいですね。今のオンライン環境は、基本的には今まで公の場で体験していたものが、家の中、パーソナル化したという形だと思いますが、バーチャル空間はまた別の空間になるので、「第3の場」という形になると思うんですね。平成 30 年に調査している内容が「第1の場」だと思

うんですけど、この5年で、スマホやパソコンで楽しむものが増えてきて、それは「第2の場」になっていると思いますが、「第3の場」が今出てきているところなので、その辺も含めて文化芸術っていうものを考えないと、追い切れないような気がします。

野中委員 : 「第3の場」の媒体はイメージとしてはどういうものでしょうか。

矢島委員 : そこは難しいですね。NFT（非代替性トークン/Non-Fungible Token）とって、例えば写真や絵画をデジタル化してデジタル空間で売買している人は増えていますが、そのあたりも念頭に調査をした方が、つくば市っぽいのかなという気はします。

根津委員 : 「第1の場」がホールや美術館、映画館などの現地に行って体験するもので、「第2の場」は、ここ数年増えてきたステージ発表そのままをオンライン配信して自宅で鑑賞するようなことをイメージしているのかなと私は思いました。仮想空間でアバターを作り、自分がその中に入って見に行く、体験しに行くっていうことが始まっていると思っていますが、そういうものを「第3の場」とするという理解でよろしかったでしょうか。

矢島委員 : はい、そうです。いわゆるメタバース空間のことを「第3の場」のイメージでお話ししました。

事務局 : お話のように文化芸術に触れる場はいろいろな場面が増えてきたと思いますが、一方で、調査で聞いた内容を基本計画の中で市の事業として各施策をどう位置付けていくのが難しいと思います。

基本計画は、あくまでも行政計画として市がやっていかなければならないことが主題になります。文化芸術に触れる場はいろいろな場面があって良いと思いますが、実際に施策事業をどう進めるかという指標にするための調査である、ということも念頭に御審議いただければと思います。

野中会長 : 矢島委員から、今の事務局からの話について何か御意見はありますか。

矢島委員 : 具体的に、行政がバーチャル空間で何ができるかという考えはまだありませんが、メタバース空間につくば市ができる可能性はあるとっていて、その時につくば市が市民に何かを提供できる可能性はあると思いますが、市がどこまでメタバース空間に関わっていくのかまではわかりません。

市民の意識を、把握しておくという意味での調査というイメージで言いました。市民がどういう形で楽しんでいるのかというのを捕捉する目的の調査をしたらどうだろうかという提案です。

事務局 : いろいろなことを聞いて知ることは非常に重要だと思いますが、一方で、聞いただけになってしまう調査にはしたくないと考えています。

野中会長 : 例えば平成 30 年度調査票の問 1 は、複数回答ができるようになっています。ここで回答がなかった項目について、それを行政が提供しないといけないという結論なるかという、必ずしもそうではないと思います。調査結果をどう解釈してどのように施策に落とし込むかは、その次のステップでも考えられるとも私は思います。

他に御意見はございますか。

- 矢島委員 : 調査内容に関する質問ではないのですが、これはどういった形式で調査を行うのでしょうか。
- 事務局 : 3,000 人の市民を無作為抽出し、調査票を郵送します。回答については、QR コード等を掲載して、郵送とインターネットの両方で回答できる方法を検討しています。
- 根津委員 : 年代と地域は、分けますか。
- 事務局 : つくば市文化芸術推進基本計画の 23 から 24 ページに前回の調査結果がありますが、そこでは回答者の属性という箇所では男女比や年齢層のほか、地区ごと、その年齢層別に分けて集計しています。今回もこのように無作為抽出します。
- 野中会長 : 前回と同様の方法をとるということですね。それについて御意見はありますか。
- 矢島委員 : 回答率が前回は 28.8%とありますが、デジタルでの回答も併用することで、もう少し増えてもいいのかなと思います。
- 事務局 : 我々としても調査の回答率は高いことを望んでいます。そのためにデジタルでの回答方法なども併用して回答率を上げていきたいと考えています。
- 矢島委員 : 例えば、つくば市のホームページから調査の回答ページに案内するなどで、不特定多数に行うことはできませんか。
- 事務局 : つくば市全体の戸数などをもとに、統計学上、市全体の意向と判断できるサンプリング数を目標として設定しています。回答率の予測から逆算して、無作為抽出する人数を決定し、それをさらに地域・年代別に細分化して抽出します。
- 矢島委員 : わかりました。ありがとうございます。

- 野中会長 : 前は送付も回収も郵送ですよ。今回は郵送で送って回答は、デジタルか郵送を選べるようにするということが、二重回答にはならないようにチェックするんですよ。
- 事務局 : 回答者ごとに番号を割り振るなど、重複しない方法を検討しています。
- 野中会長 : デジタルで回答してもらうことで、少しでも回答率を上げることを想定しているということですね。
- 田中秀夫委員 : 令和5年から令和9年度が第2期の計画期間という事でした。意識調査は現況の調査だと思いますが、その結果をもって今後5年間耐えられるような計画を策定していく、ということよろしいですよ。
- 事務局 : 意識調査の結果は、今後5年間でどのようなことを施策としてやっていくのかという、その目標を考えていくための資料とする予定です。
- 田中秀夫委員 : そうすると、矢島さんがいろいろお話されているように、今まさに大きく変化している時代で、今後5年間のお話をしようとするとき、矢島さんがおっしゃった仮想空間のように、今は若者のある部分の人たちしかやってないけれども、これから新しく展開してくるものが当然出てきます。
- 5年間の計画期間中にそういう新しい展開があれば、補正していくような変更は可能ですか。
- 事務局 : 今回は過去5年間の進捗のまとめとして調査をしました。今後、年度ごとに評価をしていく必要があると考えておりますが、1年ごとの評価に対して計画を変更するのは難しいので、どのように対応するか、今後検討します。

根津委員 : 問 15 の性別の回答項目について、当時の選択肢は「男・女」ですが、次回は増やしますか。

事務局 : 現在の市の基準に合わせて修正します。

野中会長 : ありがとうございました。それでは、諮問第 1 号について、いろいろと御意見をいただいたところですが、議論についてはここで一区切りつけたいと思います。御意見いただいた内容を踏まえて、今年度、具体的にどのような調査になるのか内容が示されるということです。

それでは続いて諮問第 2 号文化芸術創造拠点基本計画の審議に移ります。事務局より説明を受けたあと、審議に入りたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

<加藤文化芸術課主任より資料No.2-1 から 2-3 について説明>

野中会長 : ありがとうございました。本日の議論ですけれども、皆さんのお手元にある「つくば市文化芸術創造拠点基本計画案」、こちらの目次でいきますと第 1 章が「計画の目的」、第 2 章が「現況と課題」ということで、これまで審議されてきた内容や、既存の計画の内容を整理したものが中心になりますので、もしお気付きの点がありましたら、次回までの間に目を通していただいて御意見いただければと思います。本日は主に第 3 章にあたる基本計画の中の、「3-1 基本方針」と「3-2 導入機能」を中心に、御意見いただきたいと思います。

まず、「3-1 基本方針」のビジョン・コンセプト、及び事業方針ですが、供用開始以降、どのように展開していくのかという考え方の整理をしたものです。導入機能としてこれまでに御意見いただいたものをベースにししながら、叩き台として整理したものになります。これに加えて、委員の皆様から

御意見をいただいて再整理できればと思います。どの観点からでも結構ですので、御意見あるいは御質問はございますか。

矢島委員 : カフェ機能などはないのでしょうか。

事務局 : 今回の案では含めていません。都市計画法上、計画地が市街化調整区域に該当しますので、法令上実現できるか検討しなければいけません。

矢島委員 : 何でカフェかというと、田水山小学校は周りに何もありません。住宅地しかなくて飲食する場所がないとなると、ワークショップにしても、ギャラリー展示にしても、日頃ここで制作を行う人にとっての飲食の提供などが課題になってきます。「おしゃれなカフェがあるからアート鑑賞と併せて行ってみたい」という人もいますし、カフェの存在は動機付けの一つになりやすく、資料に掲載されているような事例でも、カフェが併設されているところが多いと思うんですよね。

アーツ千代田 3331 にもあると思いますし、アートだけにすると人が来づらくなる場所があって、例えばアートショップとかカフェがあると、訪れる人もカジュアルに来やすいと思います。余分な施設のように感じますが、意外とそこが来る人にとっては大きい動機になることもあると思います。スモールスタートということなのかもしれないですが、絞りすぎると今度は逆に人来なくなってしまうこともあると思います。

また、スモールスタートをしたいのかなというのはわかったんですが、ニーズがあれば施設を増やしていこうという場

合に、その後の予算が果たしてとれるのか心配なところがあります。このぐらいの効果だったら予算は出せないよね、と後々なりやすいと思ったので、最初から予算多めに始めてみた方がいいんじゃないかと思います。

事務局 : ありがとうございます。施設利用者数の想定等も今後行っていきますので、併せてカフェ等が法律上実現できるかという部分も含めて、検討します。

根津委員 : 施設機能のスタジオですが、ここでイメージしているスタジオの広さというのは、練習や映像制作、楽曲制作のみができる規模の広さでしょうか。

そういうスタジオがあって収容定員が 80 人でも 100 人でも良いですが、200 人くらい入れる大きさならすごく使いやすいと思います。お客さんも入ってきてライブもできるような、集客施設としてのイメージなのか、それとも少人数で使うイメージなのでしょう。

野中会長 : スタジオは練習が中心かと思いますが、発表する場としてスペースがとれるかどうかということですね。

事務局 : ここで挙げているスタジオは小規模なものを想定しています。御意見いただいたような大規模なスタジオが整備できるかどうかは、法令、あるいは建物の構造的な部分等も関わってきますので、詳細は検討が必要です。

次回以降の資料では、どういった部屋をどこに配置するかという案も御提示しますので、大規模なスタジオが必要といった御意見があれば、その際に改めていただければと思います。

田中佐代子委員 : 制作室ですが、平面絵画とかだとそれほど改修費用がかからないとは思いますが、立体となっていくと材質も陶芸とかガラスなどになってきますので、絵画全般とかある程度ジャンルを決めておいた方が、無難かなと思います。

野中会長 : 例えば立体造形ですと、騒音や粉塵の問題などもあるので、設備も含めてハード面の検討が必要という御意見かと思っています。

事務局 : 御指摘いただいた制作室は文化芸術創造拠点の主要な使い方の一つとなってくる部分かと思っていますので、制作や利用にあたって注意すべき点がありましたら、この場で御意見いただけますと、今後の検討材料になるかと思っています。

野中会長 : 筑波大学でも、絵の具もそのまま生活用廃水にできないので、別に溜めて廃棄物処理に回さないといけないものもありますし、空気や音の問題についても御留意いただければと思います。

宇津野委員 : 基本方針の中では触れられていませんが、当初示された交通アクセスの問題の中で、今のバス路線では祝祭日の10時以降は、3本ぐらいしかバスがないということでしたので、ある程度人を呼んで活況付けに成功して、次に事業を進めていく段階になったときのために、駐車場・駐輪場の拡幅や、コミュニティバスの増便なども検討してほしいと思います。

野中会長 : その部分は基本計画案の23から24ページあたりに、交通アクセスの現状について記載があります。おっしゃるように、土日祝日の午前9時以降、運転本数は3本しかないというように書かれていますが、このあたりを課題として挙げていただくということの御要望かと思っています。

事務局 : 野中会長に御指摘いただいた箇所で整理もしておりますし、「2.3. 課題の把握と課題への対応」という項目で整理しており、我々も課題として認識しております。

次回審議いただく内容で、「3.5.1. 交通アクセス」という項目がありますので、そこで課題への対応方法を改めて整理したいと考えています。

田中秀夫委員 : サウンディング型市場調査をやっていると思いますが、魅力を感じている部分や、逆に魅力がない部分など、事業者から何か意見はあったかお伺いします。この審議会を中心に審議していますが、社会的にどう見られているか、少し意見が欲しいです。

もう1点、私が前々から言っていのように素晴らしい場所ですが景観が悪いので、そのあたりは計画の中でどのように整理されていくのかお伺いします。

事務局 : まず、サウンディング型市場調査についてですが、今後、参加事業者に提出いただく提案書の中に「つくば市への要望」などを記入できる項目を設けていますので、そちらで把握する予定です。事業者からいただいた提案については、次回以降、委員の皆様にも共有できる形で資料をまとめていきたいと考えています。

筑波山の景観ですが、田中委員がおっしゃるように、校舎から見えないために敷地北側の木をなんとかできないかという意見があったと思います。「筑波山を見る景観」を考えるのと同時に、「文化芸術創造拠点を眺望する景観」というのも考えていきたいと思います。今後審議いただく内容の中に、「3.4.1. 景観の保全」というのもありますので、どのよ

うな景観形成を図っていくかも検討していきたいと考えています。

矢島委員 : 田水山小学校跡地利活用推進協議会について、何名ぐらいでどのぐらい活動されているのか教えていただけますか。活発に活動しているのであれば、そういう方たちにも議論に交じっていただいて、お話をできた方がいいのかなと思います。

事務局 : 田水山小跡地利活用推進協議会については、組織自体は少なくとも2年ほど前からは存続していますが、先日、私どもがお話したところ、ここ数年、感染症拡大の影響もあって、なかなか活動ができないというお話はされてきました。会員数は今この場で明言できるような資料が手元にないのでわかりませんが、主な構成員としては地元の元区長などと伺っています。

同協議会からいただいた意見は、資料 No. 2-1 に掲載しておりますが、今後、必要があれば御意見を伺う機会を改めて設けたいと考えています。

矢島委員 : 多分、地元の人たちだと思うので、間違いなく最初のユーザーになってくれやすい人たちだと思うんですね。なので、その人たちに一緒にどういう空間を作るのかという話し合いに参加してもらうのは、すごく重要なことだろうなと思っていて、僕も地元の小学校が廃校になって、活用についていろいろ行政とやりとりさせていただいたことあるんですけど、地元の小学校に対する思いっていうのは、地元の人たちにはすごくあると思うので、そういう人たちに積極的に参加してもらって一緒に作る形になっていく方が、例えばアーテ

ィストの人たちがそこに入ったときに、地元の人たちとその場で交流が生まれたり、近所のおじさんが野菜持ってきてくれたり、地域が受け入れてくれる形がこれをきっかけにできる可能性があるので、積極的に内側に入ってもらって一緒にやっていく形をできるだけ作っていった方がいいだろうなとは思っています。

事務局 : 今回お話したのは区長や協議会の方のみでしたが、今後は住民説明会等も並行して行っていく予定ですので、様々な方から御意見いただける機会も設けていきたいと考えています。

神谷委員 : 確認ですが、体育館は引き続き学校開放のみの利用でしょうか。

事務局 : 現状、教育施設という区分にはなっていますので学校開放制度の中で、現在も貸し出しています。今後も基本的には貸し出しする形で整理していきたいと思いますが、それをどういう制度の中で運用していくかは他の学校の活用事例も踏まえて、検討していきたいと考えています。

神谷委員 : 今、学校開放で利用しているのは多分3団体ぐらいでしたか。体育館は大きなスペースでもありますので、利用団体も継続して使えるようにするのと、先ほど意見のあったコンサートなどの催し物でも利用できるような柔軟な対応を取れるように、これから協議できればいいのかなと思います。

野中会長 : よろしいでしょうか。一旦ここで区切りとさせていただきます。今日いろいろと御意見いただいたものをベースにしながら、事務局で取りまとめをお願いします。

3 その他

< 矢口文化芸術課長補佐から第3回審議会の日程調整について >

< 第3回審議会は令和4年（2022年）10月14日13時30分から決定 >

4 閉会

< 矢口文化芸術課長より閉会の宣言 >

令和4年度 第2回つくば市文化芸術審議会 次第

日時 令和4年(2022年)8月4日(木)

午後2時30分から

場所 つくば市役所2階 会議室203

1 開会

2 議事

審議事項

(1) 諮問第1号 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について

(2) 諮問第2号 「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について

3 その他

4 閉会

配布資料

資料No.1-1 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について

資料No.1-2 「つくば市文化芸術推進基本計画」進捗状況と評価

資料No.1-3 「つくば市文化芸術推進基本計画」進捗状況と評価 説明用資料

資料No.1-4 文化芸術推進基本計画(第2期)の策定に向けて【諮問の概要】

資料No.1-5 平成30年度文化芸術に関する市民意識調査質問項目

資料No.2-1 「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について

資料No.2-2 「文化芸術創造拠点基本計画」案

資料No.2-3 「文化芸術創造拠点基本計画」案 説明用資料

諮問第 1 号「つくば市文化芸術推進基本計画（第 2 期）」の策定について

1 現計画の進捗状況と評価について

基本施策の内容に基づき、各事業の担当課に事業の進捗状況を確認し、事務局で施策ごとに評価をとりまとめた。詳細は資料No. 1 - 2を参照。

「事業の進捗状況評価」については、計画策定時の各事業の状況から比較した現段階の進捗度などを考慮し、表 1 のとおり各施策で総合的な進捗状況を判断した。

「コロナの影響」については、次の表 2 の基準により、各担当部署の判断を考慮して、各施策で総合的な影響度を判断した。

表 1 つくば市文化芸術推進基本計画 進捗状況の評価

A	成果が上がっている
B	一定の成果は上がっている
C	成果は上がっていない

表 2 つくば市文化芸術推進基本計画 新型コロナウイルスの影響

3	影響が大きく実施できないことが多かった
2	影響はあったが実施方法を検討し、実施できた
1	影響は無く、実施できた

2 国の動向

「文化芸術推進基本計画第 2 期（令和 5 年度から令和 9 年度）」の策定に向け、資料No. 1 - 4 のとおり、諮問の概要が公開された。

3 市民意識調査

(1) 平成 30 年度市民意識調査

平成 30 年度の市民意識調査は資料No. 1 - 5 のとおり実施された。

(2) 計画の指標

本市が目指す「アートで編む」の実現に向けて、自己評価をするとともに、次に掲げる評価指標を計画における数値目標として表 3、表 4 のとおり定めた。

令和 4 年に実施する市民意識調査では、次の項目の評価を行うとともに次期計画へ市民意見を反映する。

表 3 「つくば市民意識調査」による評価

成果指標	現状	結果（目標）
基本施策に係る満足度	(2018 年度) 43.1%	(2021 年度) 38.8% (44.9%)

表 4 「文化芸術に関する市民意識調査」による評価

成果指標	現状	目標
基本施策に係る満足度	(2018 年度)	(2022 年度)
文化芸術に接する機会の拡充	26.1%	28.1%
すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	23.0%	25.0%
文化芸術に資する人材の育成と活用	12.0%	14.0%
地域に根付いた伝統の継承・発展	17.0%	19.0%
多文化共生による文化芸術の発展	24.1%	26.1%
科学技術と融合した文化芸術の振興	21.0%	23.0%
文化芸術によるイノベーションの創出	12.8%	14.8%
自然との共生による文化芸術の振興	19.7%	21.7%
プラットフォームの形成	11.0%	13.0%
文化施設の整備と活用	29.4%	31.4%
文化芸術情報の収集と提供	18.2%	20.2%

4 参考：今後の審議スケジュール

表 5 「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」策定スケジュール

		日程	審議事項
令和4年度	第2回	8月4日	・現計画の進捗状況と評価
	第3回	10月上旬	・調査項目の検討
	第4回	11月下旬	
	第5回	3月中旬	・集計結果の報告
令和5年度	第1回	5月上旬	・計画の目的 ・文化芸術推進の現状と課題
	第2回	7月上旬	・基本理念・基本的方向 ・文化芸術推進の基本施策
	第3回	9月上旬	・実現に向けた推進体制
	第4回	3月中旬	・最終報告

つくば市文化芸術推進基本計画 進捗状況と評価

<評価>

- A:成果が上がっている
- B:一定の成果は上がっている
- C:成果は上がっていない

<コロナの影響>

- 3:影響が大きく実施できないことが多かった
- 2:影響はあったが実施方法を検討し、実施できた
- C:影響は無く、実施できた

基本理念	基本的方向	基本施策・成果指標	主要施策	主な事業	成果	課題	評価	コロナの影響
アートで編む	① 文化芸術を創造するまち「つくば」	文化芸術に接する機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞機会の充実 ・鑑賞者向けワークショップの充実 ・市民参加型事業の充実と多様化 ・市民主体の文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化公演事業 ・文化芸術関連ワークショップ ・市民文化祭 ・つくば国際音楽祭 ・つくばで第九 ・つくばショートムービーコンペティション ・メディアアート・フェスティバル 等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを通じたオンライン配信 ・代替事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じての事業の実施 ・実施可能な事業の検討 	B	3
		すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒等の文化芸術体験活動の推進 ・児童、生徒等の文化芸術鑑賞活動の推進 ・世代に合わせた付加サービスの充実 ・文化芸術による障害者等の生活の質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・財団によるアウトリーチ事業 ・夏休みアート・デイキャンプ ・アート探検隊 ・芸術鑑賞会 ・豊かな心育成事業 ・劇団四季による無料招待公演 ・学生割引公演 ・ひとり親家庭の招待講演 ・チャレンジアートフェスティバル 等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な芸術活動の実施 → 児童生徒の豊かな情操育成 ・児童生徒の交流 ・障害者(児)の意欲向上と社会参加の促進 ・障害者理解の推進 ・代替事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策を講じた舞台発表、表現や鑑賞の手法の検討 	B	3
		文化芸術に資する人材の育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成 ・各種文化芸術を担う人材育成事業の推進 ・(仮称)つくば文化芸術賞の設置 ・文化芸術振興功労賞等の創設 ・文化芸術活動ボランティアの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・アーティスト支援事業(アトリサーチ・ラボ 等の実施) ・サポーター会員 ・公演ボランティア 等の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術に関わる市民の増加(サポーター会員、公演ボランティア 等) ・市内アーティスト育成支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・賞の創設には至らず → 有効性や必要性の検討 	B	3
	② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	地域に根付いた伝統の継承・発展	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財等の保存と有効活用 ・郷土の伝統文化、芸能の保護・継承 ・文化資源活用事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種文化財・埋蔵文化財の調査・保存 ・小田城跡保存 ・金田官衙遺跡 ・文化財維持管理 ・巡回企画展・文化財イベントの開催 ・学校での伝統文化教育 ・文化財サポーターの育成 ・民有文化財の補助 ・さくら民家園の活用 ・まつりつくばの開催 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存 ・調査結果が市の歴史資料となり、展示、講座、イベントの実施 → 市民が歴史に触れる機会の提供 ・市指定無形民俗文化財の活動へ補助金交付 ・さくら民家園の一般開放 → 伝統的な農家住宅を知る機会、憩いの場の提供 ・代替イベントの開催 → 経済活動の推進、市内物産品のPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発増に伴う埋蔵文化財調査件数の増加対策 ・平沢官衙遺跡再整備事業の推進 ・つくば駅周辺のマンション建設による「まつりつくば」の開催方針 ・コロナ禍での文化財公開機会の提供と支援 	B	3
		多文化共生による文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人や姉妹都市を通しての異文化理解と多文化共生社会の促進 ・多言語による情報提供 ・国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の確立 ・つくばの多様な魅力の世界への発信 ・アーティスト・イン・レジデンスの促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際理解講座、世界お茶のみ話、国際交流フェア 等の開催 ・多言語による外国語広報誌発行 ・姉妹都市・友好都市等との連携(グルノーブル屋外映画祭への出品、音楽家派遣、来市に対しての日本文化体験、工芸品の出展 等) ・文化芸術アーカイブ アートチャンネルやInstagramの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる事業実施 ・手法を工夫した異文化理解への事業実施 ・外国語広報誌の発行部数増加 ・姉妹都市・友好都市等との連携 ・文化芸術アーカイブ等からの発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じた適切な手法での事業実施 ・外国語広報誌の周知強化 ・海外でのPR機会の増減があり得ること ・アーカイブの視聴者数を伸ばすための広報活動強化 	B	2

基本理念	基本的方向	基本施策:成果指標	主要施策	主な事業	成果	課題	評価	コロナの影響
アートで編む	③ 新しい文化を創出するまち「つくば」	科学と融合した文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな文化芸術の推進 ・新たな文化芸術関連ワークショップの充実 ・つくば発の、新たな文化芸術を創造する芸術家への支援強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイエンス・ハッカソンでのコーディネート ・メディアアート・フェスティバルの開催 ・ショートムービー・コンペティションの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイエンス・ハッカソンによる作品展示 → G20大臣会合の機運醸成に貢献 つくばの魅力の新たな発信方法の確立 ・事業継続による認知度の向上 → 来場者の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・アーティストの意図の正確な把握 ・研究者・研究機関への事業趣旨の理解浸透 ・社会情勢の変化に対応した事業の継続方法 	B	2
		文化芸術によるイノベーションの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との連携による文化芸術の発展 ・クリエイティブ産業による人材育成及び地域の活性化 ・食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進 ・スポーツ文化による地域の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ事業アクセラレーションプログラムの実施 ・周遊観光推進事業(旧フットパスの発行) ・つくばコレクションの認定 ・「つくば市、(株)つくば電気・通信及びデジタルハリウッド(株)によるIT・クリエイティブ産業の活性化に関する連携協定」に基づくIT・クリエイティブ産業の人材育成、クリエイティブ産業の製品・サービスの社会実装支援 ・スポーツ教室やつくばマラソン等スポーツ大会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップの事業の拡大 ・クリエイティブ人材と研究者の出会いの場の構築 ・新たなエンターテインメントの体験機会の創出 ・つくばコレクション認証による販路拡大 ・文化芸術分野を含めたスタートアップ支援 ・旧フットパスによる誘客 ・コロナ禍でのスポーツ教室開催 ・オンラインによるつくばマラソンの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内における顧客・市場の確保 ・コロナ禍でのPR機会の創出 ・新たなコンテンツ設定 → 周遊観光事業の推進 ・開催規模の検討 ・コロナ禍での実施方法の検討 	B	2
	④ 自然が感性を培うまち「つくば」	自然との共生による文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境との共生を図る事業の充実 ・自然と共存する都市景観の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市屋外広告物条例に基づく許可 ・アートセッションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を生かしたアートセッションの実施 ・つくば市屋外広告物条例の適正な運用と周知 ・無秩序な広告物の防止 ・街並み景観、道路沿道景観、都市景観等の維持保全。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と共存・共生する文化芸術活動の推進 → 市民へのアピール 市民意識の向上 	A	1
	⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」	プラットフォームの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成 ・文化芸術創造拠点の形成 ・つくば発の文化芸術のアーカイブの構築 ・市、教育委員会(学校含む)、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等とのネットワークの構築 ・文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術創造拠点の形成(旧田水山小学校) ・筑波大と財団との連携事業(アート・デイキャンブ、小学校でアウトリーチの実施) ・文化芸術活動支援 ・ノバホール・つくばカピオのアーカイブ運用 ・つくばアートチャンネルアーカイブの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術創造拠点の形成に向けた計画 ・市内の大学との連携事業の実施 ・アーカイブを活用した事業や情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術創造拠点基本計画の策定 ・文化芸術創造拠点への市民の理解促進と有効性のPR ・ソフト面でのプラットフォーム形成の推進 	A	2
		文化施設の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市の文化施設の整備と活用 ・県の文化施設、大学関連施設及び市内の民間施設等との連携強化 ・公共空間の活用によるにぎわい創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館の活用 ・茨城県近代美術館やつくば美術館との連携 ・公園やペDESTリアンデッキ・広場の活用(つくばペデカフェプロジェクト 等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じてのイベントの実施 ・一部の事業を先送りしたが、概ね実施 ・公共空間での地域団体等との連携イベント実施 → 街のにぎわいを創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じての事業実施方法の検討 ・老朽化した施設や設備の計画的な改修・修繕 ・文化会館アルス改修・修繕での茨城県との協議 ・公共空間活用の仕組みの整理 	A	3
		文化芸術情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市内の文化芸術活動情報の収集 ・ケーブルテレビ、地域情報誌等の有効活用 ・市の広報媒体の有効活用 ・ソーシャルネットワークサービスの有効活用 ・つくば市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙(かわら版含む)の発行 ・市公式HP・SNSの運用 ・ACCS・常陽リビング・新聞広告等の活用 ・つくばアートチャンネルの運用 ・情報誌「芸文筑波」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、HP、SNSによる文化芸術情報の発信 → 幅広い年齢層への情報発信 ・文化芸術に特化した情報発信(つくばアートチャンネル) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の声を反映した広報紙、HPの改善 ・情報発信の充実 ・つくスマアプリを活用した広報活動 ・アートチャンネルの認知度向上 	B	2

つくば市文化芸術推進基本計画 進捗状況と評価

つくば市 市民部
文化芸術課

1 文化芸術推進の基本施策

基本的方向

①文化芸術を創造するまち「つくば」



1 文化芸術に接する機会の拡充

2 すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり

3 文化芸術に資する人材の育成と活用

②多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」



4 地域に根付いた伝統の継承・発展

5 多文化共生による文化芸術の振興

③新しい文化を創出するまち「つくば」



6 科学と融合した文化芸術の振興

7 文化芸術によるイノベーションの創出

④自然が感性を培うまち「つくば」



8 自然との共生による文化芸術の振興

9 プラットフォームの形成

⑤文化芸術を実践するまち「つくば」



10 文化施設の整備と活用

11 文化芸術情報の収集と提供

アートで編む

2 主な事業 ①文化芸術を創造するまち「つくば」（基本施策1～3）

1 文化芸術に接する機会の拡充

- ・芸術文化公演事業
- ・文化芸術関連ワークショップ
- ・市民文化祭
- ・つくば国際音楽祭
- ・つくばで第九
- ・ショートムービーコンペディション
- ・メディアアート・フェスティバル

2 すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり

- ・アウトリーチ事業
- ・夏休みアート・デイキャンプ
- ・アート探検隊
- ・芸術鑑賞会
- ・豊かな心事業
- ・劇団四季による無料招待公演
- ・学生割引
- ・ひとり親家庭の招待公演
- ・チャレンジアートフェスティバル

3 文化芸術に資する人材の育成と活用

- ・アーティスト支援事業（アトリサーチ・ラボ）
- ・サポーター会員
- ・公演ボランティア



2 主な事業 ②多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」（基本施策4～5）

4 地域に根付いた伝統の継承・発展

- ・各種文化財・埋蔵文化財の調査・保存
- ・小田城跡保存
- ・金田官衙遺跡保存
- ・文化財維持管理
- ・巡回企画展の実施
- ・文化財イベントの開催
- ・学校での伝統文化教育
- ・文化財サポーターの育成
- ・民有文化財の補助
- ・さくら民家園の活用
- ・まつりつくばの開催

5 多文化共生による文化芸術の振興

- ・国際理解講座の開催
- ・世界お茶飲み話の開催
- ・国際交流フェアの開催
- ・多言語による外国語広報誌の発行
- ・姉妹都市・友好都市等との連携
（グルノーブル屋外映画祭への出品、音楽家派遣、日本文化体験、工芸品の出展等）
- ・文化芸術アーカイブ「つくばアートチャンネル」やInstagramの運用



2 主な事業 ③新しい文化を創出するまち「つくば」（基本施策6～7）

6 科学と融合した文化芸術の振興

- ・サイエンス・ハッカソンでのマッチング
- ・メディアフェスティバルの開催
- ・ショートムービーコンペティションの開催

7 文化芸術によるイノベーションの創出

- ・スタートアップ事業アクセラレーションプログラムの実施
- ・周遊観光推進事業（旧フットパスの発行）
- ・つくばコレクションの認定
- ・「つくば市、（株）つくば電気通信及びデジタルハリウッド（株）によるIT・クリエイティブ産業の活性化に関する連携協定」に基づくIT・クリエイティブ産業の人材育成
- ・スポーツ教室やつくばマラソン等スポーツ大会の開催

2 主な事業 ④自然が感性を培うまち「つくば」（基本施策8）

8 自然との共生による文化芸術の振興

- ・つくば市屋外広告物条例に基づく許可
- ・アートセッションの実施



2 主な事業 ⑤文化芸術を実践するまち「つくば」（基本施策9～10）

9 プラットフォームの形成

- ・文化芸術創造拠点の形成（旧田水山小学校）
- ・筑波大学と財団との連携事業（アート・デイキャンプ、小学校でのアウトリーチの実施）
- ・文化芸術活動支援
- ・ノバホール、つくばカピオのアーカイヴ運用
- ・「つくばアートチャンネル」の運用

10 文化施設の整備と活用

- ・中央図書館の活用
- ・茨城県近代美術館、つくば美術館との連携
- ・公園、ペDESTリアンデッキ、広場の活用（つくばペデカフェプロジェクト等）

11 文化芸術情報の収集と提供

- ・広報誌の発行
- ・つくば市かわら版チャンネルの発信
- ・市公式HP・SNSの運用
- ・ACCS、常陽リビング、新聞広告等の活用
- ・「つくばアートチャンネル」の運用
- ・情報誌「芸文つくば」の発行



3 事業の進捗状況評価について

進捗状況評価（評価）

計画策定時の状況から比較した現段階の進捗による評価

- A：成果が上がっている
- B：一定の成果は上がっている
- C：成果は上がっていない

新型コロナウイルスの影響

事業実施にあたり、どの程度影響があったのかを判断

- 3：影響が大きく実施できないことが多かった
- 2：影響はあったが実施方法を検討し、実施できた
- 1：影響は無く、実施できた



4 成果と課題 ①文化芸術を創造するまち「つくば」（基本施策1～3）

1 文化芸術に接する機会の拡充

評価：B コロナの影響：3

- ・ SNSを通じたオンライン配信
- ・ 代替事業の実施

- ・ 感染症対策を講じての事業の実施
- ・ 実施可能な事業の検討

2 すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり

評価：B コロナの影響：3

- ・ 多様な芸術活動の実施→児童生徒の豊かな情操
- ・ 児童生徒の交流
- ・ 障害者（児）の意欲の向上と社会参加の促進
- ・ 障害者理解の促進
- ・ 代替事業の実施

- ・ 感染予防対策を講じた舞台発表、表現や鑑賞の手法の検討

3 文化芸術に資する人材の育成と活用

評価：B コロナの影響：3

- ・ 文化芸術に関わる市民の増加（サポーター会員、公演ボランティア）
- ・ 市内アーティスト育成支援事業

- ・ 賞の創設には至らず→有効性や必要性の検討

成果

課題



4 成果と課題 ②多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」（基本施策4～5）

4 地域に根付いた伝統の継承・発展

評価：B コロナの影響：3

- ・文化財の保存
- ・調査結果が市の歴史資料となり展示、講座、イベントを実施→市民が歴史に触れる機会の提供
- ・さくら民家園の一般開放
→伝統的な農家住宅を知る機会、憩いの場
- ・代替イベントの実施
→経済活動の推進、物産品のPR

- ・開発増に伴う埋蔵文化財調査件数の増加対策
- ・平沢官衙遺跡再整備事業
- ・つくば駅周辺のマンション建設による「まつりつくば」の開催方針
- ・コロナ渦での公開機会の提供と支援

5 多文化共生による文化芸術の振興

評価：B コロナの影響：2

- ・オンラインによる事業実施
- ・手法を工夫した異文化理解への事業実施
- ・外国語広報誌の発行部数増加
- ・姉妹都市・友好都市との連携
- ・文化芸術アーカイブ等からの発信

- ・状況に応じた適切な手法での事業実施
- ・外国語広報誌の周知強化
- ・PR機会の増減
- ・視聴者数を伸ばすための広報活動の強化

成果

課題



4 成果と課題 ③新しい文化を創出するまち「つくば」（基本施策6～7）

6 科学と融合した文化芸術の振興

評価：B コロナの影響：2

- ・サイエンス・ハッカソンによる作品展示
→G20大臣会合の機運醸成に貢献
新たな発信方法の確立
- ・事業継続による認知度の向上
→来場者の増加

- ・アーティストの意図の正確な把握
- ・研究者・研究機関への事業趣旨の理解浸透
- ・社会情勢の変化に対応した事業の継続方法

7 文化芸術によるイノベーションの創出

評価：B コロナの影響：2

- ・スタートアップ事業の拡大
- ・人材と研究者の出会いの場の構築
- ・新たなエンターテインメントの体験機会の創出
- ・つくばコレクション認証による販路拡大
- ・文化芸術分野を含めたスタートアップ支援
- ・旧フットパスによる誘客
- ・コロナ渦でのスポーツ教室の開催
- ・オンラインによるつくばマラソンの開催

- ・市内における顧客・市場の確保
- ・コロナ渦でのPR機会の創出
- ・新たなコンテンツ設定→周遊観光事業の推進
- ・開催規模の検討
- ・コロナ渦での実施方法

成果

課題



4 成果と課題 ④自然の感性を培うまち「つくば」（基本施策8）

8 自然との共生による文化芸術の振興

評価：A コロナの影響：1

- ・自然を生かしたアートセッションの実施
- ・つくば市屋外広告物条例の適正な運用と周知
- ・無秩序な広告物の防止
- ・街並み景観、道路側道景観、都市景観等の維持保全

- ・自然と共存・共生する文化芸術活動の推進
→市民へのアピール
市民意識の向上

成 果

課 題



4 成果と課題 ⑤文化芸術を实践するまち「つくば」（基本施策9～11）

9 プラットフォームの形成

評価：A コロナの影響：2

- ・文化芸術創造拠点形成に向けた計画
- ・市内の大学との連携事業の実施
- ・アーカイブを活用した事業や情報発信

- ・文化芸術創造拠点基本計画の策定
- ・文化芸術創造拠点への市民の理解促進とPR
- ・ソフト面でのプラットフォーム形成の推進

10 文化施設の整備と活用

評価：A コロナの影響：3

- ・感染症対策を講じてのイベントの実施
- ・一部の事業を先送りにしたが、概ね実施
- ・公共空間での地域団体等との連携イベント実施
→街のにぎわいを創出

- ・感染症対策を講じての事業実施方法の検討
- ・老朽化した施設や設備の計画的な改修・修繕
- ・文化会館アルス改修・修繕での茨城県との協議
- ・公共空間活用の仕組みの整理

11 文化芸術情報の収集と提供

評価：B コロナの影響：2

- ・広報誌、HP、SNSによる文化芸術情報の発信
→幅広い年齢層への情報発信
- ・文化芸術に特化した情報発信
(つくばアートチャンネル)

- ・市民の声を反映した広報誌、HPの改善
- ・情報発信の充実
- ・つくスマアプリを活用した広報活動
- ・つくばアートチャンネルの認知度向上



成 果

課 題

5 国の動向

令和4年6月28日 文部科学大臣から文化審議会へ諮問

新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策について

—「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定に向けて—

中心審議内容

- 1 ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策
- 2 文化と経済の好循環を創造するための方策
- 3 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策について
—「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定に向けて—【諮問の概要】

資料 1

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条

政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

「文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）《平成30年度～令和4年度》

我が国文化芸術が、「本質的価値」と併せて「社会的・経済的価値」を有するという視点に立つたうえで、4つの目標（「文化芸術の創造・発展・継承と教育」、「創造的に活力ある社会」、「心豊かで多様性のある社会」、「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」）とそれを実現するための戦略を提示。

第1期計画期間中の文化芸術分野を取り巻く状況

【文化庁の機能強化】

- ・平成30年10月、文化芸術基本法に基づく新たな文化芸術行政の展開を図るべく、文部科学省設置法を改正。
- ・令和2年4月、文化庁に、文化観光及び食文化の振興を推進する組織の設置。

【コロナ禍の文化芸術】

- ・コロナ禍の影響により、文化芸術団体等は公演等のイベントの中止・延期・規模縮小等を余儀なくされた。地域の絆の礎である、地域伝統行事等にも大きな打撃。
 - ・入国制限・国内移動制限、イベント自粛等の要請により、文化と観光の好循環の創出が困難に。
 - ・文化芸術を生業とするフリーランスの地位の不安定さ等が明らかに。統括団体の機能の重要性が再認識された。
- ⇒第1期計画期間中の後半は、疲弊する文化芸術団体の活動を支え、わが国の文化芸術の灯を消さず、いかに次世代に継承するかという視点を重視した政策を展開

【社会の変化に対応した政策展開】

- ・文化芸術のグローバル展開を効果的に進める必要性。
- ・デジタル化の進展等による表現活動や鑑賞形態の多様化。ビジネスモデルの変容の加速。
- ・芸術教育の充実や文化芸術鑑賞・体験機会の確保を図る必要性。
- ・国際会議等で、文化は特に持続可能な開発の原動力であることが明記。
- ・グローバル化やデジタル化、国民の文化芸術活動の成熟化等を踏まえた、現場の実情に合った効果的な支援の実施、戦略的な文化芸術政策展開の必要性。

諮問事項

第1期計画期間における文化芸術政策の推進状況、コロナ禍での文化芸術政策をめぐる課題等を踏まえ、「文化芸術推進基本計画（第2期）」《令和5年度～9年度》の策定に向け、特に、以下の事項を中心に審議。

① ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策

- ・長期的な文化芸術の振興のあるべき姿と、特に今後5年間に於いて取り組むべき方策。
- ・「文化芸術の担い手」となる団体・関係者や文化芸術活動への支援強化、芸術教育の充実、食文化をはじめとする生活文化の振興、国立文化施設や博物館の機能強化、文化財を効果的に活用しつつ次代に守り伝えていくための方策、デジタル時代に対応した著作権制度・政策の方向性、国語・日本語教育の振興方策等。

② 文化と経済の好循環を創造するための方策

- ・文化芸術分野で成長と分配の好循環を実現していくための、日本博2.0の推進等の具体的な方策等。
- ・我が国の有形・無形文化財、伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、現代アート等の多様な文化芸術のグローバルな展開方策等。
- ・多様なアート市場を活性化するための、アート市場の国際拠点化等の具体的な方策等。

③ 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

- ・文化芸術行政の推進サイクル。
- ・デジタル時代にどのように文化芸術を花開かせるか、それを行政がいかに支援するか。
- ・文化芸術による地域活性化に向け、地域の文化資源を保護・活用し、文化芸術の担い手の育成や振興拠点を強化していくための方策等。

文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第七条

政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

「文化芸術推進基本計画-文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる-（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）《平成30年度～令和4年度》

我が国文化芸術が、「本質的価値」と併せて「社会的・経済的価値」を有するという視点に立ったうえで、4つの目標（「文化芸術の創造・発展・継承と教育」、「創造的で活力ある社会」、「心豊かで多様性のある社会」、「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」）とそれを実現するための戦略を提示。

第1期計画期間中の文化芸術分野を取り巻く状況

【文化庁の機能強化】

- ・平成30年10月、文化芸術基本法に基づく新たな文化芸術行政の展開を図るべく、文部科学省設置法を改正。
- ・令和2年4月、文化庁に、文化観光及び食文化の振興を推進する組織の設置。

【コロナ禍の文化芸術】

- ・コロナ禍の影響により、文化芸術団体等は公演等のイベントの中止・延期・規模縮小等を余儀なくされた。地域の絆の礎である、地域伝統行事等にも大きな打撃。
 - ・入国制限・国内移動制限、イベント自粛等の要請により、文化と観光の好循環の創出が困難に。
 - ・文化芸術を生業とするフリーランスの地位の不安定さ等が明らかに。統括団体の機能の重要性が再認識された。
- ⇒第1期計画期間中の後半は、疲弊する文化芸術団体の活動を支え、わが国の文化芸術の灯を消さず、いかに次世代に継承するかという視点を重視した政策を展開

【社会の変化に対応した政策展開】

- ・文化芸術のグローバル展開を効果的に進める必要性。
- ・デジタル化の進展等による表現活動や鑑賞形態の多様化。ビジネスモデルの変容の加速。
- ・芸術教育の充実や文化芸術鑑賞・体験機会の確保を図る必要性。
- ・国際会議等で、文化は特に持続可能な開発の原動力であることが明記。
- ・グローバル化やデジタル化、国民の文化芸術活動の成熟化等を踏まえた、現場の実情に合った効果的な支援の実施、戦略的な文化芸術政策展開の必要性。

諮問事項

第1期計画期間における文化芸術政策の推進状況、コロナ禍での文化芸術政策をめぐる課題等を踏まえ、「文化芸術推進基本計画（第2期）」《令和5年度～9年度》の策定に向け、特に、以下の事項を中心に審議。

① ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策

- ・長期的な文化芸術の振興のあるべき姿と、特に今後5年間において取り組むべき方策。
- ・「文化芸術の担い手」となる団体・関係者や文化芸術活動への支援強化、芸術教育の充実、食文化をはじめとする生活文化の振興、国立文化施設や博物館の機能強化、文化財を効果的に活用しつつ次代に守り伝えていくための方策、デジタル時代に対応した著作権制度・政策の方向性、国語・日本語教育の振興方策等。

② 文化と経済の好循環を創造するための方策

- ・文化芸術分野で成長と分配の好循環を実現していくための、日本博2.0の推進等の具体的な方策等。
- ・我が国の有形・無形文化財、伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、現代アート等の多様な文化芸術のグローバルな展開方策等。
- ・多様なアート市場を活性化するための、アート市場の国際拠点化等の具体的な方策等。

③ 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

- ・文化芸術行政の推進サイクル。
- ・デジタル時代にどのように文化芸術を花開かせるか、それを行政がいかに関与するか。
- ・文化芸術による地域活性化に向け、地域の文化資源を保護・活用し、文化芸術の担い手の育成や振興拠点を強化していくための方策等。

平成30年度実施「文化芸術市民意識調査」調査項目資料

問1 あなたは、自宅のテレビやパソコン等での鑑賞を除き、過去1年間に、次のような文化芸術の鑑賞や、創作・制作・出演等の体験活動をなさいましたか。（〇はいくつでも）

	鑑賞	体験活動
1. 美術館等での「美術」（絵画、工芸、書道、写真など）		
2. ホール等での「演劇」		
3. ホール等での「舞踊」（バレエ、ダンスなど）		
4. ホール等での「芸能」（民俗芸能、歌舞伎、落語など）		
5. ホール等での「音楽」		
6. 地域交流センター等での「生活文化」（茶道、いけばな、盆栽など）		
7. 映画館等での「映画（アニメ以外）」		
8. 映画館等での「アニメ作品」		
9. その他 （鑑賞[具体的に]：) （体験活動[具体的に]：)		
10. どれも行ってない →3 ページの <u>問4へ進む</u>		

過去1年間に、いずれかの文化芸術の鑑賞や、創作・制作・出演等の体験活動をなさった方（問1で1～9のいずれかを選んだ方）にお伺いします。

問2 あなたは、文化芸術の鑑賞や、創作・制作・出演等の体験活動をどこでなさいましたか。過去1年間に訪れた施設をすべて選んでください。（〇はいくつでも）

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| 1. ノバホール（大ホール） | 2. ノバホール（小ホール） |
| 3. つくばカピオ（アリーナ） | 4. つくばカピオ（ホール） |
| 5. アルスホール | 6. ふれあいプラザ |
| 7. 地域交流センター | 8. 市民ホール |
| 9. 国際会議場エポカルつくば | 10. 県つくば美術館 |
| 11. 市内の映画館 | |
| 12. その他市内の文化芸術施設（具体的に：) | |
| 13. 茨城県内（市内を除く）の文化芸術施設（具体的に：) | |
| 14. 東京都内の文化芸術施設（具体的に：) | |
| 15. その他の文化芸術施設（具体的に：) | |

前問に引き続き、過去1年間に、いずれかの文化芸術の鑑賞や、創作・制作・出演等の体験活動をなさった方（問1で1～9のいずれかを選んだ方）にお伺いします。

問3 あなたは、過去1年間に、文化芸術の鑑賞や、創作・制作・出演等の体験活動をどの程度なさいましたか。（〇は1つ）

	鑑賞	体験活動
1. ほぼ毎日		
2. 週に1～2回くらい		
3. 月に1～2回くらい		
4. 年に数回		
5. していない		

過去1年間に、文化芸術の鑑賞や、創作・制作・出演等の体験活動を行わなかった方（問1で10を選んだ方、問3で5を選んだ方）にお伺いします。

問4 文化芸術の鑑賞や、創作・制作・出演等の体験活動を行っていない理由をお聞かせください。（〇はいくつでも）

	鑑賞	体験活動
1. 興味がない		
2. 時間がない		
3. 魅力のある催しがない		
4. 情報がない		
5. 会場が近くにない		
6. 交通が不便		
7. 料金が安い		
8. その他 （鑑賞[具体的に]：) （体験活動[具体的に]：)		

すべての方にお伺いします。

問5 あなたは、日常生活の中で、優れた文化芸術の鑑賞や、自ら文化芸術の体験活動を行うことについて、どのようにお考えになりますか。（〇は1つ）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 非常に大切である | 2. ある程度大切である |
| 3. あまり大切でない | 4. まったく大切でない |
| 5. わからない | |

すべての方にお伺いします。

問6 あなたは、つくば市の文化芸術振興の現状について、満足度はどの程度ですか。次のA～Mの別にそれぞれお答えください。（〇は1つずつ）

	非常に満足	やや満足	やや不満	非常に不満	わからない
【現状の満足度について、1～5の中から1つに〇】					
A 優れた舞台公演や作品展示などが行われている	1	2	3	4	5
B 文化芸術に関する市民活動が盛んに行われている	1	2	3	4	5
C 文化芸術活動が幅広い世代で取り組まれている	1	2	3	4	5
D 文化芸術に関する人材の育成がされている	1	2	3	4	5
E 伝統的な文化芸術の保存・活用がされている	1	2	3	4	5
F 文化芸術を通じた国際交流が取り組まれている	1	2	3	4	5
G ITなど先端技術を活かした文化芸術活動が取り組まれている	1	2	3	4	5
H 文化芸術を活かし、観光や産業が活発な状況にある	1	2	3	4	5
I 自然環境や景観と文化芸術活動が連携している	1	2	3	4	5
J 日々の暮らしの中で、文化芸術の創造がなされている	1	2	3	4	5
K それぞれの文化芸術活動が連携している	1	2	3	4	5
L 文化芸術施設が整っている	1	2	3	4	5
M 文化芸術に関する情報が充実している	1	2	3	4	5

問7 あなたは、つくば市の文化芸術振興の今後の重要度について、どのように考えますか。次のA～Sの別にそれぞれお答えください。（〇は1つずつ）

	非常に重要	やや重要	あまり重要ではない	まったく重要ではない	わからない
【今後の重要度について、1～5の中から1つに〇】					
A 優れた舞台公演や作品展示などが行われている	1	2	3	4	5
B 文化芸術に関する市民活動が盛んに行われている	1	2	3	4	5
C 文化芸術活動が幅広い世代で取り組まれている	1	2	3	4	5
D 文化芸術に関する人材の育成がされている	1	2	3	4	5
E 伝統的な文化芸術の保存・活用がされている	1	2	3	4	5
F 文化芸術を通じた国際交流が取り組まれている	1	2	3	4	5
G ITなど先端技術を活かした文化芸術活動が取り組まれている	1	2	3	4	5
H 文化芸術を活かし、観光や産業が活発な状況にある	1	2	3	4	5
I 自然環境や景観と文化芸術活動が連携している	1	2	3	4	5
J 日々の暮らしの中で、文化芸術の創造がなされている	1	2	3	4	5
K それぞれの文化芸術活動が連携している	1	2	3	4	5
L 文化芸術施設が整っている	1	2	3	4	5
M 文化芸術に関する情報が充実している	1	2	3	4	5

すべての方にお伺いします。

問8 あなたは、つくば市の文化芸術施設が担うべき重要な役割について、どのように考えますか。

次のa～kの別にそれぞれお答えください。(○は1つずつ)

	非常に重要	やや重要	あまり重要ではない	まったく重要ではない	わからない
【今後の重要度について、1～5の中から1つに○】					
a 優れた舞台公演や作品展示などを行う	1	2	3	4	5
b 文化芸術に関する市民活動を活性化させる	1	2	3	4	5
c 文化芸術活動を幅広い世代が取り組める支援を行う	1	2	3	4	5
d 文化芸術に関する人材を育成する	1	2	3	4	5
e 伝統的な文化芸術を保存・活用する	1	2	3	4	5
f 文化芸術を通じた国際交流に取り組む	1	2	3	4	5
g ITなど先端技術を活かした文化芸術活動に取り組む	1	2	3	4	5
h 文化芸術を活かし、観光や産業を活性化させる	1	2	3	4	5
i 自然環境や景観と文化芸術活動を連携させる	1	2	3	4	5
j 日々の暮らしの中での文化芸術の創造を促す	1	2	3	4	5
k それぞれの文化芸術活動を連携させる取り組みを行う	1	2	3	4	5

問9 あなたは、つくば市の文化的水準が、総合的にどの程度だと思いますか。(○は1つ)

- | | |
|----------|----------|
| 1. 非常に高い | 2. やや高い |
| 3. 普通 | 4. やや低い |
| 5. 非常に低い | 6. わからない |

問10 あなたは、文化芸術に関する情報をどこから得ていますか。(○はいくつでも)

1. つくば市の広報紙・ホームページ
2. 公益財団法人つくば文化振興財団のホームページ
3. チケット・イベント・文化芸術情報の公式ウェブサイト
4. インターネットコミュニティ (フェイスブック、ツイッターなど)
5. 新聞
6. 雑誌
7. 地域情報紙 (常陽リビングなど)
8. テレビ、ラジオ
9. チラシ、ポスター
10. 友人・知人を通じて
11. その他 (具体的に: _____)

すべての方にお伺いします。

問 11 つくば市では、ノバホールやつくばカピオなどを会場に芸術文化事業を開催しています（下表の例参照）。あなたは、この市の取組みについてご存じでしたか。（○は1つ）

1. 知っていて催しを鑑賞・参加したことがある
2. 知っていたが催しは鑑賞・参加したことがない
3. 知らなかったが興味はある
4. 知らなかったし興味もない
5. わからない

つくば市が開催している芸術文化事業の主なもの（平成 29 年度）

	事業名	内容	会場
舞 台 芸 術	森麻季・仲道郁代リサイタル	日本を代表するソプラノ歌手とピアニストの共演	ノバホール
	音楽のおくりもの	アサナル・デイヴ エルメスによるファミリーコンサート	ノバホール
	子どものためのシェイクスピア「リア王」	「子どものためのシェイクスピア」シリーズ 13 作目	つくばカピオホール
	神津善行のつくば音楽講座	テーマに沿った神津氏のお話とゲストを迎えたコンサート	ノバホール
	小倉良のAll that Music!	つくば市出身のアーティストによるトーク&ライブ	つくばカピオホール
	NHK交響楽団 つくば公演	指揮：リオ・クオクマン 独奏：小曾根 真（ピアノ）	ノバホール
	科学と音楽の饗宴	科学の講演とクラシック音楽を組み合わせた、つくばの特性を活かした公演	ノバホール
	ロン・カーター80thバースデー：クインテット	世界的ジャズ・ベース奏者の新ユニットでのライブ	ノバホール
	第12回つくばで第九	市民合唱団、プロオーケストラ・ソリストとの共演	ノバホール
	ウイナー・ワルツ・オーケストラ	きらびやかなウィーン舞踏会の世界	ノバホール
	DRUM TAO「ドラムロック 疾風」	DRUM TAOによる太鼓パフォーマンス	ノバホール
	はじめての音楽会	筑波大学管弦楽団による、楽器体験とコンサート	ノバホール
	つくばカピオワンコインコンサート	高見信行（トランペット）&中川賢一（ピアノ）デュオコンサート	ノバホール
	キエフ・クラシック・バレエ	本場キエフから一流のダンサーが登場	ノバホール
	人形劇団むすび座公演	親子で平和を考える人形劇	つくばカピオホール
立川志らく独演会	落語家立川志らくによる独演会	ノバホール	
ザ・ニュース・ペーパー公演	ニュースをネタにしたコント・替え歌等のステージ	ノバホール	
美術	夏休みアート・デイキャンプ2017	教員・学生指導のもと大学構内で絵を描く子供向けの企画	筑波大学構内
	アートセッションつくば	6回目を迎える屋外美術展	平沢官衙遺跡等
その他	平成 29 年度つくば市民文化祭	市内で活動する文化・芸術サークルの作品展示・ステージ発表	市内各地区
	第5回つくばショートムービーコンペティション つくッペ	全国から短編映像作品を公募して開催するコンテスト	筑波学院大学 大ホール

問 12 あなたが、今後つくば市の文化芸術施設に期待することは何ですか。（○をいくつでも）

1. 全ての市民が優れた文化芸術公演を鑑賞する機会を提供すること
2. 壊れた施設・備品などを修理交換し、使いやすくすること
3. 施設利用の予約の方法が誰にとっても公平であること
4. 現在ある施設のバリアフリー化が進むこと
5. 施設スタッフのサービスが向上すること
6. プロのアーティストを一定期間地域に滞在させ、市民と触れあう機会を提供すること
7. 市民の文化芸術活動を支援するプログラムがあること
8. 周辺地区にある施設について、設備・運営の充実を図り利活用を促進すること
9. わからない・特になし
10. その他（具体的に： _____)

すべての方にお伺いします。

問 13 あなたは、子どもの文化芸術体験について、何が重要だと思いますか。（〇はいくつでも）

1. 学校における公演などの鑑賞体験を充実させる
2. 学校における文化芸術の創作・創造の体験を充実させる
3. 音楽、舞踊、華道、茶道、書道などの習い事の機会を充実させる
4. 文化芸術施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる
5. 音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する
6. 地域の祭りなど、地域に密着した伝統的な文化体験の機会をより多く提供する
7. 歴史的な建物や遺跡などについて学習する機会を充実させる
8. その他（具体的に： _____)
9. わからない

問 14 あなたが、子どもの文化芸術体験の効果について期待する効果は何ですか。（〇はいくつでも）

1. 美しさなどへの感性が育まれる
2. コミュニケーション能力が高まる
3. 他者の気持ちを理解したり思いやったりするようになる
4. 学校生活における自信が向上する
5. 困難に直面したときの解決力が向上する
6. 日本の文化を知り、国や地域に対する愛着を持つようになる
7. 他国の人々や文化への関心が高まる
8. 文化芸術活動を将来続けていくきっかけとなる
9. その他（具体的に： _____)
10. わからない

問 15 あなたの性別について教えてください。（〇は1つ）

1. 男
2. 女

問 16 あなたの年齢について教えてください。（〇は1つ）

1. 10 歳代
2. 20 歳代
3. 30 歳代
4. 40 歳代
5. 50 歳代
6. 60 歳代
7. 70 歳代
8. 80 歳代以上

問 17 あなたの職業について教えてください。（〇は1つ）

1. 会社員・公務員
2. 自営業
3. 農林業
4. パート・アルバイトなど
5. 専業主婦（主夫）
6. 学生
7. 無職
8. その他（具体的に： _____)

すべての方にお伺いします。

問 18 あなたのつくばでの、居住年数を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上5年未満 |
| 3. 5年以上10年未満 | 4. 10年以上15年未満 |
| 5. 15年以上20年未満 | 6. 20年以上 |

問 19 あなたのつくばでの、居住地域について教えてください。(○は1つ)

1. 大穂地区(「7. 研究学園地区」を除く)
 2. 豊里地区
 3. 谷田部地区(「7. 研究学園地区」、「8. TX沿線地区」を除く)
 4. 桜地区(「7. 研究学園地区」、「8. TX沿線地区」を除く)
 5. 筑波地区
 6. 荃崎地区(「7. 研究学園地区」を除く)
 7. 研究学園地区(花畑・大穂・春日・天王台・天久保・吾妻・東新井・竹園・千現・並木・東・梅園・稲荷前・二の宮・松代・小野川・観音台・高野台・牧園・若葉)
 8. TX沿線地区(研究学園・学園南・香取台・諏訪・陣場・みどりの・みどりの中央・みどりの南・高山・万博公園西・春風台)
- ※ 居住地域が上記のいずれかわからない場合(具体的な町丁目名:)

つくば市の文化芸術振興に対するご意見・ご要望等がありましたら、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

諮問第2号「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について

1 基本計画案について

令和4年第1回つくば市文化芸術審議会の資料に基づき、資料No.2-2のとおり基本計画案を取りまとめている。なお、第1回審議会の際に提示した各回の審議内容と、今後作成する基本計画案の目次との対応は表1のとおりである。

表1 令和4年度つくば市文化芸術審議会 各回審議内容

	日程	審議内容	目次との対応
第2回	8月4日	・計画の目的	1 計画の目的 1.1 計画の背景と目的 1.2 計画の位置づけ
		・現状と将来動向 ・敷地・建築物の分析	2 現況と課題 2.1 敷地・建築物の分析 2.2 つくば市における文化芸術振興の状況 2.3 課題の把握と課題への対応
		・基本方針 等	3 基本計画 3.1 基本方針 3.2 導入機能
第3回	10月上旬	・整備計画 等	3.3 計画条件 3.4 環境の保全と創出 3.5 インフラ整備の基本方針 3.6 整備計画 3.7 基本計画図
第4回	11月下旬	・管理運営方法 等	3.8 概算事業費の算出 3.9 管理運営方法の検討 3.10 概算維持管理費の算出 3.11 整備スケジュール
第5回	3月中旬	・最終報告	

2 区長説明等について

(1) 概要

7月6日に旧田水山小学校周辺の区長（上田中、下田中、水守、山木）に

説明を行った。また、7月15日には、地域住民の有志で構成される田水山小学校跡地利活用推進協議会にも説明を行った。

(2) 主な意見

- ・建物全体をきれいにして、使える状態にしてほしい
- ・体育館の床や雨漏り箇所を修繕してほしい
- ・地域の人が使える場所として整備してもらえるとよい
- ・文化芸術事業も併せて行うことで、外部から人が来るのもよい

3 サウンディング型市場調査の経過について

(1) 概要

文化芸術施設としての活用及び整備について、文化芸術に携わる企業、各種団体、大学などのノウハウをいかしたアイデアを公募し、施設の基本計画策定等の参考とするため、サウンディング型市場調査を実施している。

今回の調査では、既存の校舎、学校設備等を活用した、文化芸術施設としての施設運営方策・利活用方策としての整備事例、事業事例、及び活用需要を募集した。

表 2 サウンディング型市場調査のスケジュール

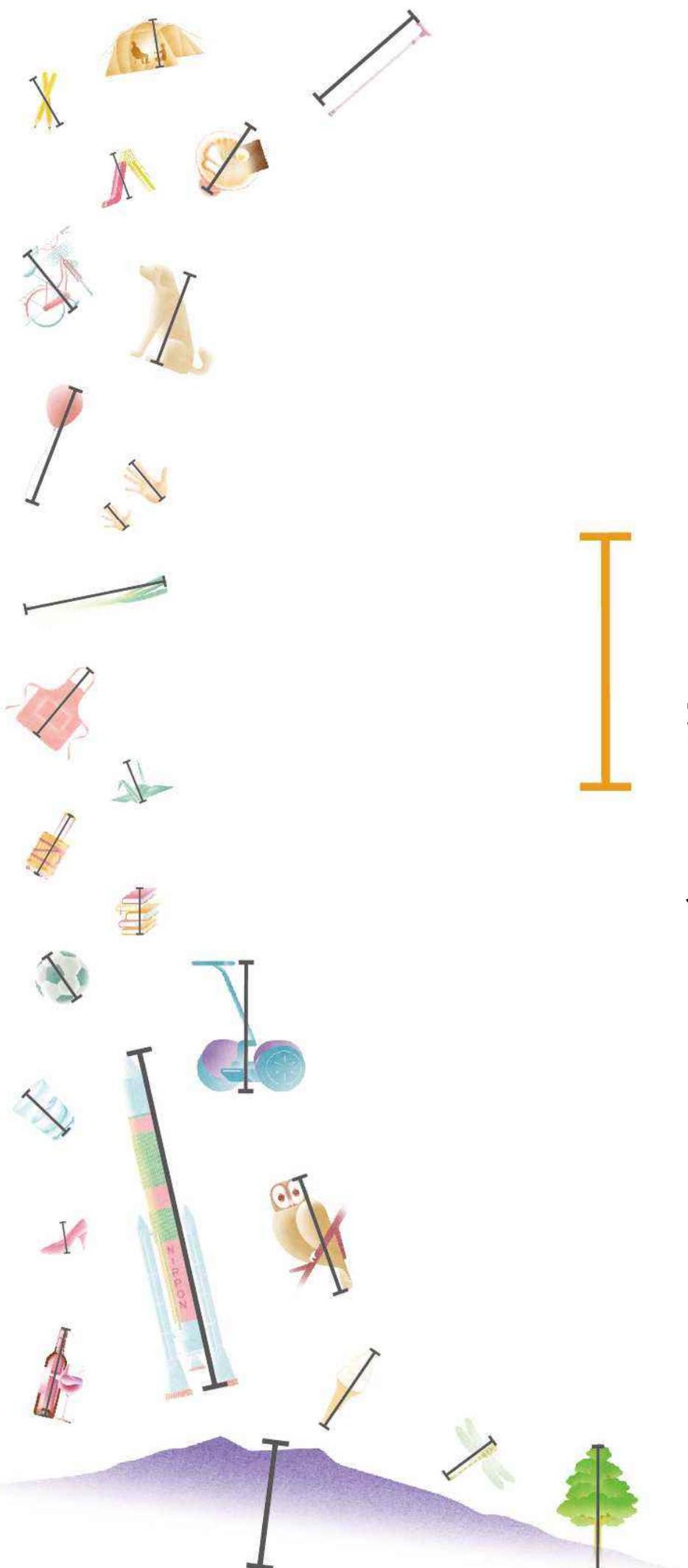
実施方針の公表	令和4年7月8日（金）
見学・相談会の申込	令和4年7月11日（月） ～ 令和4年7月29日（金）
現地見学・相談会	令和4年7月11日（月） ～ 令和4年8月10日（水）
サウンディングの申込	令和4年7月11日（月） ～ 令和4年8月10日（水）
資料(提案書含む)提出	令和4年7月11日（月） ～ 令和4年8月22日（月）
サウンディングの実施	令和4年8月29日（月） ～ 令和4年9月2日（金）
結果の公表	令和4年9月以降

(2) 現状

8月4日時点での募集状況等は次のとおり。

表 3 サウンディング型市場調査に関する問合せ等の状況

事業に関する問合せ	4 件
参加希望者	2 者



つくば市 文化芸術創造 拠点基本計画 (案)

令和5年(2023年)3月

目次

1. 計画の目的	1.3
1.1. 計画の背景と目的	1.3
1.2. 計画の位置づけ	1.3
1.2.1. 国の動向	1.4
1.2.2. 茨城県の動向	1.6
1.2.3. つくば市の動向	1.8
2. 現況と課題	2.14
2.1. 敷地・建築物の分析	2.14
2.1.1. 敷地分析	2.14
2.1.2. 建築物分析	2.27
2.1.3. インフラの整備状況	2.31
2.2. つくば市における文化芸術振興の状況	2.35
2.2.1. 文化芸術の取組	2.35
2.2.2. 市民意向の把握	2.36
2.3. 課題の把握と課題への対応	2.40
2.3.1. 課題の把握	2.40
2.3.2. 課題への対応	2.42
3. 基本計画	3.44
3.1. 基本方針	3.44
3.1.1. ビジョン・コンセプト	3.44
3.1.2. 事業方針	3.44
3.2. 導入機能	3.47
3.2.1. 求められる機能等	3.47
3.2.2. 導入機能の検討	3.49
3.3. 計画条件	3.51
3.3.1. 導入機能の設定	3.51
3.3.2. 法制度の整理	3.51
3.3.3. 利用者層の想定	3.51
3.3.4. 利用者数の想定	3.51
3.4. 環境の保全と創出	3.51
3.4.1. 景観の保全	3.51
3.4.2. 既存樹木の活用	3.51
3.4.3. 再生可能エネルギーの活用	3.51
3.4.4. 建物の長寿命化	3.51
3.5. インフラ整備の基本方針	3.51
3.5.1. 交通アクセス	3.51
3.5.2. 上水道	3.51

3.5.3. 下水道	3.51
3.5.4. 電気・ガス・通信	3.51
3.6. 整備計画	3.51
3.6.1. 整備方針	3.51
3.6.2. 土地利用計画	3.51
3.6.3. 施設利活用計画	3.51
3.7. 基本計画図	3.51
3.7.1. 土地利用計画平面図	3.51
3.7.2. 施設利活用計画各階平面図	3.51
3.8. 概算事業費の算出	3.52
3.8.1. 概算事業費	3.52
3.9. 管理運営方法の検討	3.52
3.9.1. 管理運営方法の整理	3.52
3.9.2. 管理運営の考え方	3.52
3.10. 概算維持管理費の算出	3.52
3.10.1. 概算維持管理費	3.52
3.11. 整備スケジュール	3.52

1. 計画の目的

1.1. 計画の背景と目的

平成 29 年 6 月に国の文化芸術基本法が改正され、平成 30 年 3 月には文化庁により文化芸術推進基本計画が閣議決定し、地方公共団体でも計画を策定していく努力目標が定められた。それを受け、つくば市では、つくば市文化芸術推進基本計画を平成 31 年 3 月に策定し、同計画において、基本的方向 5「文化芸術を实践するまち つくば」の基本施策 9「プラットフォームの形成」における主要施策として「文化芸術創造拠点の形成」が掲げられた。

そこで、文化芸術創造拠点の目指すべき方向性の具体化を図ることを目的とし、令和 3 年 9 月に市長から「文化芸術創造拠点の形成」についての諮問をし、つくば市文化芸術審議会が開催された。文化芸術審議会においては、文化芸術創造拠点の計画地やその必要性をはじめとし、上位施策であるプラットフォーム形成についても、慎重に調査し審議を行った。

その審議の結論として、「文化芸術創造拠点の計画地は、旧田水山小学校とする」こと、「文化芸術創造拠点の整備に向け、文化芸術創造拠点基本計画の策定に着手する」ことの 2 点が令和 4 年 3 月に市長に答申された。

本計画は、以上の経緯をもって、「文化芸術創造拠点」について具体化すべく、策定するものである。

1.2. 計画の位置づけ

本計画は、「つくば市文化芸術推進基本計画」に即して定め、本市の既存関連計画及び国や茨城県等の法や計画との整合性に配慮する。

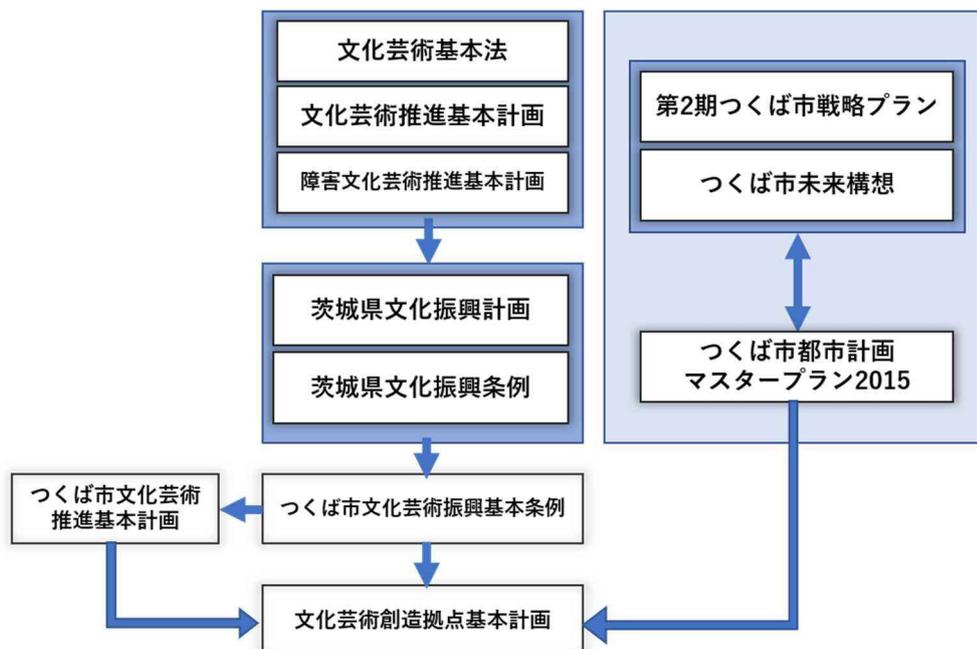


図 1-1 「文化芸術創造拠点基本計画」の位置づけ

1.2.1. 国の動向

(1) 文化芸術基本法・文化芸術推進基本計画

表 1-1 文化芸術推進計画の概要

計画	文化芸術推進基本計画
策定年月	平成 30 年 (2018 年)
目標年次	令和 4 年 (2022 年)
目的・趣旨	<p>平成 29 年 (2017 年) 6 月に改正された「文化芸術基本法」では、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の創造、発展、継承及び教育に活用することが明記されている。</p> <p>また同法制定を受けて平成 30 年 (2018 年) 3 月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画 (第 1 期)」では、4 つの目標と 6 つの戦略が掲げられた。</p>

○ 4 つの目標

- ① 文化芸術の創造・発展・継承と教育
- ② 創造的で活力ある社会
- ③ 心豊かで多様性のある社会
- ④ 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

○ 6 つの戦略

- ① 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- ② 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- ③ 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- ④ 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- ⑤ 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
- ⑥ 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

(2) 障害者文化芸術推進基本計画

平成30年(2018年)に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が成立した。同法第7条において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の策定が明記されており、その趣旨に則り「障害者文化芸術推進基本計画」が策定された。基本的な方針と具体的な施策の方向性として、それぞれ次の内容が示されている。

○基本的な方針

- ① 障害者による文化芸術活動の幅広い促進
- ② 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
- ③ 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

○施策の方向性

① 鑑賞の機会の拡大

1. 利用しやすい環境整備の推進
2. 文化発信・交流の拠点としての文化施設の活動・内容の充実
3. 文化施設の大規模改修に関する障害者への配慮
4. 鑑賞に対する支援体制の整備
5. 地域における鑑賞機会の創出
6. 顕彰の実施
7. イベント等における先導的取り組みの実施
8. 義務教育における取組
9. あらゆる地域で文化芸術活動に触れる機会の創出
10. 国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体的な実施
11. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進
12. 文化財での対応

② 創造の機会の拡大

1. 創造活動及び発表機会の拡大に向けた支援の充実
2. 創造の機会の拡大
3. 障害者による文化芸術活動についての調査の実施
4. 特別支援学校等における取組
5. 余裕教室、廃校施設、社会教育施設等の活用
6. あらゆる地域で文化芸術活動に触れる機会の確保
7. 多様な創造活動の促進
8. 環境整備の促進
9. 国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体的な実施

1.2.2. 茨城県の動向

県では、平成 16 年（2004 年）3 月に「いばらき文化振興ビジョン」を策定し、「県土のすべてを文化のステージとしてとらえ、文化を核とした元気ないばらきを創造する」ことを基本目標とした。

また、平成 28 年度（2016 年度）とより展開される茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン（平成 28 年度（2017 年度）～平成 32 年度（2021 年度）」を補完する計画として茨城文化振興計画を策定した。

令和 4 年度（2022 年度）から令和 7 年度（2025 年度）を計画期間として第 2 次茨城文化振興計画とアクションプランを策定しており、基本目標と基本的施策がそれぞれ次のとおり示されている。

表 1-2 第 2 次茨城県文化振興計画の概要

計画	第 2 次茨城県文化振興計画・アクションプラン
策定年月	令和 4 年（2022 年）
目標年次	令和 7 年（2025 年）
基本目標	～県民一人ひとりが主役～ 文化が創る・つなぐ「人と地域が輝く いばらき」

施策体系図



出典：第2次茨城県文化振興計画・アクションプラン

図 1-2 文化振興計画の施策体系図

1.2.3. つくば市の動向

(1) つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン

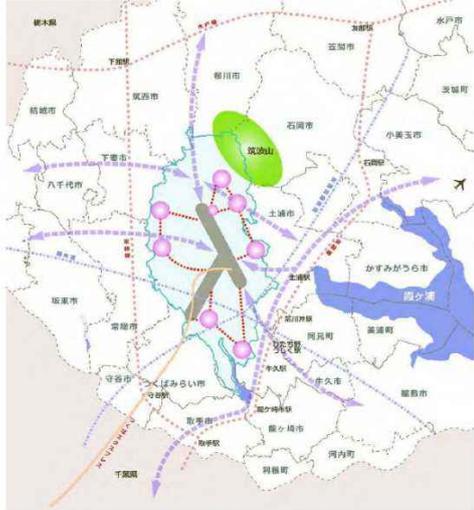
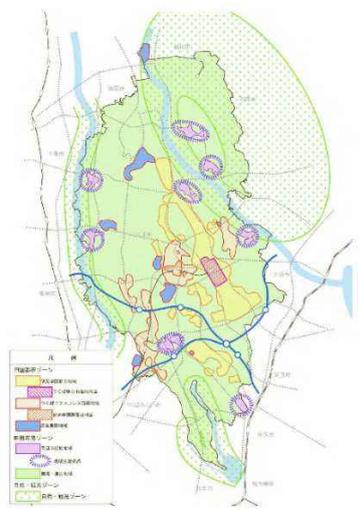
それぞれの計画の概要は次の表 1-3 のとおりである。

表 1-3 つくば市未来構想・戦略プランの概要

計画	つくば市未来構想	第2期つくば市戦略プラン
策定年月	平成27年(2015年)	令和2年(2020年)
目標年次	令和12年(2030年)	令和6年(2024年)
目的・趣旨	社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指す	市政の中でも特に重点的に取り組む施策に経営資源を配分し、組織横断的に実行するとともに、計画的に進行管理を行う5年間の「戦略プラン」を策定し、効果的・効率的に2030年の未来像の実現に向け取り組む

□ 未来の都市像

つくば市の未来の都市像を示すとともに、将来の集約型の都市構造への移行を考慮したハブアンドスポーク型都市構造の構築を掲げ、その実現に向けたまちづくりの理念や土地利用の構想等を定めている。

つくば市の将来都市構造	土地利用構想
<p>豊かな自然や歴史、文化、知財・人材などの地域資源や筑波研究学園都市の機能を生かし、日常的な暮らしの充実を図ると共に、社会的課題の解決へ貢献するという視点を持って、「住んでみたい住み続けたい」と誰もが愛着を持てる『スマート・ガーデンシティ』の構築をオールつくばで進めていく。</p>	<p>市域に3つのゾーンを設定し、それぞれの特徴を踏まえた魅力的な土地利用を促進、ハブアンドスポーク型都市構造の実現に向け、ゾーンごとの拠点性の向上を図る。</p>
 <p>出典：つくば市未来構想</p>	 <p>出典：つくば市未来構想</p>

□ めざすまちの姿

- ・ 社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指す。
- ・ 21世紀半ばまでを見据えたまちづくりの基本理念として、「つながりを力に未来をつくる」を掲げる。
- ・ 目指すまちの姿（ビジョン）を、①魅力をみんなで創るまち、②誰もが自分らしく生きるまち、③未来をつくる人が育つまち、④市民のために科学技術をいかすまちと定めるとともに、そのマイルストーンとして、各ビジョンの2030年までに実現を目指す未来像を明らかにする。

つくば市が取り組む各分野については、図 1-3 のとおり今後の取組方針や施策の展開内容を記した個別施策を設定している。なお、文化芸術に関する施策は「I-2-③ 文化芸術の推進及び文化財の保存と活用」に位置付けられる。



出典：第2期つくば市戦略プラン

図 1-3 未来構想・戦略プランの合体構成

■個別施策の目的と方向性

- ・ 文化芸術の推進については、様々な自己表現の場や交流の機会を広く提供する
- ・ 海外からのアーティスト招へいや、次世代の芸術家の育成、美術・音楽等をはじめとする芸術教育の充実なども視野に入れ、つくばから国内外へ発信していく

□うまくいっている点

- ・ 文化芸術公演事業の開催や市民による芸術文化活動の支援に取り組んでいる。

□課題・ボトルネック

- ・文化芸術振興に関する支援体制の確立
- ・幅広い市民が参加できる文化芸術活動の活性化
- ・文化芸術活動を行う団体に関する総合的な情報収集と提供
- ・文化芸術創造拠点の再整備や形成などの推進

(2) つくば市文化芸術推進基本計画

国・県の動向を受けて、平成16年（2004年）に「つくば市文化芸術基本条例」を策定し、平成30年度（2018年度）に「つくば市文化芸術推進基本計画」を策定した。基本理念、基本的方向などは、次のとおり示されている。

○基本理念：「アートで編む」

文化芸術によって、1本1本の素晴らしい糸を連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る（基本理念：「アートで編む」）

○基本的方向・基本施策

つくば市文化芸術推進基本計画では基本理念の実現に向け、表1-4に掲げる5つの基本的方向と、基本的方向に対応する11の基本施策を掲げ、個別の施策を推進している。現行の計画期間は、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）である。

表 1-4 つくば市文化芸術推進基本計画 基本的方向と基本施策

基本理念	基本的方向	基本施策
アートで編む	① 文化芸術を創造するまち「つくば」	1 文化芸術に接する機会の拡充 2 すべての人にとって文化芸術が身近にある街づくり 3 文化芸術に資する人材の育成と活用
	② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	4 地域に根付いた伝統の継承・発展 5 多文化共生による文化芸術の振興
	③ 新しい文化を創出するまち「つくば」	6 科学と融合した文化芸術の振興 7 文化芸術によるイノベーションの創出
	④ 自然が感性を培うまち「つくば」	8 自然との共生による文化芸術の振興
	⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」	9 プラットフォームの形成 10 文化施設の整備と活用 11 文化芸術情報の収集と提供

出典：つくば市文化芸術推進基本計画

(3) つくば市都市計画マスタープラン

計画の概要は、次の表 1-5 のとおりである。

表 1-5 つくば市都市計画マスタープラン 2015 概要

計画	つくば市都市計画マスタープラン 2015
策定年月	平成 27 年 (2015 年)
目標年次	令和 17 年 (2035 年)
基本理念	人と自然・科学が調和した“スマートガーデンシティ” みんなでつむぎ、つないでいくまち～

□ つくば市の将来都市構造

土地利用の特性により市全体で4ゾーンに分けるとともに、市街地規模や都市機能に応じた4種類の拠点、2つの都市軸、2つのネットワークを設定、これらを組み合わせることにより、つくば市型の「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を図り、「つくば市未来構想」で定めている“ハブアンドスポーク型”都市構造を目指す。

□ 都市構造における位置づけ

計画地は田園集落ゾーンに位置し、つくば市の南北都心軸と北部の地域連携ネットワークに位置し、農産物の生活基盤としての農地の保全や良好な水と緑の環境保全に努めるとともに、連続した市街地と骨格となる道路体系を生かし、公共交通等の充実により、帯状に広がる市街地間の連携強化を図る。

■ つくば市の将来都市構造

土地利用の特性により市域をゾーニングした上で、市街地規模や都市機能に応じた都市活動の拠点を適正に配置するとともに、拠点間の連携をより高めるための道路整備や公共交通ネットワークの構築を進め、つくば市型の「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を目指します。

ゾーン

市域全体を土地利用の目的に応じて4つのゾーンに分類しています。そのうち市街地ゾーンと筑波山・親水自然観光ゾーンについては、それぞれの特徴により細分化します。



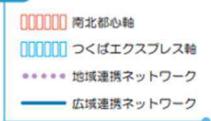
拠点

居住、商業・業務、産業、医療・福祉、研究・教育、交流、行政といった多様な都市機能が集積する地区を拠点として位置づけます。拠点の特徴により4つに分類します。



都市軸とネットワーク

都市の骨格として「南北都心軸」、「つくばエクスプレス軸」の2つの軸を設定します。また市内各地に点在する拠点と都市軸を結ぶ「地域連携ネットワーク」と都市間を結ぶ「広域連携ネットワーク」を位置づけます。



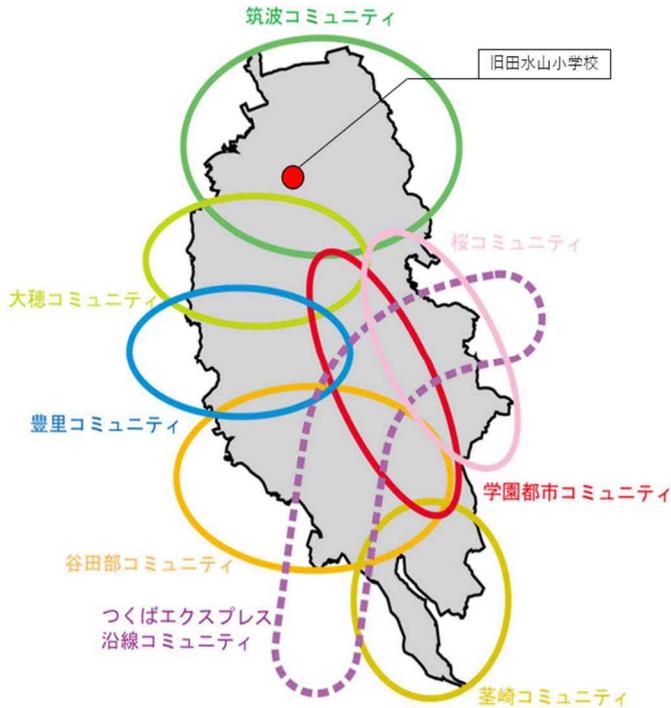
出典：つくば市都市計画マスタープラン 2015

図 1-4 未来構想・戦略プランの合体構成

□ コミュニティプランにおける位置づけ

コミュニティ単位での活性化を図ることを目的に、地域レベルのまちづくり構想としてコミュニティプランを設定した。

各地域の特徴的な資源を活用したまちづくりを推進するとともに、各コミュニティを結ぶ道路等のインフラ整備を進めることで、8つのコミュニティが一体化したつくば市の形成を図る。計画地は、筑波コミュニティに位置する。



出典：つくば市都市計画マスタープラン 2015

図 1-5 旧田水山小学校のコミュニティプランにおける位置づけ

2. 現況と課題

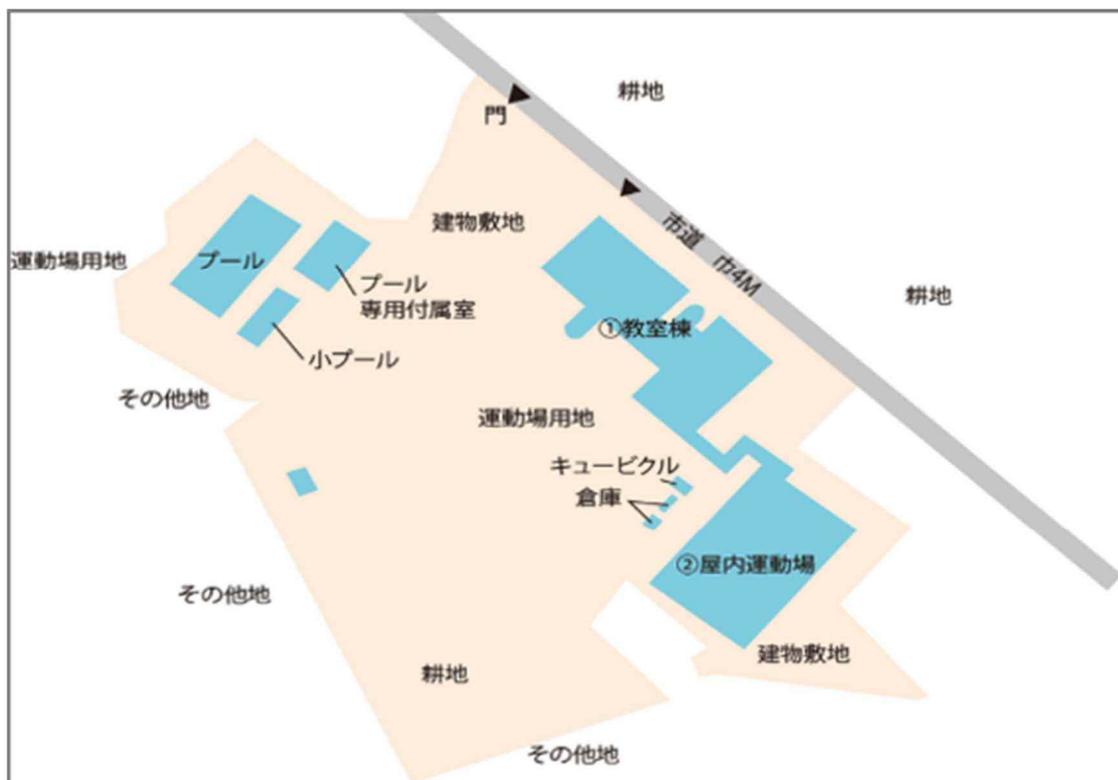
2.1. 敷地・建築物の分析

2.1.1. 敷地分析

(1) 計画位置

表 2-1 敷地概要

所在地	つくば市水守 620 番地
敷地面積	11,777 m ²
都市計画区域区分	市街化調整区域
用途地域	—
法定建蔽率	60%
法定容積率	200%
道路	東側：市道 1-4611 号線 敷地内：市道 1-4637 号線

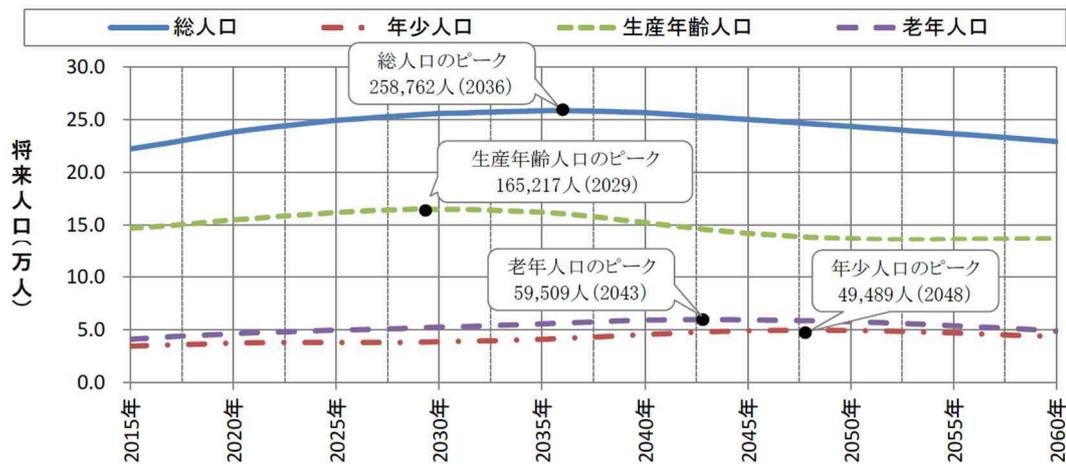


出展：つくば地区学校跡地利活用に関する意見交換会 資料

図 2-1 敷地現況図

(2) 人口・世帯

- ・ つくば市未来構想及び国の長期ビジョンの仮定値を基に自然増減や社会増減を次のように仮定する：合計特殊出生率を令和 12 年（2030 年）に 1.8，令和 22 年（2040 年）に 2.1 を達成。社会移動はつくば市未来構想と同程度を維持
- ・ 上記仮定に基づくと令和 42 年（2060 年）までに約 23 万人確保できる見通し
- ・ 当面は緩やかに人口増加を続けるものの、令和 18 年（2036 年）に人口約 25.9 万人をピークとして、減少局面に移行するが、減少はいずれ収束を迎える



出典：つくば市人口ビジョン

図 2-2 つくば市人口の将来展望

(3) 地形

旧田水山小学校は三角州低地に位置し、周辺は台地段丘である。



出典：環境アセスメントデータベース

図 2-3 旧田水山小学校周辺地形図

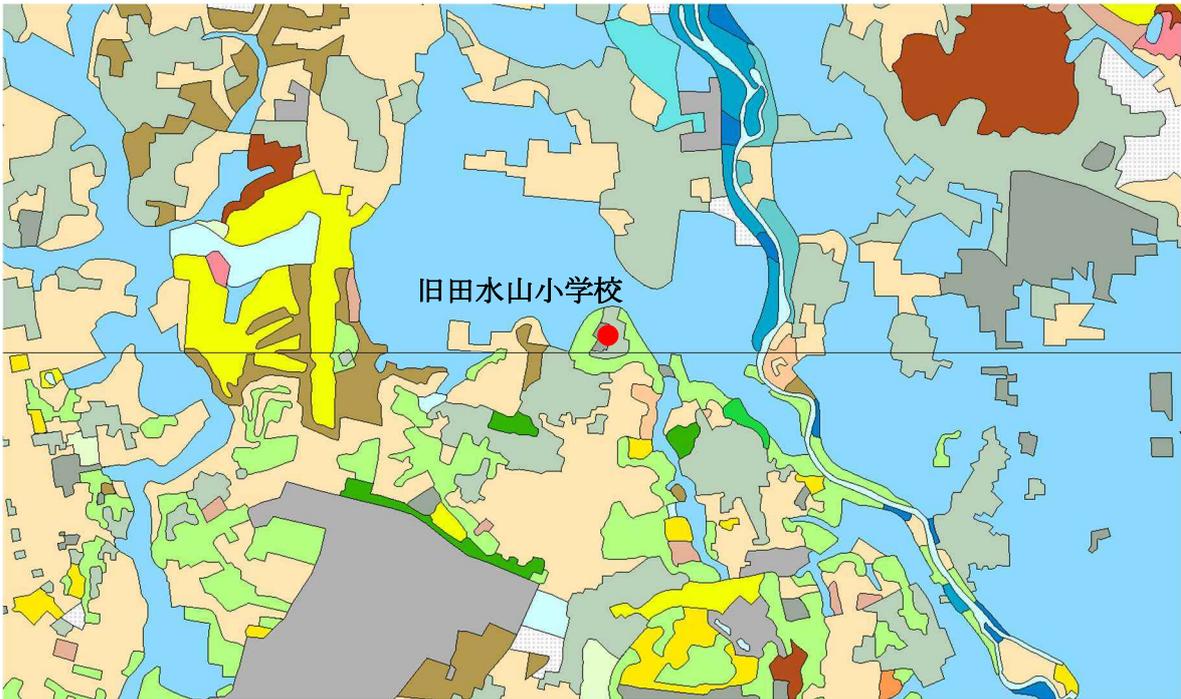
-  低地：三角州性低地
-  低地：自然堤防・砂州・砂丘
-  台地段丘：ローム台地（上位）
-  低地：扇状地性低地
-  山地：中起伏山地
-  山地：山麓地

(4) 地盤

旧田水山小学校のボーリング調査は未実施のため、対象範囲に開発事業等の実施の際には実施が必要になる。

(5) 植生

旧田水山小学校周辺の植生は、大部分を「水田雑草群落」が占めている。次いで、「畑雑草群落」、「緑の多い住宅地」である。その他、「工場地帯」、「クヌギ・コナラ群集」「ゴルフ場・芝地」も植生している。



- 570300畑雑草群落
- 580300工場地帯
- 410102クヌギ-コナラ群集
- 540100スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 580101緑の多い住宅地
- 570400水田雑草群落
- 560100ゴルフ場・芝地

出典：環境アセスメントデータベース

図 2-4 旧田水山小学校周辺植生図

(6) 都市計画

□ 区域区分

区域区分は市街化調整区域に指定されており、建ぺい率は 60%、容積率は 200%である。



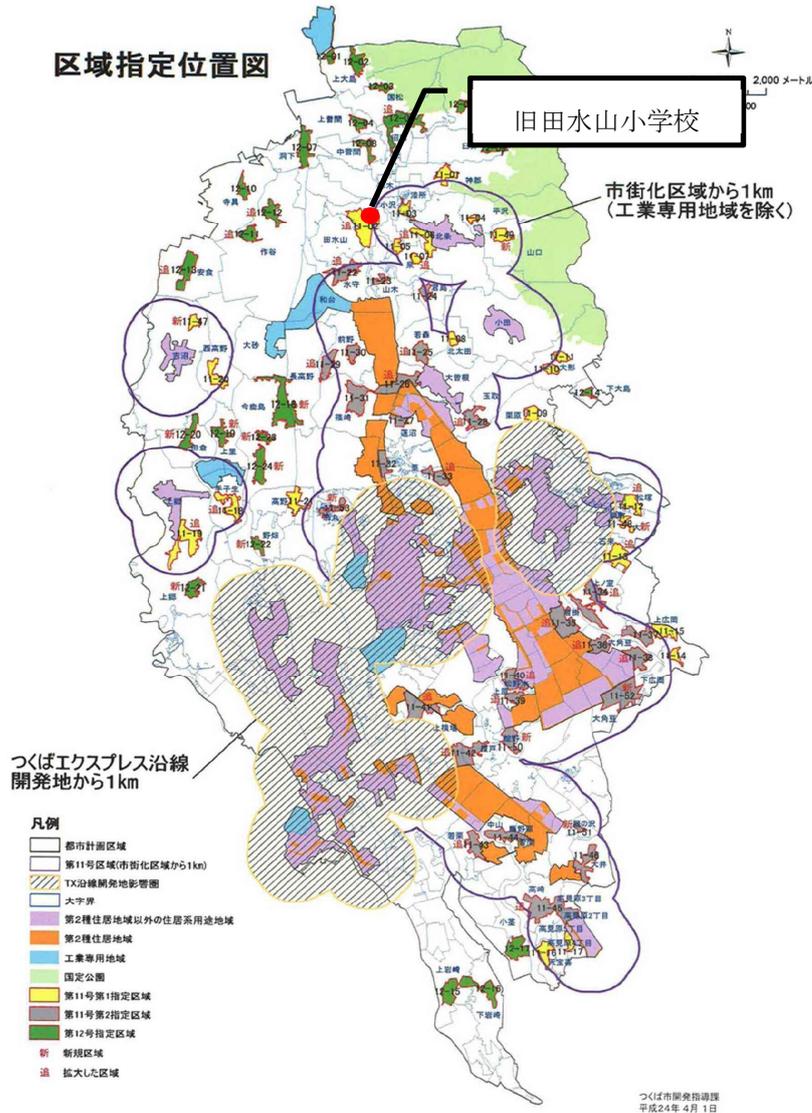
都市計画				
区域区分	区域区分			
用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域 商業地域
	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途スタンプ 都市計画道路

出典：つくば市都市計画マップ

図 2-5 つくば市の都市計画の状況

□ 区域指定

つくば市では、「つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例」に基づき、平成 19 年（2007 年）4 月 1 日から区域指定制度の運用を開始し、市街化調整区域であっても、区域指定の区域内の土地については、建築物の用途の制限（住宅、店舗等）や敷地の面積要件等に適合すれば、都市計画法の許可を受けることができる。計画地は、区域指定の区域外となる。



出典：つくば市都市計画法に基づく開発許可等の手続き

図 2-6 つくば市区域指定位置図

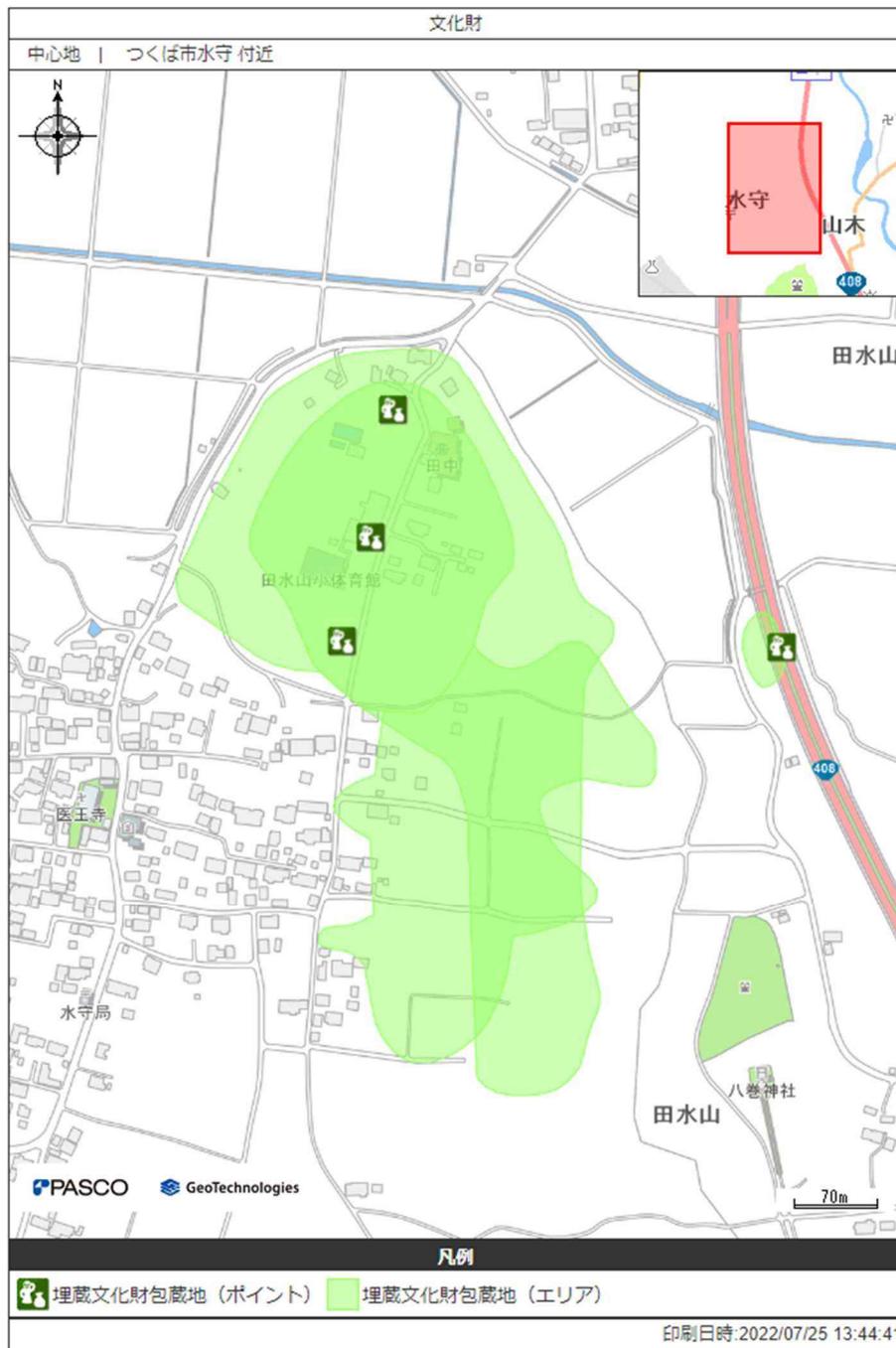
(7) 歴史

昭和 62 年（1987 年）11 月 30 日に筑波郡谷田部町、大穂町、豊里町、新治郡桜村の 3 町 1 村が新設合併し、人口約 11 万人のつくば市が誕生した。

つくば市立田水山小学校は、茨城県つくば市水守にあった公立小学校であり、明治 10

(8) 埋蔵文化財の状況

旧田水山小学校及びその周辺は文化財包蔵地（水守城跡）となり、対象範囲に開発事業等の実施の際には調査が必要になる。

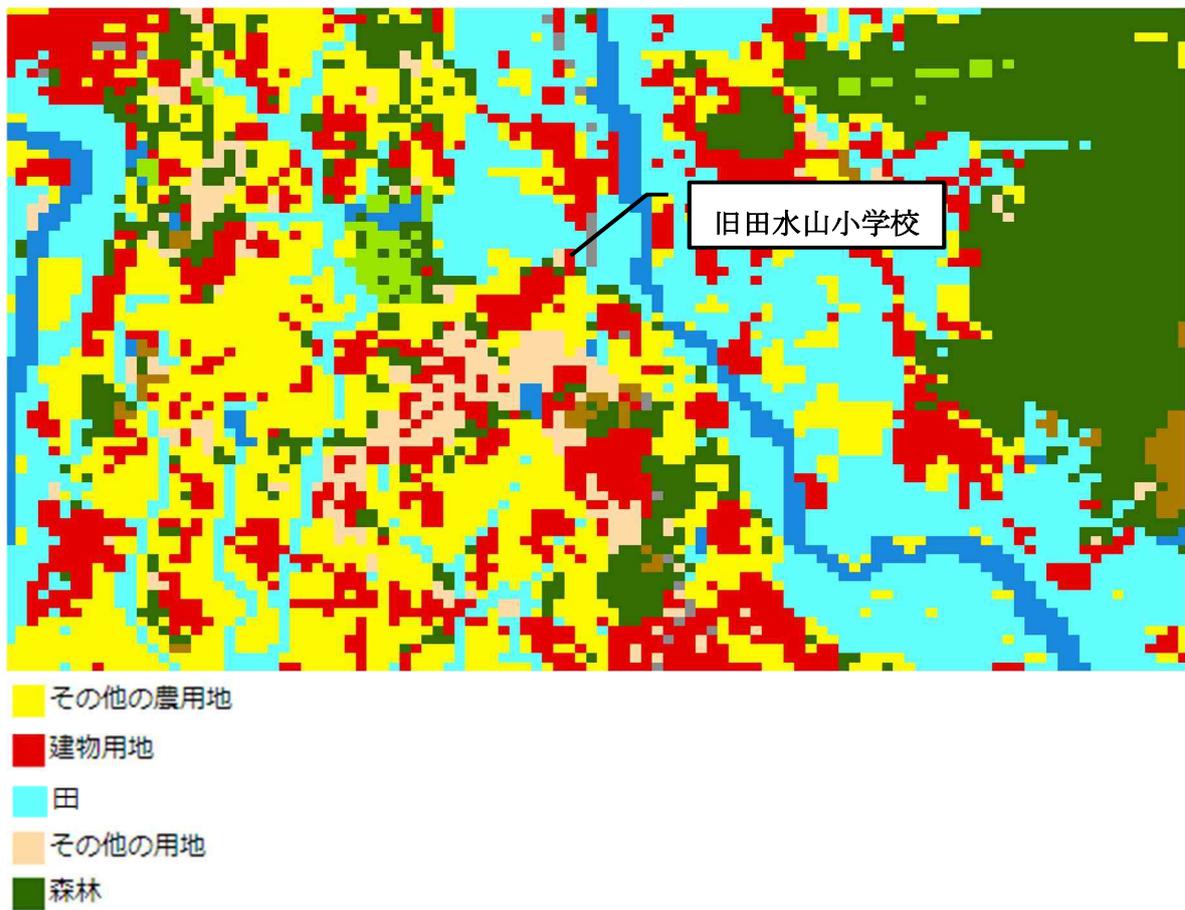


出典：いばらきデジタルマップ

図 2-8 旧田水山小学校周辺文化財埋蔵の現況

(9) 土地利用状況

旧田水山小学校周辺の土地利用は、「田」、「その他の農用地」、「建物用地」等が多いことが分かる。

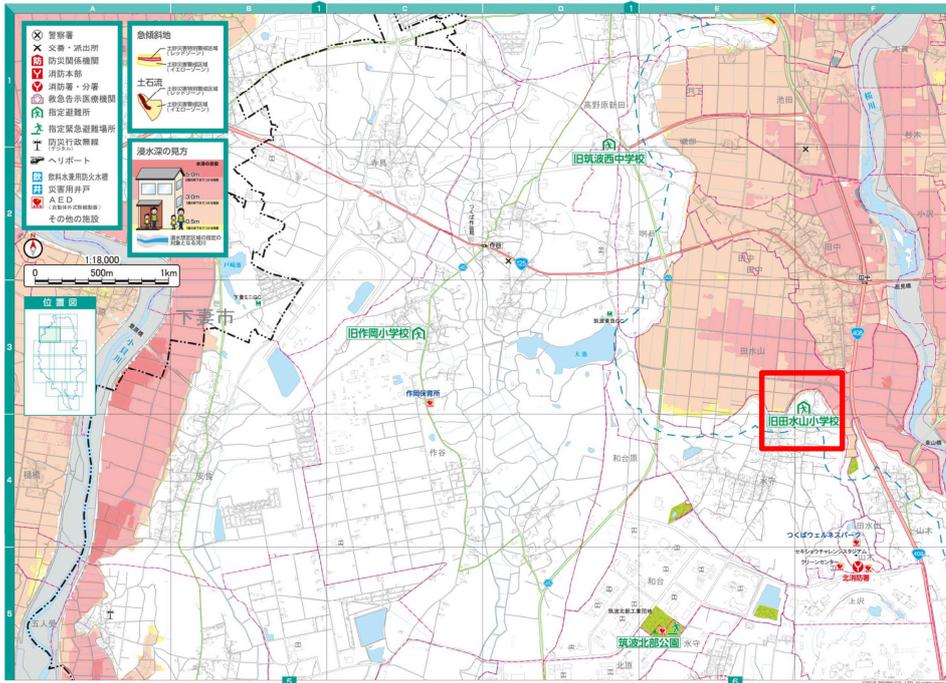


出典：環境アセスメントデータベース

図 2-9 旧田水山小学校周辺土地利用図

(10) 防災施設の状況

旧田水山小学校は、地域の指定避難所として指定されている。



出典：つくば市ハザードマップ

図 2-10 筑波地区ハザードマップ

(11) 交通アクセス

対象地周辺の主要道路は、都市の骨格を形成している、北側の国道 125 号と東側の国道 408 号である。

対象施設の最寄りバス停である南田中停留所は関東パープルバスの停留所であり、下妻駅～田中～筑波記念病院～つくばセンター(TX つくば駅)～学園並木の線路で運行しており、図 2-11 関鉄パープルバス運行時刻表はその時刻表を示している。

土日祝日の午前 9 時以降の運転本数は 3 本しかない。

●下妻駅～田中～筑波記念病院～つくばセンター(TXつくば駅)～学園並木

【平日】

下妻駅	田中	筑波 記念病院	筑波大学 病院	つくば センター (TXつくば駅)	学園並木	学園並木	つくば センター (TXつくば駅)	筑波大学 病院	筑波 記念病院	田中	下妻駅
6:00	6:23	6:38	6:44	6:55			8:50	8:55	9:02	9:15	9:47
7:00	7:23	7:43	7:49	8:00	8:20		9:20	9:25	9:32	9:45	10:17
10:02	10:25	10:40	10:46	11:00			10:15	10:20	10:27	10:40	11:12
13:40	14:03	14:18	14:24	14:38			11:15	11:20	11:27	11:40	12:12
15:00	15:23	15:38	15:44	15:58			14:55	15:00	15:07	15:20	15:52
16:30	16:53	17:08	17:14	17:28		16:25	16:43	16:48	16:55	17:08	17:40
17:30	17:53	18:08	18:14	18:28			17:43	17:48	17:55	18:08	18:40
						18:55	19:13	19:18	19:25	19:38	20:05

【土日祝日】

下妻駅	田中	筑波 記念病院	筑波大学 病院	つくば センター (TXつくば駅)	学園並木	学園並木	つくば センター (TXつくば駅)	筑波大学 病院	筑波 記念病院	田中	下妻駅
7:00	7:23	7:38	7:44	7:55	8:15		8:50	8:55	9:02	9:15	9:47
10:02	10:25	10:40	10:46	11:00			11:15	11:20	11:27	11:40	12:12
14:15	14:38	14:53	14:59	15:13			15:35	15:40	15:47	16:00	16:32
16:30	16:53	17:08	17:14	17:28			17:43	17:48	17:55	18:08	18:40

出典：関鉄パープルバス時刻表

図 2-11 関鉄パープルバス運行時刻表

また、つくば市内外の利用者の多い施設として、下妻駅、TXつくば駅、土浦駅、筑波大学、筑波山が挙げられる。表 2-2 各目的地への所要時間は対象施設から各目的地への各移動手段における所要時間を示している。

表 2-2 各目的地への所要時間

項目	距離	所要時間			
		自動車	バス	自転車	徒歩
南田中バス停	約 600m	—	—	約 3 分	約 8 分
下妻駅	約 11.4 km	約 20 分	約 40 分	約 45 分	約 2 時間 15 分
TXつくば駅	約 11.9 km	約 20 分	約 34 分	約 49 分	約 2 時間 25 分
土浦駅	約 18.8 km	約 34 分	約 54 分	約 1 時間 14 分	約 3 時間 41 分
筑波大学	約 7.6 km	約 12 分	約 32 分	約 30 分	約 1 時間 30 分
筑波山	約 6.6 km	約 16 分	約 59 分	約 32 分	約 1 時間 27 分

出典：google map より整理

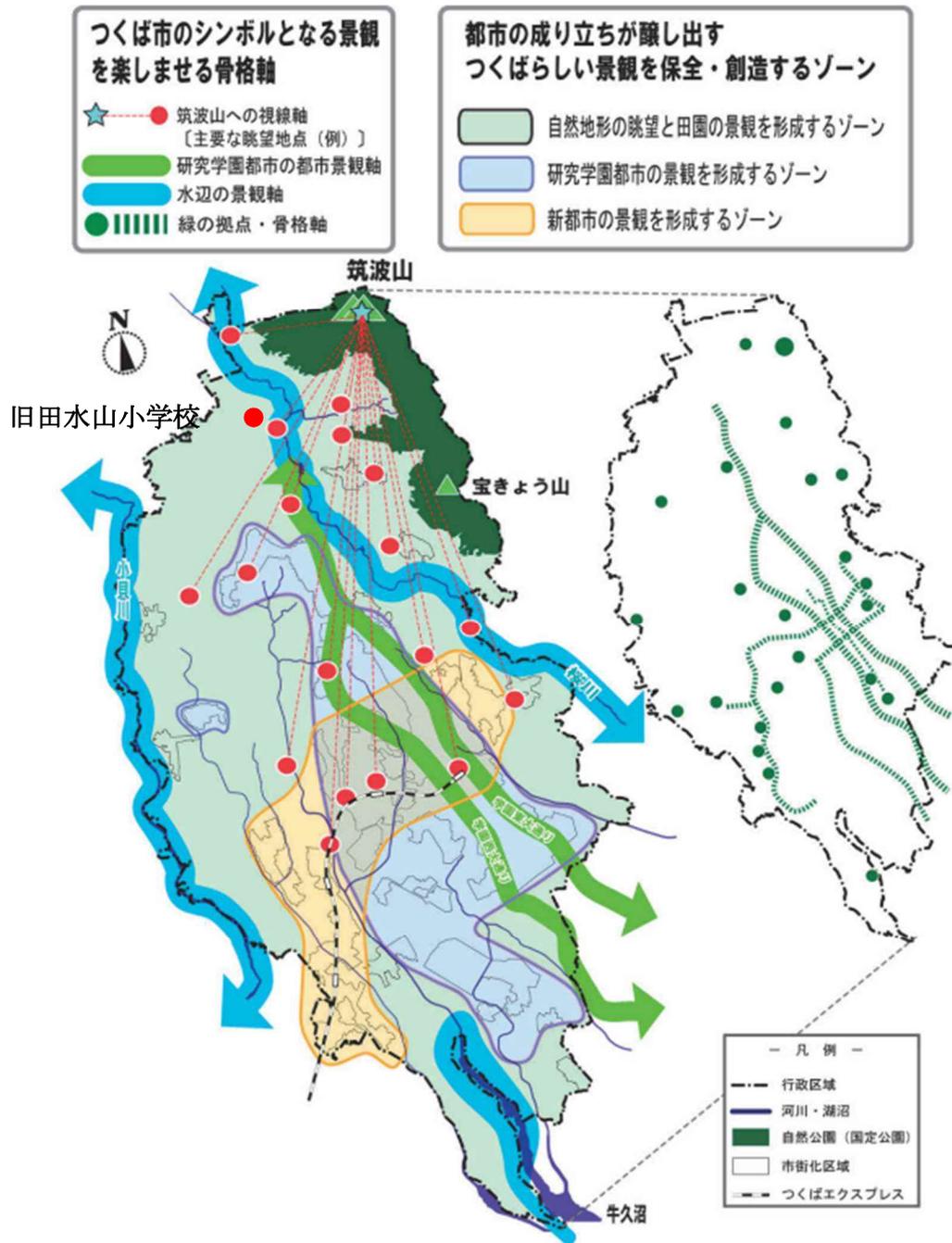
- 各施設への移動は 1 時間以上かかるため、徒歩での来場は困難である。
- 一番使いやすい移動手段は自動車である。
- 筑波大学・筑波山へ移動する場合、バスより自転車の方が便利である。
- 対象施設との距離が一番近いのは筑波山ではあるが、経路は坂道となるため、実際に一番行きやすい目的地は筑波大学である。

上記により、対象施設の立地状況と交通アクセスは不便である。施設の集客力を向上

するため、駐車台数の確保が必要と考えられる。

また、筑波大学・筑波山への自転車での移動は比較的便利であるため、駐輪場の設置も必要と考えられる。

(12) 景観



出典：つくば市景観計画

図 2-12 つくば市の景観構造

旧田水山小学校は自然地形の眺望と田園の景観を形成するゾーンと水辺の景観軸周

辺に位置する。また、筑波山への視線軸に位置することによって、筑波山の眺望は確保できる。

2.1.2. 建築物分析

(1) 教室棟

表 2-3 教室棟概要

建物名称	田水山小学校
建築主	つくば市
竣工年月	平成7年2月
設計者（竣工時）	株式会社プランスタッフオフィス
施工者（竣工時）	北条工業有限会社
建築面積	1001.76 m ²
延床面積	2510 m ²
階数	地上3階
建築の構造	鉄筋コンクリート造
建築物の高さ	軒高15m、1階：3.95m、2階：3.95m、3階：3.85m
耐震性能	新耐震

(2) 屋内運動場

表 2-4 屋内運動場概要

建物名称	筑波勤労者体育センター
建築主	つくば市
竣工年月	昭和57年2月
設計者（竣工時）	日新設計株式会社
施工者（竣工時）	佐藤工業株式会社
建築面積	930.37 m ²
延床面積	845.72 m ²
階数	地上2階
建築の構造	鉄筋コンクリート造
建築物の高さ	軒高7.85m、最高高10.365m
耐震性能	新耐震

(3) 建築物の外壁調査及び配管劣化診断

旧田水山小学校の改修工事を実施するにあたり、外壁と配管の劣化状況を確認し、今後の改修工事の検討および計画に資する資料を得ることを目的とし、調査を実施した。

ア 外観劣化調査の結果

調査の結果、南面にタイルの浮きが目立ったほか、また、南面内側の絵付きタイルにおいて、広範囲の浮きが確認された。

ひび割れに関しては、建物の各階で生じており、バルコニー腰壁内側では、経年による劣化と思われる縦方向のひび割れが多く見られた。また、西面2階バルコニー腰壁では、鉄筋露出している場所もあった。

建物躯体の損傷は見受けられなかったため、大規模改修は必要ないが、塗裝修繕やタイルの部分張替等の改修が必要である。

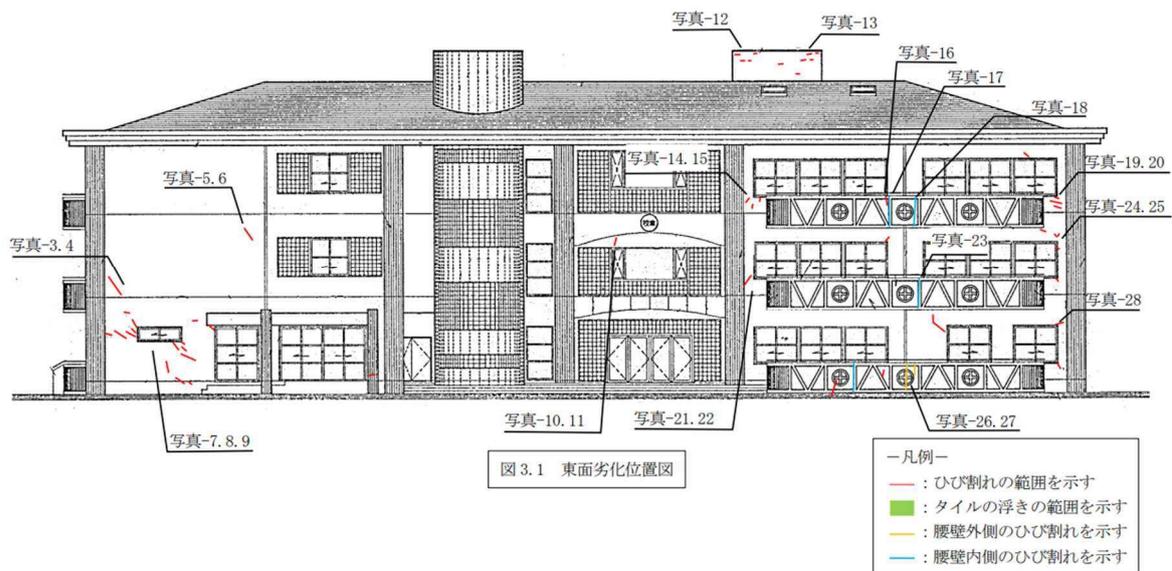


図 2-13 東面劣化位置図



図 3.2 西面劣化位置図

- 凡例—
- : ひび割れや欠けの範囲を示す
 - : タイルの浮きの範囲を示す
 - : 腰壁内側のひび割れを示す
 - : 鉄筋露出を示す

図 2-14 西面劣化位置図

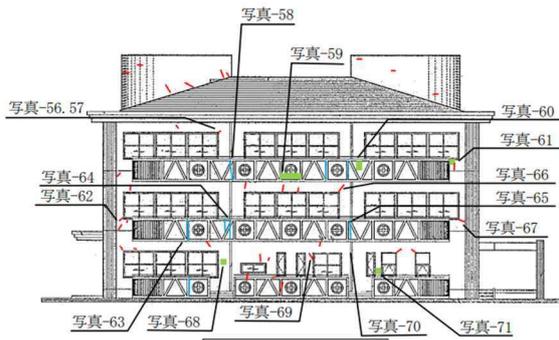


図 3.3 南面劣化位置図



図 3.4 北面劣化位置図

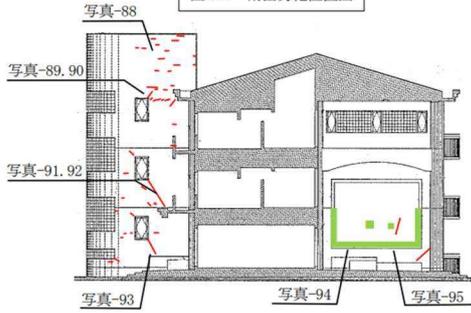


図 3.5 南面内側劣化位置図

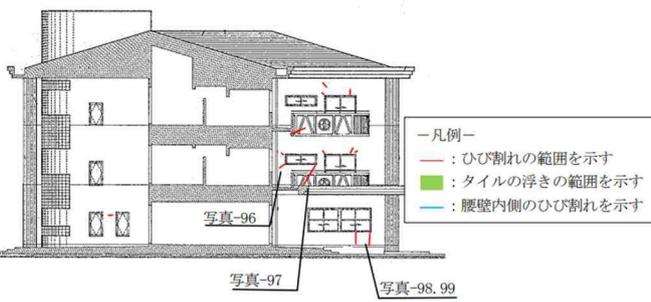


図 3.6 北面内側劣化位置図

- 凡例—
- : ひび割れの範囲を示す
 - : タイルの浮きの範囲を示す
 - : 腰壁内側のひび割れを示す
 - : 鉄筋露出を示す

図 2-15 南面・北面劣化位置図

イ 配管劣化調査の結果

調査の結果、給水管は特に顕著な劣化は確認されなかったことから、残存寿命予測値が10年以上となり、継続使用は可能と考えられる。汚水管及び雑排水管は口径に対して5%~15%の堆積物が認められたが、腐食の発生や亀裂等の異常は確認されなかったことから、定期的に洗浄を行うことにより、残存寿命予測値が7年以上10年未満となり、継続使用は可能と考えられる。

表 2-5 配管劣化調査の総合所見

調査対象		観察事項・調査方法	総合評価	所見
給水管	枝管	・管内面の劣化状態 [内視鏡調査]	… 1	硬質塩化ビニルライニング鋼管が使用されており、調査の結果、継手接続部に軽微な発錆が認められる程度であり、特に顕著な劣化は確認されなかったことから、継続使用は可能と考えられる。
汚水管	横引管	・管内面の劣化状態 [内視鏡調査]	… 2	耐火二層管が使用されており、調査の結果、口径に対して5%未満~15%の堆積物が認められたが、腐食の発生や亀裂等の異常は確認されなかったことから、定期的に洗浄を行うことにより、継続使用は可能と考えられる。
雑排水管	横引管	・管内面の劣化状態 [内視鏡調査]	… 2	耐火二層管が使用されており、調査の結果、口径に対して5%未満~15%の堆積物が認められたが、腐食の発生や亀裂等の異常は確認されなかったことから、定期的に洗浄を行うことにより、継続使用は可能と考えられる。

(4) バリアフリー対応状況

ア 段差

教室棟の主な出入口となる昇降口付近は階段となり、スロープの整備等を通じて段差解消の対応が必要である。また、教室棟内にはエレベーターがなく、上階との行き来が不便である。体育館も、入り口に段差があり、車椅子利用者も乗り入れできるよう改修が必要である。

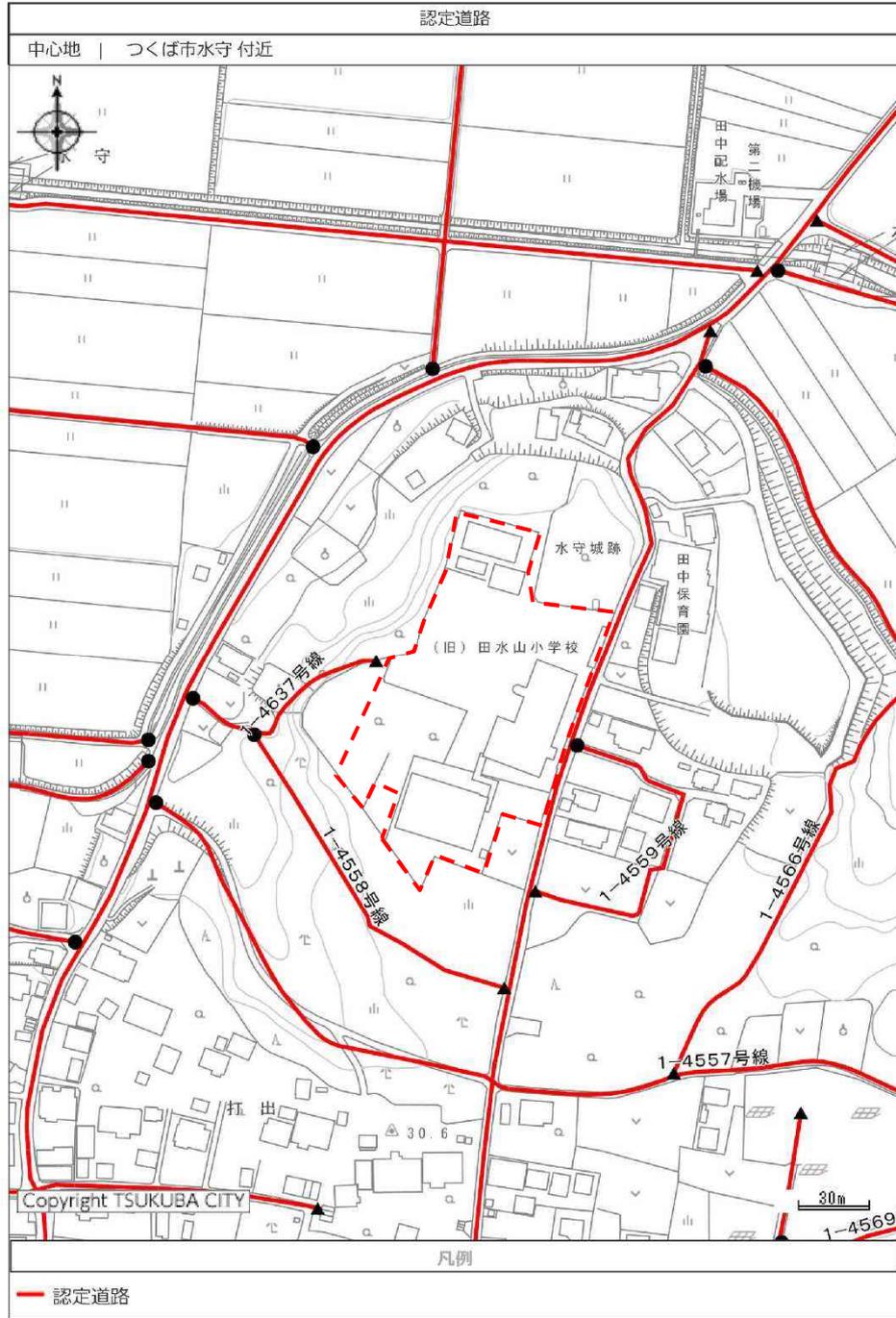
イ トイレ

現状、施設内には車椅子使用者が利用できる多機能トイレはない。また、小学生用のトイレは一般用トイレに整備し、トイレの個室は洋式化される必要がある。

2.1.3. インフラの整備状況

(1) 道路

対象施設周辺の認定道路は下に示す。敷地は 1-4611 線（幅員約 5m）および 1-4637 線と接道している。



出典：つくば市 都市計画マップ

図 2-16 敷地周辺の認定道路

(2) 上水道

敷地内の上水道は市水道であり、下記より市道 14611 号線の HIVP40 の給水管が確認できた。

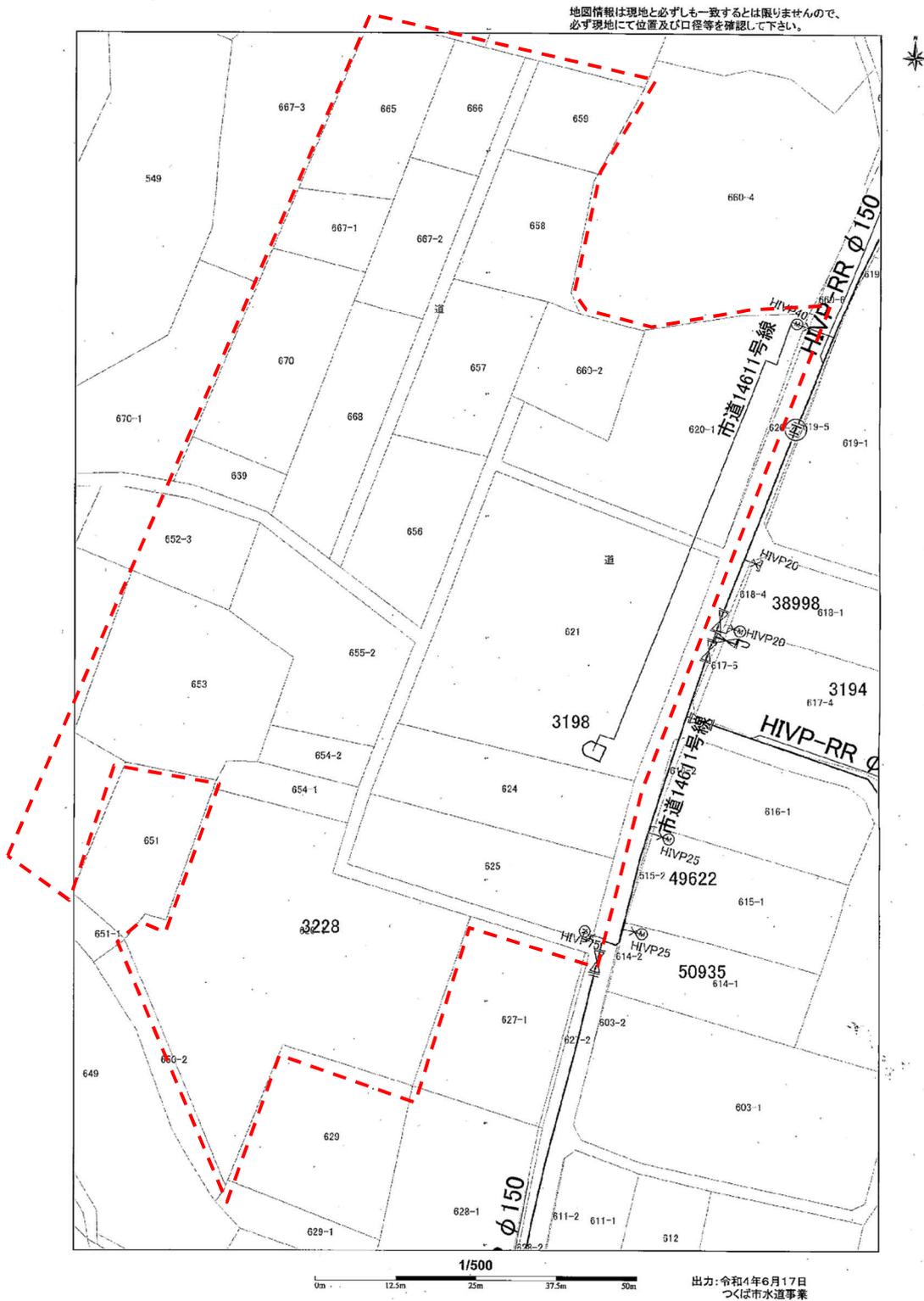
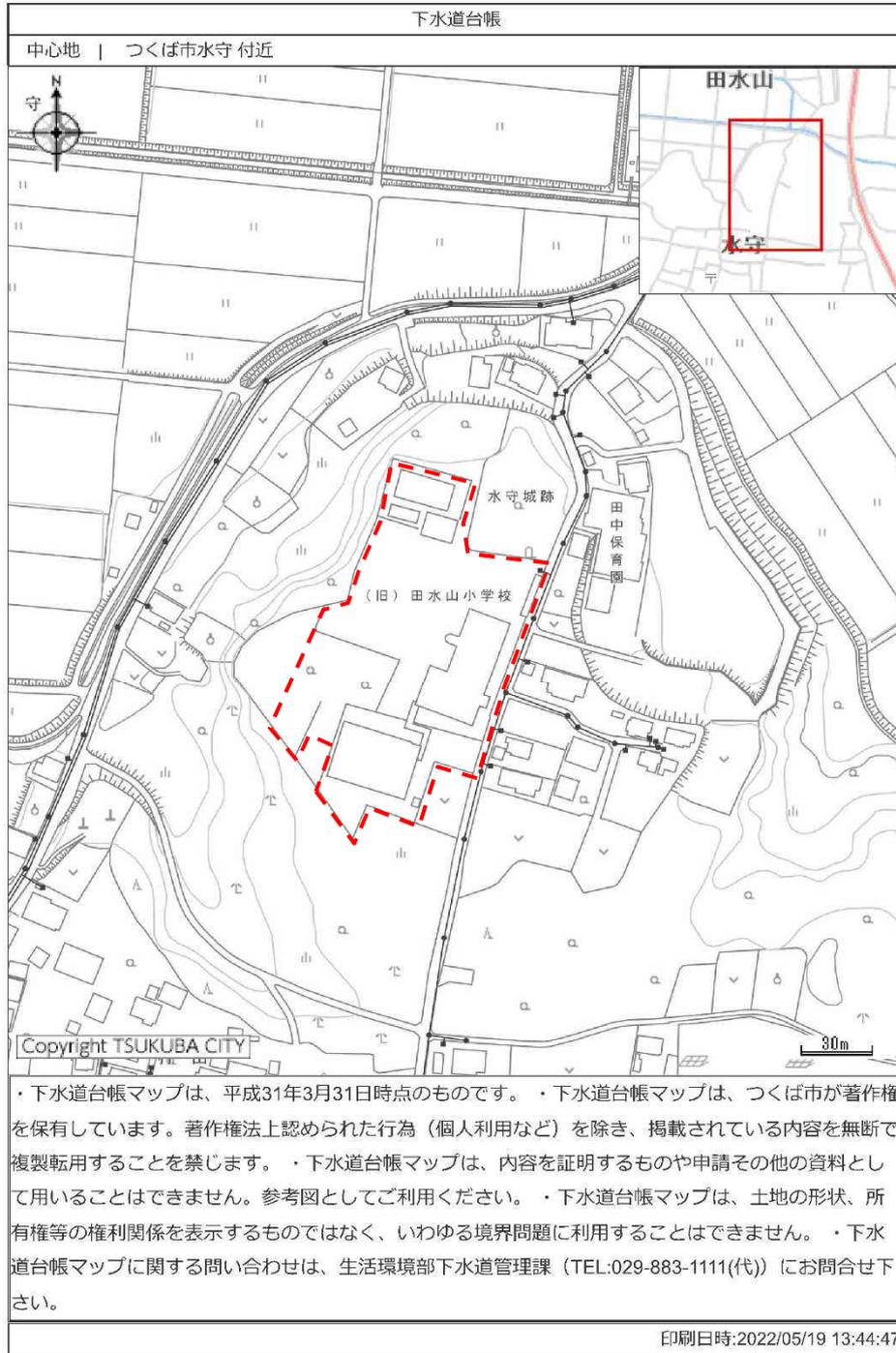


図 2-17 インフラ現況図・上水道

(3) 下水道

敷地内の汚水排水は市下水道に接続しており、下記より確認できた。なお、敷地内の雨水流出の管路は確認できなかったため、汚水との合流が考えられる。



出典：つくば市 都市計画マップ

図 2-18 インフラ現況図・汚水

(4) 電気・通信施設

敷地内に電柱の存在が確認でき、屋外にキュービクルが設置されている。

現状は容量 75kva の変圧器 2 台が設置されており、空調設備等を新しく整備する場合、キュービクル容量を増設する必要がある。

また、対象地は NTT 東日本のフレッツ光の提供エリア内である。学校として使用していた時期には光回線を使用しており、設備自体は残存しているため、再契約をすることにより使用可能と思われる。



図 2-19 インフラ現況図・電気通信

(5) ガス

対象地は都市ガスの供給エリア外となる。

2.2. つくば市における文化芸術振興の状況

2.2.1. 文化芸術の取組

(1) つくば市文化芸術推進基本計画

本市における文化芸術の取組については、表 1-4 に掲げられるように、5つの基本的方向と 11 の基本施策で構成される。

(2) 文化芸術創造拠点の位置付け

本計画に定める文化芸術創造拠点は、基本計画の 5 つの基本的方向のうち、「文化芸術の実践」の中の基本施策「プラットフォームの形成」の中に位置付けられる。

文化芸術創造拠点はプラットフォーム形成に係る取組を集約し、体現した施設として、プラットフォーム形成におけるあらゆる機能の基軸となる。しかし、プラットフォーム形成に係る全ての取組を文化芸術創造拠点で完結させず、出会いやつながりを創出する拠点となることを目指す。

なお、プラットフォームに求められる機能としては、令和 4 年（2022 年）3 月 22 日付け、つくば市文化芸術審議会からの答申書・意見書の内容を引用すると、次の表 2-6 プラットフォームに求められる機能（意見書より抜粋）のとおりである。

表 2-6 プラットフォームに求められる機能（意見書より抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の各種機関等との連携によるネットワークの構築 市内にある文化芸術団体、文化芸術施設、研究所や教育機関等に働きかけ、分野の垣根を越えた連携によるネットワークを構築する。 ・ アーティスト及び市民の制作・発表・鑑賞等のコーディネート機能 構築したネットワークをいかし、文化芸術に携わる（する・見る・支える）人に、人、モノ、情報などの提供をする。また、地域の文化芸術資源を結びつける事業などを行う。 ・ 文化芸術に携わる人材への支援・育成機能 文化芸術活動を主体的に展開できる人材（する人、見る人、支える人等）の支援制度を構築し、育成を推進する。 ・ 市が関連する文化芸術の情報発信及びアーカイブ構築 市が関連する文化芸術に関する様々な活動、情報、作品等の発信をするとともに、それらの記録を集約し、誰でも自由に閲覧できるようにする。 ・ 文化芸術をする・見る・支える場の提供 文化芸術に携わる（する・見る・支える）人たちのために、文化芸術創造拠点の形成を図る。
--

「文化芸術創造拠点の形成」を他の施策に先んじて進めることで、他の施策をアピールする場となると同時に、上位施策である「プラットフォームの形成」及び「文化芸術

を实践するまち つくば」の効果が連鎖的に作用するよう促す拠点として、“つくば独自の文化芸術”を創造・推進する一助とする。

2.2.2. 市民意向の把握

(1) 令和3年度市民意識調査

つくば市では、市の現状やまちづくりの取組に対する満足度、及び市が進める主要な施策に対する意見聴取のため、市民意識調査を実施している。令和3年8月に実施した調査の結果によると、「つくば市の魅力」と、「文化芸術の振興に関する満足度」は、それぞれ次のとおりである。

① つくば市の魅力

“自然”と“科学”については、「市の魅力として市外の人に自慢したいこと」として、「自慢したい・どちらかという自慢したい」という意見がそれぞれ8割以上となっている。

② 「文化・芸術の振興」に対する満足度

文化芸術の満足度について、肯定的な「満足」「どちらかといえば満足」と回答した割合が4割弱であり、「わからない」と回答した割合が4割強となっている。

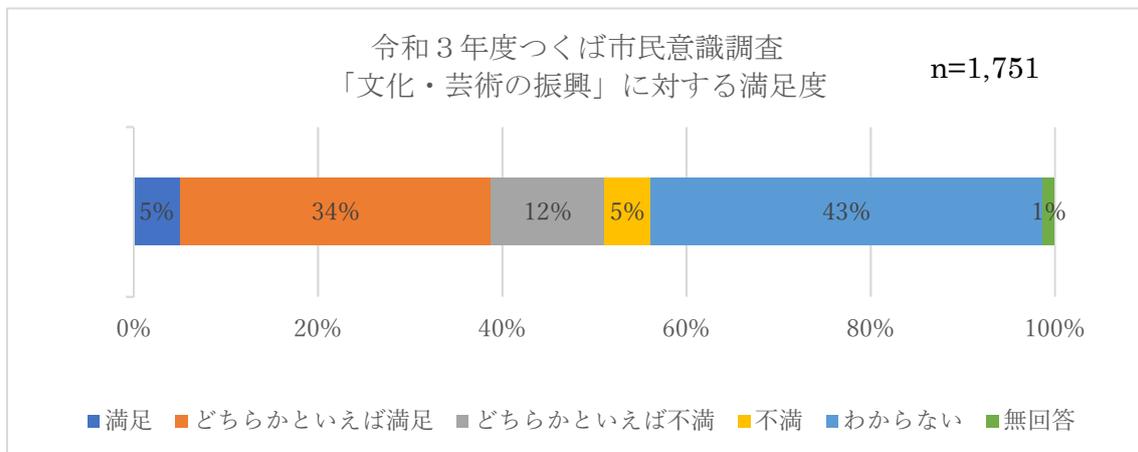


図 2-20 つくば市民の「文化・芸術の振興に対する満足度」

(2) 文化芸術市民意識調査

平成 30 年（2018 年）に実施された文化芸術市民意識調査の中で、「文化芸術の満足度」「つくば市の文化芸術振興に今後重要なこと」は、それぞれ次のように評価されている。

① 文化芸術の満足度

「文化芸術に関する人材育成」「伝統的な文化芸術の保存・活動がされている」「それぞれの文化芸術活動が連携している」について、「非常に満足」「やや満足」との肯定的な回答がそれぞれ 2 割未満となっており、他の回答項目と比較しても低くなっている。また、「わからない」との回答も、それぞれ 6 割を超えている。



図 2-21 文化芸術の満足度

② つくば市の文化芸術振興に今後重要なこと

「文化芸術施設が整っている」こと、「文化芸術に関する情報が充実している」ことについて、「非常に重要」「やや重要」の回答率合計が、それぞれ7割を超えている。

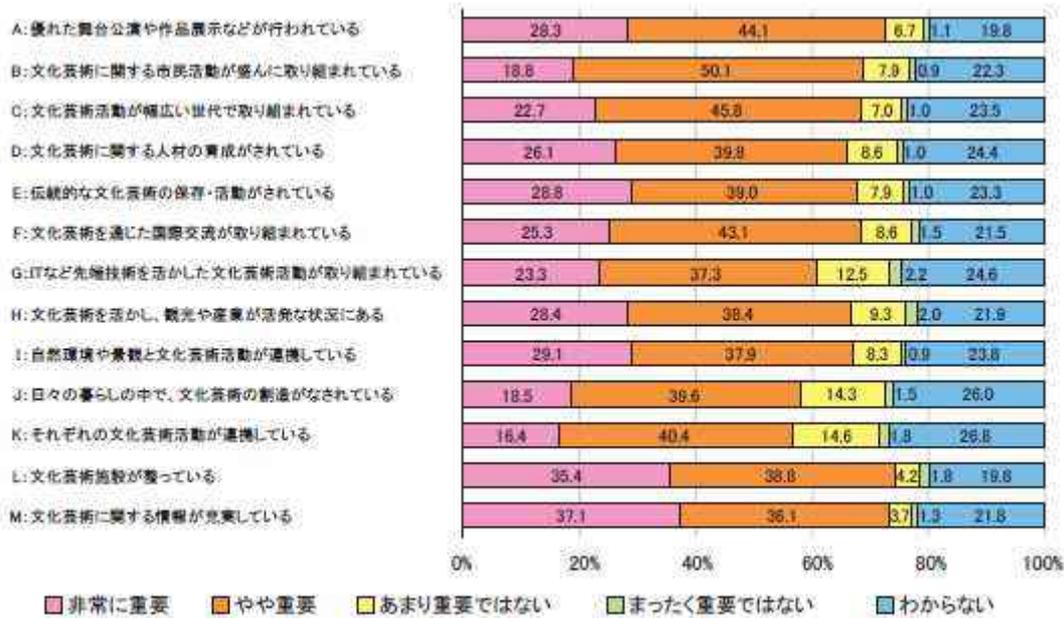


図 2-22 つくば市の文化芸術振興に今後重要なこと

(3) 文化芸術審議会からの要望

令和4年(2022年)3月22日付けで提出された答申書・意見書による意見・要望をまとめると次のとおりである。

- ① 自然豊かな景観(筑波山及び筑波山麓)の確保
- ② 市民、主に地域住民との協働(地域住民への説明、希望の聴取、すり合わせの実施)
- ③ 交通アクセスの検討
- ④ 社会経済情勢の変化や、日々成長する文化芸術に対応するための、中・長期的計画の策定
- ⑤ 集約した様々な人や団体等の意見の、文化芸術創造拠点基本計画への反映
- ⑥ 施設運営や文化芸術について専門的な知識を持ち、継続して携わることができる人材の育成
- ⑦ 文化芸術に関する資源をコーディネートする人材、文化芸術事業をマネジメントする人材の育成・配置
- ⑧ 市内の文化芸術に携わる機関・団体等の連携を密にし、それぞれが担う役割、責任、取組等の検討

(4) 地域住民の要望

旧田水山小学校周辺の区長（上田中、下田中、水守、山木）と、田水山小学校跡地利活用推進協議会へ利活用について説明を行うとともに、次のとおり意見・要望を聴取した。

- ① 地域の人が使える場所としての整備
- ② 建物全体の清掃・修繕
- ③ 体育館の床や雨漏り箇所を修繕
- ④ 文化芸術事業を実施し、人の交流などのにぎわいを創出

2.3. 課題の把握と課題への対応

2.3.1. 課題の把握

現況の整理において検討した、計画地の敷地・建築物の分析、本市における文化芸術振興の状況から見えてきた課題を、計画地の施設における課題と、文化芸術創造拠点の機能における課題にそれぞれ整理する。

(1) 計画地の施設における課題

敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波山及び筑波山麓を眺望できる景観が確保されていない ・敷地測量・ボーリング調査が必要 ・埋蔵文化財調査要否の確認に向けた行政窓口協議が必要 ・駐車場・駐輪場スペースの不足 ・防災拠点としての機能拡充が必要
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・建物全体の経年劣化への対応 ・社会情勢や文化芸術の変化に合わせた中・長期計画の策定 ・地域の人が自由に使えるスペースの確保 ・校舎・体育館の避難場所としての機能確保 ・文化芸術施設への用途変更に向けた各種法的手続きの確認 ・機能拡充に伴うインフラ容量の確保 ・文化芸術創造拠点としての利用促進に向けた様々な人や文化芸術に携わる団体等の意見の反映 ・多世代が自由に利用し、交流を促せる施設実現に向けたバリアフリー対応
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性が悪く、公共交通などの交通アクセスを検討する必要がある

(2) 文化芸術創造拠点の機能における課題

事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢や文化芸術の変化に合わせた中・長期計画の策定 ・つくば市民の文化芸術施策に対する認知度の低さ、不明瞭さを解消するため、可視化などにより明瞭化 ・“自然”と“科学”といった既存資源と、様々なアイデアや感覚・能力を持つ人と組合せ、“つくば独自の文化芸術”を創造・推進する施策の展開 ・「文化芸術に関する人材育成」と「文化芸術活動の連携施策」の推進 ・施設運営や文化芸術について専門的な知識を持ち、継続して携わることができる人材の育成 ・文化芸術資源をコーディネートする人材・文化芸術事業をマネジメントする人材の育成・配置 ・計画地の地域住民も参画できる事業の実施 ・人を呼び込める事業の実施 ・市が関連する文化芸術の情報発信及びアーカイブの構築
市民協働	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地の地域住民などの市民や、公益財団法人つくば文化振興財団や筑波大学、つくば市文化協会をはじめとした様々な人や文化芸術に携わる団体等の意見の反映
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動に関する総合的な情報の収集と提供 ・市内の文化芸術に携わる機関・団体等の連携強化と役割、責任、取組等の検討 ・市内の各種機関との連携によるネットワーク構築

2.3.2. 課題への対応

前項における課題をもとに、計画地の施設と、文化芸術創造拠点の機能に求められるものをそれぞれ整理する。

(1) 計画地の施設に求められるもの

敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波山及び筑波山麓を眺望できる景観を意識した施設計画 ・ 敷地の測量、ボーリング調査の実施 ・ 埋蔵文化財調査要否の確認に向けた行政窓口協議 ・ 駐車場・駐輪場のスペースと車両動線の確保 ・ 防災拠点としての機能拡充を考慮した外構整備
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全体の清掃・修繕 ・ 中・長期計画の策定 ・ 地域の人が自由に使えるスペースの整備 ・ 指定避難所としての整備 ・ 建物の長寿命化の検討 ・ バリアフリーに適した計画
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通などによる交通アクセスの改善

(2) 文化芸術創造拠点の機能に求められるもの

事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・中・長期計画の策定 ・プラットフォームを体現・可視化する施設としての文化芸術創造拠点の形成 ・文化芸術資源をコーディネートする人材・文化芸術事業をマネジメントする人材の育成・配置 ・地域住民も参画できる事業や、広い地域から人を呼び込める事業の実施
市民協働	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地の地域住民などの市民や、公益財団法人つくば文化振興財団や筑波大学、つくば市文化協会をはじめとした様々な人や文化芸術に携わる団体等の意見の反映
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動に関する総合的な情報の収集と提供 ・市内の文化芸術に携わる機関・団体等の連携強化と役割、責任、取組等の検討 ・文化芸術団体、文化芸術施設、研究所、教育機関等、各種機関との連携ネットワークの構築

3. 基本計画

3.1. 基本方針

前項で整理された現況と課題を踏まえ、文化芸術創造拠点として運用していく際の基本的な方針を整理する。

3.1.1. ビジョン・コンセプト

旧田水山小学校を「文化芸術創造拠点」として活用していくにあたり、ビジョンとコンセプトは次のとおり設定する。

表 3-1 文化芸術創造拠点のビジョンとコンセプト

<p>ビジョン（展望）：アートで編む（つくば市文化芸術推進基本計画より）</p> <p>市の多面的な魅力を構成する1本1本の糸を、文化芸術によって連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る。</p> <p>コンセプト（行動原理）：出会う・つながる・創造する</p> <p>あらゆる人、モノ、情報が出会い、そこからつながりが生まれ、つながりから新たな価値観やつくば独自の文化芸術が生まれていくことを期待する。</p>

3.1.2. 事業方針

(1) 事業方針

ア ターゲット

主なターゲットは、施設の地域住民を中心としたつくば市民とする。また、学生が作品制作や、制作発表にも活用できる施設としていく。

つくば市民を中心として「出会い」や「つながり」を作り、新たな価値観やつくば独自の文化芸術を生み出していく土壌とする。

イ 核となる要素

令和3年度市民意識調査において、「市の魅力として市外の人に自慢したいこと」として、つくば市の“自然”と“科学”について肯定的な意見がそれぞれ8割以上となっていることから、市民が考える「つくばらしさ」は多種多様なものが含まれていることが考えられる。

多種多様な要素を結びつけるひとつの手段として文化芸術があり、文化芸術創造拠点を中心として、文化芸術の“スタートアップ”を推進していくことにより、文化芸術「つくばらしい」核となる要素を生み出していく。

ウ 具体的な活用方法

具体的な活用方法の方針としては、大きく次の3つを柱とする。

まずは人に来てもらう仕組みを作り、施設としての稼働率を上げていくとともに、人

材育成・配置を行い、そのような人材を通じて徐々に人を呼び込む企画などの実施へとシフトしていくことを念頭に置き、各方針の中で事業の実施優先度を設定する。

優先度の高い事業は、施設の供用開始後から進めていき、優先度の低い事業は、事業を継続していくことで、市民に施設の利用定着を図るとともに、アート事業を浸透させていったのちに、行っていきたい事業を列挙している。

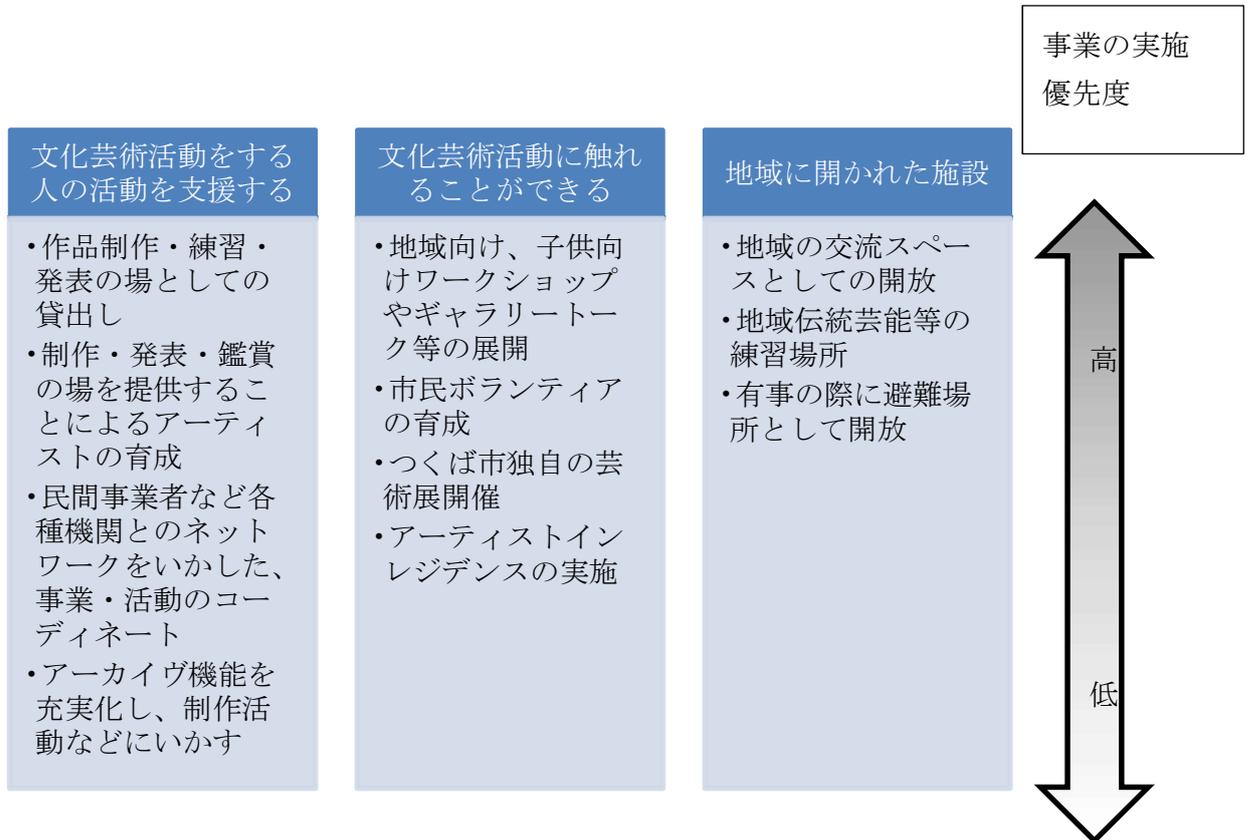


図 3-1 具体的な活用方法

(2) 事業展開

ここでは、主に文化芸術に携わるアーティストを中心として、展開していく事業のイメージを整理する。

つくばらしいアートの内外への発信を最終目標とし、次のサイクルを作っていく。

ア アーティストの発掘

つくばで活動するアーティストや、芸術を学ぶ学生とつながる。

イ アーティストの育成

つながったアーティストに、作品制作や展覧会・発表の場などの経験を積む環境を作る。

つくばの多種多様な要素を、芸術をつうじてコーディネートし、そこにアーティスト絡んでいくことで、自分の活動にいかす経験と機会を作る。

ウ 市民へのフィードバック

ワークショップや作品展などを通じて市民にアートに触れる機会を提供する。身近にアートに触れることのできる環境を市民に浸透させ、土壌を作る。

エ 「つくばらしいアート」の内外発信

ア～エを繰り返し進めていくことで、多種多様な「つくばらしさ」をアートで結び付けていき、外部にも発信していく。

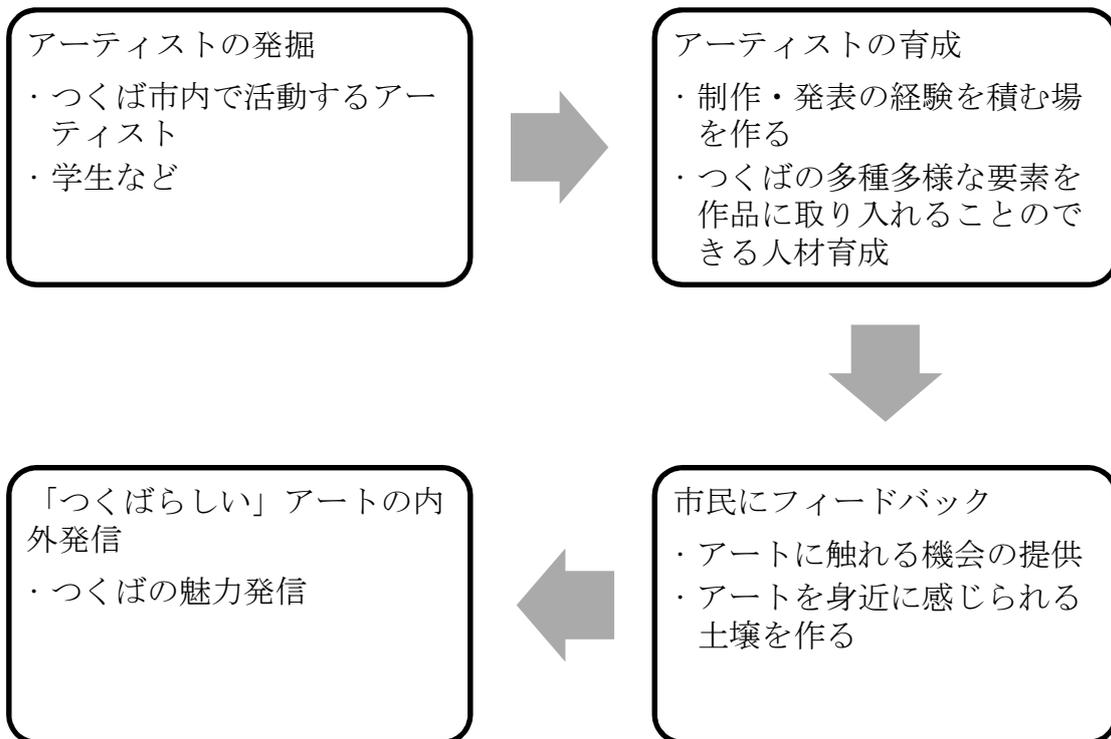


図 3-2 事業展開フローチャート

3.2. 導入機能

3.2.1. 求められる機能等

基本方針で掲げた取り組みを推進していくため、施設として求められる機能（ハード面）と、文化芸術創造拠点として求められる機能（ソフト面）をそれぞれ整理する。

(1) 施設に求められる機能

施設に求められる機能を次のとおり整理する。

表 3-2 施設に求められる機能

機能	概要
管理室	・施設運営に関わる事務作業・受付・エントランス業務などを行う場。
機械室	・空調、換気、送風、コンピューター、エレベーター等の制御機能を担う。
防災備蓄倉庫	・災害時に必要となる食料・衣類・備品などを保管しておくためのスペース。
ギャラリー	・発表・鑑賞の場。芸術展の開催や、地域の小学校の作品展示等、幅広い活用が期待される。
スタジオ	・防音機能を供え、楽器の練習・映像制作・楽譜制作等の活動を行うことが可能。
制作室	・アーティストが作品制作に没頭できる場所。芸術家の個性を最大限発揮できる制作・展示・学びの場。
控室・更衣室	・講演の際の講師・イベントゲストの控室。日常時は更衣室としても活用可能。
避難場所	・災害時に一時的に避難することができる場を整備。体育館では対応しきれない個別での対応も可能となる。
多機能トイレ	・バリアフリー・ユニバーサルデザイン等に対応する。
多目的スペース	・ワークショップの開催、利用者が自由に交流できるスペース。住民発表会、講演など柔軟な利用の仕方が想定される。
情報発信コーナー	・デジタルサイネージやパンフレット設置などを通して市民に対して、文化芸術に関する情報を発信する場所。
駐車場・駐輪場・タクシー乗り場	・敷地内において、十分な駐車台数・駐輪場台数を確保する必要がある。また、タクシー利用者の乗降場所も確保する。

(2) 文化芸術創造拠点に求められる機能

文化芸術創造拠点に求められる機能を、表 2-6 の内容を踏まえ、プラットフォームとの関連を考慮したうえで、文化芸術創造拠点として求められる機能を整理する。

表 3-3 文化芸術創造拠点に求められる機能

機能	概要
交流スペースの開放	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を含めた利用者が交流し、様々な出会い、つながりを作る。
制作・発表・鑑賞の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・制作活動を行うにあたり、自由に使用することができ、きる場所を提供する。 ・作品公開や公演などによる発表の場所を提供する。 ・ギャラリーなどとして鑑賞スペースを提供する。
ワークショップの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の裾野を広げるとともに、文化芸術に携わる（する・見る・支える）人をつなげる。
ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各種機関などと連携をし、文化芸術に関する事業を展開する。
アーティストの発掘	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で活動するアーティストや、アーティストの卵とつながる。
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・アーティストを育成する。 ・市民の制作・発表・鑑賞等のコーディネート・マネジメントができる人材を育成する。 ・文化芸術活動者が、自分の能力を高めるための育成をする。 ・市民ボランティアを育成する。
コーディネート機能	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術に携わる（する・見る・支える）人が望む情報・施設・機関などにつながることができるようコーディネートをする。
文化芸術情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・公演・展覧会に関する情報や、市内で活動するアーティストに関する情報など、文化芸術に関する多様な情報を収集し、必要とする人に提供する。
文化芸術アーカイヴ	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した情報を蓄積し、つくば市内で実施されてきた文化芸術のアーカイヴを作成・提供する。

3.2.2. 導入機能の検討

導入する機能に、3.1.2. (1) 事業方針で掲げた事業実施の優先順位や、改修に要する費用などを考慮し、供用開始からの段階ごとに整備していくべき機能を整理する。

(1) 施設の導入機能

表 3-4 導入機能の検討（施設）

事業年度	類型	導入機能
供用開始 ～中期	地域の芸術活動を 支える交流の場所	制作室
		多目的スペース
		ギャラリー
		控室・更衣室
	次世代の芸術活 動・「つくばらし さ」の創出・発信	スタジオ
		情報発信コーナー
	基本スペース	管理室
		機械室
		駐車場・駐輪場
		多機能トイレ
	有事時の避難拠点	避難場所
		防災備蓄倉庫

(2) 文化芸術創造拠点の導入機能

導入機能について、供用開始からの段階ごとに詳細を検討する。なお、前段階で示した内容は継続していくものとする。

表 3-5 導入機能の検討（文化芸術創造拠点）

事業年度	導入機能	詳細
供用開始時点～	交流スペース	・地域の交流スペースの開放
	制作・発表・鑑賞の場の提供	・短期的・単発的な制作活動・発表の場としての教室貸出し ・ギャラリー等、鑑賞スペースとしての利用
	ワークショップ	・地域住民向けワークショップの開催
	ネットワークの構築	・文化芸術団体の情報収集 ・市内文化芸術施設と連携した事業の実施 ・研究機関などとの連携の推進
	アーティストの発掘	・市内で活動するアーティストの把握 ・文化芸術を学ぶ学生などの把握
	人材育成	・人材育成を目的とした専門職の雇用
	文化芸術情報収集・提供	・市内の文化芸術に関する情報の収集・提供
	文化芸術アーカイヴ	・記録の蓄積・公開
中期（2～5年目）	交流スペース	・アーティスト・文化芸術活動者などの利用者も含めた地域住民との交流
	ワークショップ	・アーティスト向けワークショップの開催
	人材育成	・文化芸術資源をコーディネートできる人材育成・配置 ・市内アーティストの育成
	コーディネート機能	・アーティストが市内研究所などと協働した作品制作やコラボレーションの推進
長期（6～10年目）	交流スペース	・市内外の利用者も含めた様々な利用者の交流
	コーディネート機能	・施設利用者などが求める文化芸術情報・活動などをつなげるコーディネート

3.3. 計画条件

3.3.1. 導入機能の設定

3.3.2. 法制度の整理

3.3.3. 利用者層の想定

3.3.4. 利用者数の想定

3.4. 環境の保全と創出

3.4.1. 景観の保全

3.4.2. 既存樹木の活用

3.4.3. 再生可能エネルギーの活用

3.4.4. 建物の長寿命化

3.5. インフラ整備の基本方針

3.5.1. 交通アクセス

3.5.2. 上水道

3.5.3. 下水道

3.5.4. 電気・ガス・通信

3.6. 整備計画

3.6.1. 整備方針

3.6.2. 法制度の整理

3.6.3. 土地利用計画

3.6.4. 施設利活用計画

3.7. 基本計画図

3.7.1. 土地利用計画平面図

3.7.2. 施設利活用計画各階平面図

3.8. 概算事業費の算出

3.8.1. 概算事業費

3.9. 管理運営方法の検討

3.9.1. 管理運営方法の整理

3.9.2. 管理運営の考え方

3.10. 概算維持管理費の算出

3.10.1. 概算維持管理費

3.11. 整備スケジュール

1. 計画の目的

計画の背景と目的

- 平成29年6月に国の文化芸術基本法が改正
- 平成30年3月に文化庁により文化芸術推進基本計画が閣議決定

地方公共団体でも計画を策定していく努力目標が定められる

つくば市文化芸術推進基本計画を平成31年3月に策定

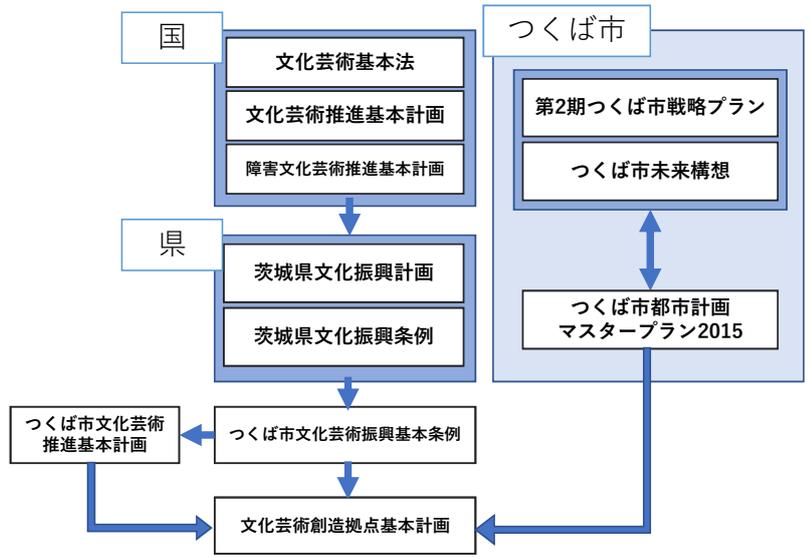
基本的方向5「文化芸術を实践するまち つくば」
基本施策9「プラットフォームの形成」
「文化芸術創造拠点の形成」

令和3年9月に市長から「文化芸術創造拠点の形成」について諮問

令和4年3月22日 文化芸術審議会からの答申

- 「文化芸術創造拠点の計画地は、旧田水山小学校とする」
- 「文化芸術創造拠点の整備に向け、文化芸術創造拠点基本計画の策定に着手する」

計画の位置付け



2.3.1 (1) 課題の把握 (施設)

分野	現状
人口・世帯	・人口減少・少子高齢化が進み、将来にわたってその傾向が続く予測である
地形・地盤	・測量・ボーリング調査未実施
埋蔵文化財	・敷地及びその周辺は水守城跡の文化財包蔵地となる
都市計画	・市街化調整区域
土地利用	・肥沃な土地が広がり、田畑の割合が多い
防災	・計画地は指定避難所となる
景観	・自然地形の眺望と田園の景観を形成するゾーンと筑波山への視線軸に位置する
交通アクセス	・公共交通が不便
外壁調査 配管劣化診断	・大規模改修は必要ないが、部分修繕と定期的なメンテナンスが必要
バリアフリー	・段差の存在、多機能トイレの未整備

計画地施設で対応すべき課題

敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波山及び筑波山麓を眺望できる景観が確保されていない ・敷地測量・ボーリング調査が必要 ・埋蔵文化財調査要否の確認に向けた行政窓口協議が必要 ・駐車場・駐輪場スペースの不足 ・防災拠点としての機能拡充が必要
	<ul style="list-style-type: none"> ・建物全体の経年劣化への対応 ・社会情勢や文化芸術の変化に合わせた中・長期計画の策定 ・地域の人が自由に使えるスペースの確保 ・校舎・体育館の避難場所としての機能確保 ・文化芸術施設への用途変更に向けた各種法的手続きの確認 ・機能拡充に伴うインフラ容量の確保 ・文化芸術創造拠点としての利用促進に向けた様々な人や文化芸術に携わる団体等の意見の反映 ・多世代が自由に利用し、交流を促せる施設実現に向けたバリアフリー対応
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性が悪く、公共交通などの交通アクセスを検討する必要がある

2.3.1 (2)課題の把握 (文化芸術創造拠点)

市民意向	現状	文化芸術創造拠点で対応すべき課題
令和3年度市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> つくば市の魅力は“自然”と“科学” 「文化・芸術の振興」に対する満足度で、肯定的な評価と「わからない」との回答がそれぞれ4割前後 	事業計画 <ul style="list-style-type: none"> 社会情勢や文化芸術の変化に合わせた中・長期計画の策定 文化芸術施策の可視化などにより明瞭化 既存資源と、様々なアイデアや感覚・能力を持つ人と組合せた、“つくば独自の文化芸術”の創造・推進 「文化芸術に関する人材育成」と「文化芸術活動の連携施策」の推進 施設運営や文化芸術について専門的な知識を持ち、継続して携わることができる人材の育成 文化芸術資源をコーディネートする人材・文化芸術事業をマネジメントする人材の育成・配置 計画地の地域住民も参画できる事業の実施 集客事業により、外部から人を呼び込む
文化芸術市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> 「人材育成」「伝統的文化芸術の保存・活動」「文化芸術活動の連携」について、肯定的な回答が2割未満、「わからない」との回答も6割強 「文化芸術施設が整っている」、「文化芸術に関する情報の充実」が「重要」とする回答が7割超 	
文化芸術審議会	<ul style="list-style-type: none"> 自然豊かな景観の確保 市民、主に地域住民との協働 交通アクセスの検討 中・長期的計画の策定 団体等の意見の文化芸術創造拠点基本計画への反映 施設運営・文化芸術について専門的な知識を持ち、継続して携わる人材の育成 文化芸術をコーディネート・マネジメントする人材の育成・配置 機関・団体等の連携とその役割、責任、取組等の検討 	
地域住民の要望	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人が使え場所としての整備 建物全体の清掃・修繕 体育館の床や雨漏り箇所を修繕 外部から人を呼び込むため、文化芸術事業を実施 	
		市民協働 <ul style="list-style-type: none"> 計画地の地域住民などの市民や、公益財団法人つくば文化振興財団や筑波大学、つくば市文化協会をはじめとした様々な人や文化芸術に携わる団体等の意見の反映
		関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動に関する総合的な情報の収集と提供 市内の文化芸術に携わる機関・団体等の連携強化と役割、責任、取組等の検討

3

2.3.2. 課題への対応

計画地の施設に求められるもの	
敷地	<ul style="list-style-type: none"> 筑波山及び筑波山麓を眺望できる景観を意識した施設計画 敷地の測量、ボーリング調査の実施 埋蔵文化財調査要否の確認に向けた行政窓口協議 駐車場・駐輪場のスペースと車両動線の確保 防災拠点としての機能拡充を考慮した外構整備
建物	<ul style="list-style-type: none"> 建物全体の経年劣化への対応 中・長期計画の策定 地域の人々が自由に使えるスペースの整備 指定避難所としての整備 建物の長寿命化の検討 バリアフリーに適した計画
交通	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通などによる交通アクセスの改善

文化芸術創造拠点の機能に求められるもの	
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 中・長期計画の策定 プラットフォームを体現・可視化する施設としての文化芸術創造拠点の形成 文化芸術資源をコーディネートする人材・文化芸術事業をマネジメントする人材の育成・配置 地域住民も参画できる事業や、広い地域から集客できる事業の実施
市民協働	<ul style="list-style-type: none"> 計画地の地域住民などの市民や、公益財団法人つくば文化振興財団や筑波大学、つくば市文化協会をはじめとした様々な人や文化芸術に携わる団体等の意見の反映
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動に関する総合的な情報の収集と提供 市内の文化芸術に携わる機関・団体等の連携強化と役割、責任、取組等の検討

4

3.1.1. ビジョン・コンセプト

アートで編む

出会う・つながる・創造する

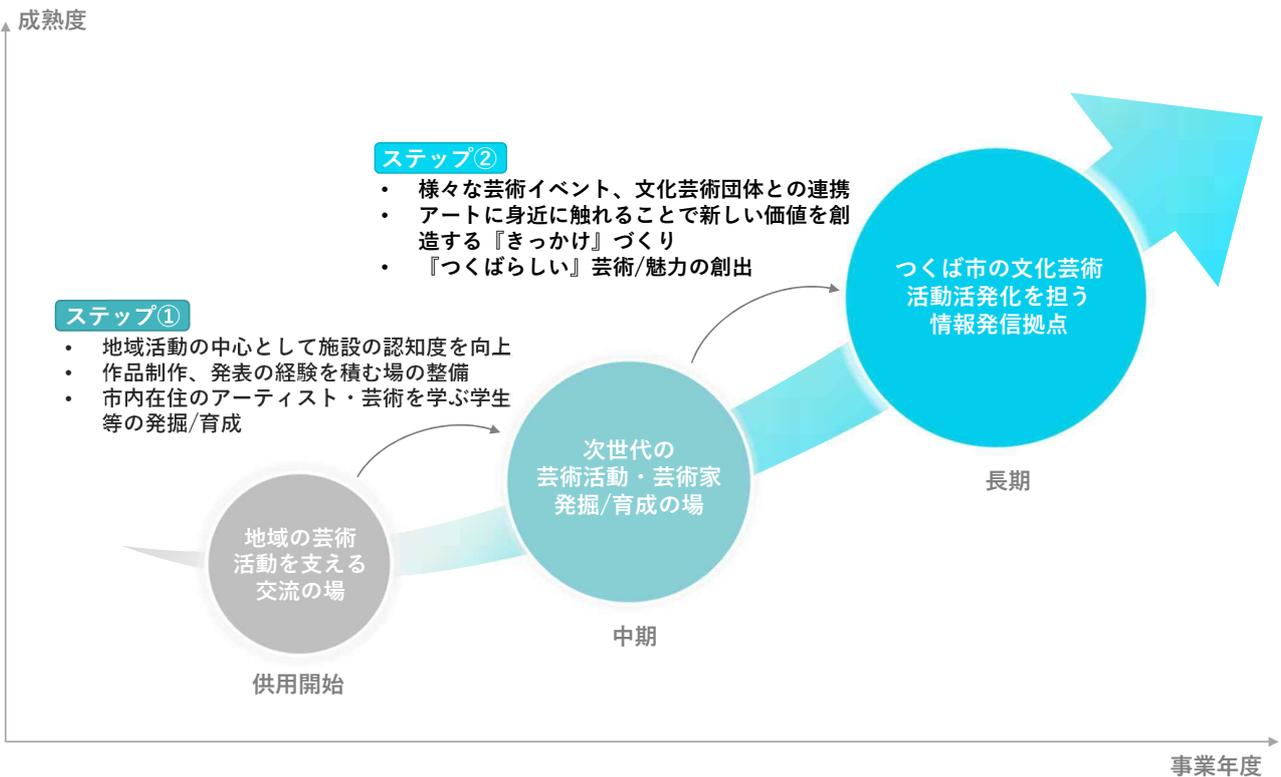
市の多面的な魅力を構成する1本1本の糸を、文化芸術によって連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る。

ビジョン

コンセプト

あらゆる人、モノ、情報が出会い、そこからつながりが生まれ、つながりから新たな価値観やつくば独自の文化芸術が生まれていくことを期待する。

3.1.2. 事業方針（事業展開）



3.2.1 (1)求められる機能(施設) (1/3)

		機能	概要	イメージ図
地域の芸術活動を支える交流の場所	制作室	<ul style="list-style-type: none"> アーティストが作品制作に没頭できる場所。芸術家の個性を最大限発揮できる制作・展示・学びの場。 	  <p>出典：アーツ千代田3331 HP</p>	
	多目的スペース	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップの開催、利用者が自由に交流できるスペース。住民発表会、講演など柔軟な利用の仕方が想定される。 	 <p>ワークショップ・イベント プロジェクトKIC (project-kic.com)</p>	
	ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> 発表・鑑賞の場。芸術展の開催や、地域の小学校の作品展示等、幅広い活用が期待される。 	 <p>出典：アーツ千代田3331 HP</p>  <p>出典：ryedale folk museum HP</p>	
	控室・更衣室	<ul style="list-style-type: none"> 講演の際の講師・イベントゲストの控室。日常時は更衣室としても活用可能。 		

3.2.1 (1)求められる機能(施設) (2/3)

		機能	概要	イメージ図
「つくばらしさ」の創出・発信 次世代の芸術活動	スタジオ	<ul style="list-style-type: none"> 防音機能を提供、楽器の練習・映像制作・楽譜制作等の活動を行うことが可能。 	 <p>https://roc2.co.uk/recordingstudios/</p>  <p>出典：PARADISEAIRHP</p>	
	情報発信コーナー	<ul style="list-style-type: none"> デジタルサイネージやパンフレット設置などを通して市民に対して、文化芸術に関する情報を発信する場所。 	 <p>WEBガイド秩父 (chichibu.co.jp)</p>  <p>https://ampmedia.jp/2019/11/15/o2wall/</p>	
基本スペース	管理室	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営に関わる事務作業・受付・エントランス業務などを行う場。 		
	機械室	<ul style="list-style-type: none"> 空調、換気、送風、コンピューター、エレベーター等の制御機能を担う。 		
	駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内において、十分な駐車台数・駐輪場台数を確保する必要がある。 		
	多機能トイレ	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー・ユニバーサルデザイン等に対応する。 		

3.2.1 (1)求められる機能(施設) (3/3)

機能		概要	イメージ図
有事時の避難拠点	避難場所	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に一時的に避難することができる場を整備。体育館では対応しきれない個別での対応も可能となる。 	 <p>出典：熊本地震：避難所共存、学校再開へ。大型連休後にも本格化 毎日新聞 (mainichi.jp)</p>
	防災備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要となる食料・衣類・備品などを保管しておくためのスペース。 	 <p>出典：御成小学校で避難所開設訓練 保坂れい子 (kanagawanet.jp)</p>

3.2.2 (1) 導入機能 (施設) (1/3)

機能		供用開始時点～	中期 (2～5年目)	長期 (6～10年目)
基本スペース	管理室	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営に関わる事務作業・受付・エントランス業務などを行う場を整備する 	→	→
	機械室	<ul style="list-style-type: none"> 空調、換気、送風、コンピューター、エレベーター等の制御機能を担う場を整備する 	→	→
	駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> 十分な駐車台数・駐輪場台数を確保する 	→	→
	多機能トイレ	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー・ユニバーサルデザイン等に対応する、誰でも簡単に使えるようなトイレを整備する 	→	→

3.2.2 (1) 導入機能（施設）(2/3)

機能		供用開始時点～	中期（2～5年目）	長期（6～10年目）
地域の芸術活動を支える交流の場所	制作室	<ul style="list-style-type: none"> アーティストが作品制作に没頭できる場所を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> アーティストのニーズに応じて部屋数を増加する より多様な芸術制作ができるような環境を整備する 	
	多目的スペース	<ul style="list-style-type: none"> 地域の利用者が自由に交流できるスペースを整備する 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民とアーティストと一緒にワークショップを実施できるような環境を整備する 	
	ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> 発表・鑑賞の場。芸術展の開催や、地域の小学校の作品展等、幅広い活用が期待される 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のニーズに応じて、展示スペースを増加させる 	
	控室・更衣室	<ul style="list-style-type: none"> 日常時に利用する更衣室を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> 講演の際の講師・イベントゲストの控室として整備 	

11

3.2.2 (1) 導入機能（施設）(3/3)

機能		供用開始時点～	中期（2～5年目）	長期（6～10年目）
有事時の避難拠点	避難場所	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に一時的に避難することができる場を整備する 		
	防災備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要となる食料・衣類・備品などを保管しておくためのスペースを整備する 		
「つくばらしさ」の創出・発信 次世代の芸術活動	スタジオ	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 防音機能を供え、楽器の練習・映像制作・楽譜制作等の活動を行う場所を整備する 	
	情報発信コーナー	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットコーナー等を設置し、市内の文化芸術に関する情報を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> インフォメーションセンターやデジタルサイネージの設置などを通して市民に対して、文化芸術に関する情報を発信する場所を整備する 	

12

3.2.1 (2) 求められる機能（文化芸術創造拠点）

機能	概要
交流スペースの開放	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を含めた利用者が交流し、様々な出会い、つながりを作る
制作・発表・鑑賞の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 制作活動を行うにあたり、自由に使用することができる場所を提供する 作品公開や公演などによる発表の場所を提供する ギャラリーなどとして鑑賞スペースを提供する
ワークショップの開催	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術の裾野を広げるとともに、文化芸術に携わる（する・見る・支える）人をつなげる
ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 各種機関などと連携をし、文化芸術に関する事業を展開する
アーティストの発掘	<ul style="list-style-type: none"> 市内で活動するアーティストや、アーティストの卵とつながる
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> アーティストを育成する 市民の制作・発表・鑑賞等のコーディネート・マネジメントができる人材を育成する 文化芸術活動者が、自分の能力を高めるための育成をする 市民ボランティアを育成する
コーディネート機能	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術に携わる（する・見る・支える）人が望む情報・施設・機関などにつながるができるようコーディネートをする
文化芸術情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> 公演・展覧会に関する情報や、市内で活動するアーティストに関する情報など、文化芸術に関する多様な情報を収集し、必要とする人に提供する
文化芸術アーカイブ	<ul style="list-style-type: none"> 収集した情報を蓄積し、つくば市内で実施されてきた文化芸術のアーカイブを作成・提供する

13

3.2.2 (2) 導入機能（文化芸術創造拠点）（1/2）

機能	供用開始時点～	中期（2～5年目）	長期（6～10年目）
交流スペースの開放	<ul style="list-style-type: none"> 地域の交流スペースの開放 	<ul style="list-style-type: none"> アーティスト・文化芸術活動者などの利用者も含めた地域住民との交流 	<ul style="list-style-type: none"> 市内外の利用者も含めた様々な利用者の交流
制作・発表・鑑賞の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 制作活動・発表の場としての教室貸出し ギャラリー等、鑑賞スペースとしての利用 		
ワークショップの開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民向けワークショップの開催 	<ul style="list-style-type: none"> アーティスト向けワークショップの開催 	
ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術団体の情報収集 市内文化芸術施設と連携した事業の実施 研究機関などとの連携の推進 		
アーティストの発掘	<ul style="list-style-type: none"> 市内で活動するアーティストの把握 文化芸術を学ぶ学生などの把握 		

14

3.2.2 (2) 導入機能（文化芸術創造拠点）(2/2)

機能	供用開始時点～	中期（2～5年目）	長期（6～10年目）
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成を目的とした専門職の雇用 	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術資源をコーディネートできる人材育成・配置 市内アーティストの育成 	
コーディネート機能	<ul style="list-style-type: none"> - 	<ul style="list-style-type: none"> アーティストが市内研究所などと協働した作品制作やコラボレーションの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者などが求める文化芸術情報・活動などをつなげるコーディネート アーティスト・イン・レジデンスの実施
文化芸術情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> 市内の文化芸術に関する情報の収集・提供 		
文化芸術アーカイヴ	<ul style="list-style-type: none"> 記録の蓄積・公開 		

会 議 録

会議の名称		令和4年度第3回つくば市文化芸術審議会		
開催日時		令和4年(2022年)10月14日 開会 13:30 閉会 15:30		
開催場所		つくば市役所2階会議室202		
事務局(担当課)		市民部文化芸術課		
出席者	委員 (計9名)	神谷大蔵、野中勝利、田中佐代子、田中秀夫、小澤慶介、 宇津野茂樹、根津陽子、矢島祐介、山中周子		
	その他(計4名)	牟田都市計画部公有地利活用推進課係長 株式会社常陽産業研究所 廣田主任調査役、宮内調査役 日本工営都市空間株式会社 胡担当技術者		
	事務局 (計8名)	大久保市民部長、稲葉市民部次長、矢口文化芸術課長、 矢口同課長補佐、佐藤同係長、加藤同主任、吉野同主任、 和田同主事		
公開・非公開の別		■公開 □非公開 □一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		諮問第1号「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について 諮問第2号「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について		
確定年月日		年 月 日		
会議次第	1 開会 2 議事 審議事項 諮問第1号「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について 諮問第2号「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について 3 その他 4 閉会			

<審議内容>

1 開会

<矢口文化芸術課長より開会を宣言>

2 議事

野中会長 : 会議次第に基づきまして議事を進めて参ります。本日の委員出席数ですが、委員 11 名のところ 9 名出席ということで、過半数を満たしておりますので、条例第 13 条 3 項の規定によりまして、本日の会議が成立していることを報告いたします。本日は審議事項が 2 件あります。諮問第 1 号つくば市「文化芸術推進基本計画第二期の策定について」、及び諮問第 2 号「文化芸術創造拠点基本計画の策定について」、それぞれ順に進めて参ります。

まず、諮問第 1 号につきまして事務局から説明を受けて、そのあと委員の皆様より御審議をいただきたいと思ひます。それでは事務局から説明をお願いします。

<資料No.1-1、1-2 について事務局より説明>

野中会長 : ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響等についても、設問の中で触れられています。アンケート設計、あるいはその方法等について、どこからでも結構ですので御意見いただければと思ひます。

田中秀夫委員 : 最初の 1 ページのところの、文化芸術の内容の表ですが、その内容を「芸術」、「メディア芸術」、「伝統芸能」という、非常に硬いかたちで分けていますが、例えば、市民文化祭の催しにもなっているカラオケはどの分野に入るのかが

わからない。他にも、折り紙、竹細工、彫金やパンフラワーなど、どの分類に入るのかわかりにくいものがあると思います。この分類についてはもう少し噛み砕いた内容で書き換えて欲しいと希望します。

野中会長 : 確かにここに示されているものは、どちらかという古典的な用語が多い印象は否めないのですが、従前の基本計画の中で示されているこの定義がこの内容になっているため、それを踏襲しての整理かと思います。

事務局 : 野中会長がおっしゃるように、市の文化芸術推進基本計画の中に含まれていまして、当時この内容を作成した時に、国の文化芸術基本法などから引用しました。田中秀夫委員がおっしゃるように、表現が硬いところもあります。カラオケなどは「国民的娯楽」などに含まれるように思いますので、表現方法を検討します。

野中会長 : 読み方によっては「歌唱」のところにカラオケが入るかもしれないし、この表では「芸術」の中に文学・音楽・美術とあります。「美術」の中にも、絵画や彫刻や彫金など、細かく言えばたくさんあると思いますが、広く一般的にこのあたりの内容をとらえている、とアンケートを回答される方が分かれば良いのではないかと思います。

矢島委員 : 問3のところですが、観賞場所が「自宅」か「自宅以外」になっていますが、例えば電車の中でスマートフォンなどを用いて小説を読んだ場合はどちらに入るのでしょうか。問6で、「自宅以外」というのが公共の場所と指定されているので、わかりますが。スマートフォンとかパソコンで持ち歩いて見る方も多いので、この自宅とはパーソナルスペースとい

うことなのかと思います。今はスマートフォンで見る事も多いので、補足でも何か書いてある方がアンケートを答える人には親切かと思いました。

野中会長 : 問3で何を求めているのかという目的のところとも関連するかと思うのですが、事務局で考えはありますか。

事務局 : 基本的には、今の内容は「自宅以外」に該当するとは思いますが、そのあたりをあまり想定していなかったのもので、それに対応できるよう検討します。

根津委員 : 私の印象では、「自宅」と「自宅以外」というのは、メディアで鑑賞するものと、対面で鑑賞するものに分けたかったのかと思いましたので、「自宅」「自宅以外」ではなくて、テレビ、ラジオ、インターネット等をとおしてか、それとも対面かという言葉を入れるか、あるいはそういう補足をする説明が入ればいいのかと思いました。

神谷委員 : 今、お二人からありましたとおり、問6を見ますとこれは公共施設を指すわけですね。そうすると、「自宅」と「自宅以外」ではなくて、施設と、あともう一つは例えばパソコンであるとか、テレビ・ラジオであるとか、会場ではないものの携わり方という2種類の方がわかりやすいのかなと思います。矢島委員がおっしゃったように、スマートフォン、パソコンを見る場所も自宅とは限らないので、施設か、もしくは個人の端末で見られたものという分け方がわかりやすいと思います。

野中会長 : なかなかこの場で整理がしづらいですが、問6との関連からすると、自宅や専用施設以外だと、例えばカフェかもしれないし、あるいは電車の中や公園かもしれないので、そこま

で分けてしまうのはあまり意味がないですし、答える方も選択肢が多いと途中で断念してしまうので、できるだけ簡素に選択肢はしたいという気持ちもあります。

田中秀夫委員 : 鑑賞場所が後で大きな問題になってくるのであれば、きちんと位置付ける必要があると思います。そうではないのであれば、注意書きとして書いておくことで済ませることができるのではないのでしょうか。

野中会長 : 今の御意見もありましたように、問6の方では市内にある施設を使っているかどうかを聞きたいのが主眼としてはあって、そのあとの質問内容に大きな影響がないならば、どの場所であるということを突き詰めるというよりも、問3で施設の利用の用途、あるいはその頻度を聞くことを意図するならば、現状のままで、問6とのクロス集計で、自宅以外のことからアンケート結果から導き出せるのではないのでしょうか。事務局の意見はありますか。

事務局 : 問6でつくば市の施設をどれくらい使っているかを聞きたいので、現状に必要であれば補足していくかたちにしたいのですが、いかがでしょうか。

野中会長 : 細かく聞ければ聞きたいですが、回答する側の立場に立ったときに考えると、あまり多いと断念されるのももったいない気がします。まずどの程度、市民の方が利用されているのかというのは、事務局としては聞きたい要素ということで、ひとまず「自宅」と「自宅以外」の選択肢を提示し、自宅以外ならこの施設を使っているか、使っていないかを聞く流れとすることです。また、必要に応じて補足をしていただくということなのかなと思います。

宇津野委員 : よろしいと思います。アンケートの全体的には、自宅よりも文化芸術施設で体験した方の意見を聞いていく作りになっていますので、文化芸術施設で鑑賞と回答した方がどれくらいいるのかを把握して、そこを中心に聞いていくという構成です。やはりポイントになるのは、問6の文化芸術施設でどれくらいの方が鑑賞体験したということではないかと思えます。今後、田水山小学校を拠点に考えて、事業を展開していくにあたっての意見収集とも私は考えておりまして、事務局が提案した内容で良いのではないかと思います。

野中会長 : 他の項目はいかがでしょうか。

根津委員 : 細かいところでいくつかあるんですが、まず1ページの間1では、「鑑賞・体験した」「鑑賞・体験しなかった」という選択肢で、次の設問は、「鑑賞・体験した」を選んだ方への質問ですが、選択肢5に「鑑賞・体験していない」というものがあり、問1で「鑑賞・体験していない」人はそもそも回答対象外と思うので、この選択肢はなくても良いと思います。

また、3ページの間6ですが、選択肢8に「市民ホール」とありますが、これは市内の4館の市民ホールいずれかを利用した方を指しているのでしょうか。あるいは地域がばらけているので、どの地域かを知りたいのか、そこまで考慮しなくていいのかということは、気になりました。

さらに、4ページの間9ですが、これは幾つまでとか、複数の回答をしてもいいのでしょうか。私が答えるとしたら、もしかすると全て該当すると思いましたが、選択数を明示していただいたらいいかなと思います。

それから6ページ問12に「つくば市の文化芸術施設に期待すること」とありますが、設問内容は施策に関するものではなくて、施設ということなのかと疑問に思いました。

事務局 : 御指摘ありがとうございます。問2の選択肢5番は除外します。

また、問6の「市民ホール」については、どこかを使っていれば回答の対象になります。同じく、選択肢7番「交流センター」についても市内各所にありますので、どこかを使った方が回答対象になります。

問9については、複数回答が可能です。

野中会長 : 4ページの間9については、「すべてお答えください」と、追記をするということだと思います。

6ページの間12については、これは施設と施策どちらでしょうか。

事務局 : 「施設」は誤りですので、「施策」とする代わりに、文化芸術振興という言い回しに変更します。

山中委員 : 3ページ、問6の鑑賞・体験した施設名ですが、すべて文化芸術に関わる施設のような書き方ですが、田んぼの中でアートイベントもありますし、先日、駅前のペDESTリアンデッキでアートイベントもありましたので、その他の回答で、例えばイベント名を書くとか、そういった項目が入るといいのかなと思います。

事務局 : 選択肢17番「その他の文化芸術施設」を残して、選択肢18番として「その他、具体的な内容」を記述してもらいたいと思います。

野中会長 : 自由記入欄になって集計する側は少し大変ですけれども、そこをかみ砕いて、分析に使っていただければと思います。他はいかがでしょうか。

田中佐代子委員 : 問1と問2、先程の質問と関係しますが、一つにしてしまった方がわかりやすいかなと思います。「鑑賞・体験した」の中に「鑑賞・体験していない」という選択肢を入れれば、一つでいいのかなと思いました。また、1ページの表が「文化芸術基本法に基づいている」と硬い書き方になっていて、一方で2ページ目の問3の表は、もう少しわかりやすく書いてあって、そのあたりの整合性はこれでいいのかなと思いました。例えば、問3の選択肢17番で、「お祭り」などが入っていて割とわかりやすく、「文化財」の歴史的建造物とか、「舞踊」もバレエやダンス、「演劇」も人形劇やミュージカルと、わかりやすい言葉が入っているものといないものと、そのあたりのバランスはどうなのかなと思いました。問3の表の方がわかりやすい気がしました。

野中会長 : まず1点目の1ページの間1・問2に関連して確認ですが、アンケート票はA4の紙の大きさですか。

事務局 : 紙の大きさはA4です。冊子上に綴じて送付します。

野中会長 : そうであれば、ページを跨ぐわけでもありませんし、問1問2は目の前にあるので、そのままだもいいのではと思いますが、事務局の方で検討していただいて、必要であれば修正してください。

また問3ですが、1ページの上にある表の内容を基に項目立てしています。選択肢は18番までありますけど表のどこかに大きな括りである「芸術」や「メディア芸術」という項

目を入れると、このふたつの繋がりがわかりやすいかと思いましたが。

田中秀夫委員 : 市民文化祭に参加する方が回答対象となる大部分の人たちだと思うんですよ。だからその人たちが見たときに、どういう分け方か、私はどこに該当するだろうと、すぐに感じ取れるようにしてほしい。対象になる人の気持ちになって、具体的に書いてほしいと思います。

野中会長 : 場合によっては問3の選択肢12番「歌唱」のところに、カラオケ等と入れることも考えられますね。

田中佐代子委員 : そういったかたちで追記すると、選択肢2番「コンピューターその他電子機器」にゲームやYouTubeなどを入れると、かなり回答率が上がると思います。

野中会長 : そのあたり事務局の方で精査して、必要に応じて追記をしていただくということをお願いしたいと思います。

他に意見はありますか。

小澤委員 : 問10と、問13の選択肢が多い印象がありまして、例えば1番と2番は内容が被っているし、5番と6番も合わせられるので、もう少し整理した方がいいんじゃないかと思いません。あとは、全体的に質問が抽象的で高度なので、つくば市の市民の人たちの文化度がもう成熟しているのであればこれでも構わないんですけども、例えば問9から問11とかの方になってくると、満足か不満かっていう判断よりも知っているか知らないか、まずそこが問題になる気がしました。加えて、問12と問13も、いわゆるこれからの文化芸術施設に期待することという意味では、施策に関するもので、これも

あわせて聞けるのではないかと、内容が重複するのではないかと思いました。

野中会長 : まず、問 10 と問 13 に関しては、以前の指標がこの 11 項目で、資料No.1-1 にありますように、2018 年度に同様のアンケートをした時のデータがあるので、2022 年度に 4 年経過して数字がどう変わっているのかを見たいというのがあって、極力この同じ項目の数でとらえていきたいというのが、今回のアンケートの趣旨だと思います。2018 年度でも、評価の高いものと低いもので差があって、今回、またギャップが出てくるのであれば、それに対してどう施策を展開していくのかにつなげていきたいのだと私は理解しております。

問 12 の扱いは少し難しいですが、田水山小学校の方に直接的につなげられやすい項目なのかなということで、項目立てがされているような気がします。逆に言えば、問 12 の説明がこれだけでいいのかという、御意見もあってもいいかなというふうには思っているところですがけれども。

それでは、少し注釈を加えるというようなことも含めて、事務局の方で精査していただき、修正箇所が数点ありましたけれども、それについても検討いただきまして、あとは私の方と事務局の方に修正加筆等一任いただきしたいと思います。

それでは諮問第 1 号の件につきましてはここで終了とさせていただきますまして、続きまして諮問第 2 号について、事務局から説明いただきまして、審議に入りたいと思います。では事務局からお願いいたします。

<事務局より資料No.2-1～2-4 を用いて説明>

野中会長 : 説明ありがとうございました。

大きく二つに分けて御意見いただければと思います。まず、資料No.2-4の試行事業です。今年度、こういった事業を実証実験的にやるということですが、こちらについて御意見、御質問等ありましたらお願いします。

こういったかたちで田水山小学校で活動していただいて、成果も含めて検証して、不足しているかとか、こういうものがあつた方がいいとかいうようなことが現れてくれば、それをまた計画に反映していくということだと思います。

小澤委員 : 謝金が20万円出ると書いてあります。例えば、ワークショップをやるのが課されていると思いますが、ワークショップにかかる制作費はどうか、交通費はどうかとか、その細かいことがいろいろ抜け落ちている部分が気になりました。

あともう一つは、有益なフィードバックをもらえるアーティストはこの募集方法だと集まらないんじゃないかという懸念があります。

野中会長 : その場合の条件としては費用の面、予算の面ということですか。

小澤委員 : つくば市内で活動しているアーティストに限定されていることが引かかる部分で、つくば市内で活動しているアーティストの中にどれだけ他のレジデンスに行つて、活動をしているアーティストがいるのか、つまり、レジデンスプログラムを相対化して評価できるアーティストがいるのかどうかということです。その中で、さらに平日に毎週1回来られて、なおかつワークショップができるという好条件を重ねて

いったときに、そういうアーティストはいるのかなっていうのが想像しがたかったんですよね。

野中会長 : そのあたりの見込みについて事務局の方で意見はありますか。

事務局 : まず謝金ですが、こちらについては、20万円の中に材料費や交通費なども含めて試算をしています。募集要項の方にその部分が抜けておりましたので、追記させていただければと思います。

また、これから募集するところですので、具体的に対象になる方がいるかどうかは、回答しかねる部分ではあります。

野中会長 : いろんな手だてでいろいろ声をかけていくということはされるといことですよ。

事務局 : 差し支えなければ、この審議会に御参加さされている皆さん等からの御紹介もいただければと思っておりますので、御協力いただけますと幸いです。

小澤委員 : 手続きについてはわかりました。そのほか、ワークショップの制作費も含むとか、あるいは個人でやっている人が多いでしょうから源泉徴収を含むとか、そういった細かい表記は入れたほうがいいかなと思いました。

あとは、田水山小学校でアーティストに提供できる基本的な設備は書いといた方がいいかなと。1人1部屋なのか、その部屋がどういう部屋なのか、あるいは何か工具はあるのかとか、そのテーブルは作業台ぐらひはあるのかとか、それが書かれてなかったので、少し心配になりました。

野中会長 : 源泉徴収については3ページの一番上に、改ページになっていますが書かれています。あとはアーティスト側からのニ

ーズ、貴重な御意見かと思いますが、普通教室という場所は示されていますけど、それ以外の備品関係とか、そのあたりがどういう条件なのかがあると、応募するときに検討しやすいというような御意見だと思います。

事務局 : 野中会長から御説明いただいたとおり、源泉徴収の件については3ページに記載しています。

設備の話ですが、資料4ページのスケジュールを御覧ください。御都合が合う方限定にはなってしまいますが、11月18日、19日で、施設見学会なども検討していますので、実際に何があるかないかというのを、応募いただく方に御確認いただき、御了解いただいたうえで、御応募いただくということも想定しています。また、こういう言い方は参加者に失礼かもしれませんが、そういった不便な点も含めて、田水山小学校にはこういう点が必要だとか、そういった御意見も今回いただきたいという意図もあります。御指摘いただいた内容については、考慮できるよう検討したいと思います。

野中会長 : ちなみに暖房は稼働しますか。

事務局 : 普通教室の方は暖房が設置されておらず、一部の部屋については現在もエアコンが稼働します。冬場に行くことを考えて暖房器具等用意できるよう手配できればと考えておりますので、そういったことも参加者の方に御説明させていただければと思っています。

田中佐代子委員 : Wi-Fiも使えますか？

事務局 : 残念ながらWi-Fi設備もありません。その辺りもアーティストの方々の御要望を踏まえて、今後どのようにするか、検討させていただければと思います。

野中会長 : いろいろな諸条件、不利な部分もありますが、それも含めて実際に体験していただいて、計画の方にフィードバックを
したいということだと思います。

その他、意見はありますか。

矢島委員 : アーティスト募集で、「つくば市内での活動実績があること」という要件が入っている理由を教えてください。

事務局 : 1 ページの 1 の実施概要、及び(2)の事業目的の部分を御覧ください。こちらの事業につきましては文化芸術創造拠点の試行事業、という側面もありますが、併せてアーティストの支援も視野に入りたいと考えております。

今回、市の予算で実施する事業となりますので、そういった趣旨も踏まえ、つくば市のアーティストを支援するという目的で、つくば市で活動する方、あるいは活動実績がある方に限定しています。在住・在勤者のみが対象ではなく、過去につくばで活動されていた方も対象になってきますので、少し対象範囲は広がると思います。

野中会長 : なかなか交通の利便性が高いとは必ずしも言えない場所ですので、ある程度限定的になる部分はあるかと思っています。

私から一点確認があります。成果品の提出とありますが、提出されたものは市に帰属するというものではないですね。アーティスト部門で、報告書は提出するとして、成果品の帰属はアーティストに残るということですよね。

事務局 : 5 ページの 9 に注意事項という部分を記載しておりまして、その中の、(2)で、一切の成果物の著作権・所有権及び知的財産権はすべて制作者に帰属することとしております。形が残るものばかりではないと思いますので、例えばダンスな

どの創作活動を行うアーティストの方が対象になった場合は、ダンスの映像を納めたものを報告物として御提出いただくなど、何かしらの形でこの事業の活動の成果を、御提出いただくということになります。

野中会長 : 報告書を提出してもらおうという事ですか？

事務局 : 例えば造形物のようなものについては必ずしもそのものを御提出いただく必要はないかと思いますが、何かしらの形で記録したのもも提出の対象になります。

野中会長 : それならば、「成果物又はそれを記録したもの」という記述にするのがよいと思います。

事務局 : ありがとうございます。そのあたりの記載については検討させていただきます。

野中会長 : この事業につきましては委員の方々にも御協力いただいて、いろんな方にお声掛けをいただければと思います。

それでは資料No.2-2、関連して資料No.2-3 もありますけれども、資料No.2-2 の基本方針について、特に後半部分かと思いますが、委員の方々から、御意見いただければと思いますがいかがでしょうか。初期、中期、長期というような展開で、ハード・ソフトを含めて整理されています。この中の記載内容について、御意見をいただければと思います。

矢島委員 : どのように考えているのか伺いたいのですが、僕も最近イベントをちょこちょこやっていますが、いろんな活動をしている人たちが市内でいろんなイベントをやっているんですが、各々やっているので、その情報がなかなかたくさんの人数に広がらないっていうのが、結構課題だと思っていて、その情報を集めて公開できるというか、つくば市内で行

政も民間もやっているイベントが分かるような仕組みがあると、活動する方からすると助かるなと思うんですが、そういった仕組みは検討の中に入っているのでしょうか。表7のネットワークの構築、文化芸術情報収集提供とありますが、そのあたりをどう考えているのか、伺いたいです。

事務局 : 御発言いただいたとおり、文化芸術情報の収集提供という部分で、カバーをしていきたいと思っています。例えば田水山小学校の施設の中に情報コーナーを設営することによって、田水山小学校に来た方限定という形にはなってしまいますが、市内で行っている文化芸術情報のチラシですとか、イベントの一覧を集積して、紹介をするコーナーを作りたいと考えています。

その他、インターネットでの発信なども今後は考えられてくるかと思しますので、そういったものも含めて、事業検討の材料とさせていただければと思います。

野中会長 : 御回答の中では提供とありましたが、情報収集と提供とか発信とかも含めて考えていきたいということですかね。他の団体、団体情報というよりも、御質問にあったのはイベントですよね。日々いろんな活動があって、今、時間があるからどこかやってないか、といった時にすぐアクセスできるような、そういうような情報元があるといいそのような御意見だと思います。

事務局 : つくば市の文化芸術ポータルサイトを以前も御紹介しましたが、ポータルサイトの機能拡充が情報発信の一つの手段として考えられるかと思えます。田水山小学校に来ている方

以外にも情報を届けていく手段を考える必要があると思います。

あるいは、団体・機関のネットワークが構築されることによって、例えばその中での情報の提供が団体間などで行われることもあると思いますので、そういうことも見据えて事業を展開していく構想をできれば良いとも思います。

野中会長 : ちなみにポータルサイトの認知度はだんだん上がってきているのでしょうか。

事務局 : 最近は市民文化祭の参加者募集などでも、ポータルサイトを活用しておりまして、少しずつですが認知度は上がってきているのではないかと思います。

野中会長 : 認知度が上がっていけば、そこに情報提供して、どんどん繋がっていけば相乗効果があるのではないかということのようです。

計画全体については、概ねこういった方向で肉付けしていくということですよ。

事務局 : 今後の方向性としては、基本方針でまとめた内容をもとに、どういう施設を作っていくかというハード面の話に入ってくるかと思いますが、こちらが計画全体の肝になってくる部分だと思います。

野中会長 : よろしいでしょうか。いろいろと長い時間ありがとうございました。本日の審議については、ここで終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しします。

3 その他

< 矢口文化芸術課長補佐から第4回審議会の日程調整について >

< 第4回審議会は令和4年（2022年）12月23日13時30分から決定 >

4 閉会

< 矢口文化芸術課長より閉会の宣言 >

令和4年度 第3回つくば市文化芸術審議会 次第

日 時 令和4年(2022年)10月14日(金)

午後1時30分から

場 所 つくば市役所2階 会議室202

1 開会

2 議事

審議事項

(1) 諮問第1号 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について

(2) 諮問第2号 「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について

3 その他

4 閉会

配布資料

資料No.1-1 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について

資料No.1-2 令和4年文化芸術に関する市民意識調査について

資料No.2-1 「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について

資料No.2-2 「文化芸術創造拠点」基本方針について

資料No.2-3 サウンディング型市場調査の結果

資料No.2-4 アーティスト支援事業・文化芸術創造拠点試行事業 公募要項

諮問第 1 号「つくば市文化芸術推進基本計画（第 2 期）」の策定について

1 市民意識調査

(1) 計画の指標

本市が目指す「アートで編む」の実現に向けて、自己評価をするとともに、次に掲げる評価指標を計画における数値目標として表 1、表 2 のとおり定めた。

令和 4 年に実施する市民意識調査では、次の項目の評価を行うとともに次期計画へ市民意見を反映する。

表 1 「つくば市民意識調査」による評価

成果指標	現状	結果（目標）
基本施策に係る満足度	(2018 年度) 43.1%	(2021 年度) 38.8% (44.9%)

表 2 「文化芸術に関する市民意識調査」による評価

成果指標	現状	目標
基本施策に係る満足度	(2018 年度)	(2022 年度)
文化芸術に接する機会の拡充	26.1%	28.1%
すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	23.0%	25.0%
文化芸術に資する人材の育成と活用	12.0%	14.0%
地域に根付いた伝統の継承・発展	17.0%	19.0%
多文化共生による文化芸術の発展	24.1%	26.1%
科学技術と融合した文化芸術の振興	21.0%	23.0%
文化芸術によるイノベーションの創出	12.8%	14.8%
自然との共生による文化芸術の振興	19.7%	21.7%
プラットフォームの形成	11.0%	13.0%
文化施設の整備と活用	29.4%	31.4%
文化芸術情報の収集と提供	18.2%	20.2%

(2) 令和4年度（2022年度）市民意識調査

資料No. 1 - 2のとおり作成した。

2 参考：今後の審議スケジュール

表3 「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」策定スケジュール

		日程	審議事項
令和4年度	第2回	8月4日	・現計画の進捗状況と評価
	第3回	10月上旬	・調査項目の検討
	第4回	11月下旬	
	第5回	3月中旬	・集計結果の報告
令和5年度	第1回	5月上旬	・計画の目的 ・文化芸術推進の現状と課題
	第2回	7月上旬	・基本理念・基本的方向 ・文化芸術推進の基本施策
	第3回	9月上旬	・実現に向けた推進体制
	第4回	3月中旬	・最終報告

文化芸術に関する市民意識調査について（御協力のお願い）

文化芸術は、人々の精神活動の根幹であり、まちの成熟度をあらわすものです。人々の豊かな創造力や感性、受容性を育むだけでなく、福祉、教育、産業等の分野と連携することで相乗効果を生み出すことが期待できます。つくば市は、世界に誇れる、個性あるつくばの文化芸術の創造を推進するために、「つくば市文化芸術推進基本計画」を平成 31 年 3 月に策定し、第 2 期計画の策定に現在取り組んでいます。新たな計画を策定するにあたり、市民の文化芸術に対する関わり方や関心度、御意見、期待することなどを把握し、基本計画づくりにいかすために、アンケート調査を実施することといたしました。

本調査の対象者は、市内にお住まいの 18 歳以上（令和 4 年 10 月 1 日現在）の方から無作為に抽出した 3,000 名の方です。

御記入いただいた情報はすべて統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはありません。また、他の目的には利用いたしません。

調査票は、つくば市個人情報保護条例にしたがい、適切に管理いたします。

お忙しいところお手数をおかけしますが、調査の趣旨を御理解いただき、本調査に御協力いただけますようお願い申し上げます。

令和 4 年 11 月 つくば市

【御回答にあたってのお願い】

1. 調査の回答方法は、「調査票（紙）による方法」と「インターネットによる方法」をお選びいただけます。インターネットで御回答をいただいた方は調査票の御返送は不要です。
2. 調査の回答は、あて名の御本人が行ってください。それが無理な場合は、御家族の方がお答えいただいても結構です。
3. 設問には、「1つ」または「複数」を選んで当てはまる番号に○印をつけるもの、「その他」を選んだ場合は、具体的な内容を御記入ください。案内に従って回答してください。
4. 調査票で御回答される方は、調査票を御記入後同封の返信用封筒に入れて、令和 4 年 12 月 5 日（月）までに、切手を貼らずに郵便ポストに投かんしてください。
5. ウェブ回答を御希望の方は、以下の URL または QR コードから御回答いただけます。

〈専用ウェブサイト URL〉



〈お問い合わせ先〉

つくば市市民部 文化芸術課 文化振興係

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

TEL : 029-883-1111（代表）内線 5610、5611 FAX : 029-868-7546

問 10：あなたは、つくば市の文化芸術に関する取り組みについて、**現状の満足度**はどれくらいですか。次の1～11について、あてはまるもの1つにそれぞれ○をつけてください。

	① 満足	② どちらかといえ ば満足	③ どちらかといえ ば不満	④ 不満
1. 鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会がある				
2. すべての人にとって文化芸術が身近となるような環境がある				
3. 芸術家や指導者など文化芸術を担う人材の育成や活用を進めている				
4. 文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統を継承・発展させている				
5. 国際都市にふさわしい魅力ある事業を進め、つくばの多様な魅力を世界へ発信している				
6. 科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術を進めている				
7. 民間企業との連携や、食や生活文化を含めた文化芸術活動をおして地域活性化を進めている				
8. つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動を進めている				
9. 文化芸術を担う個人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワークを築いている				
10. 市内の文化芸術施設を整備・活用し、他施設とも関わりをもち、賑わいを生みだしている				
11. 市内の文化芸術情報を収集し、多様なメディアを通じて情報提供を進めている				

問 13：あなたは、つくば市の文化芸術の取り組みについて、**今後の重要度**をどのように考えますか。次の1～11について、あてはまるもの1つにそれぞれ○をつけてください。

	①重要	②どちらかといえば重要	③どちらかといえば重要ではない	④重要ではない
1. 鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会を増やす				
2. すべての人にとって文化芸術が身近となるような環境をつくる				
3. 芸術家や指導者など文化芸術を担う人材の育成や活用を進める				
4. 文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統を継承・発展させる				
5. 国際都市にふさわしい魅力ある事業を進め、つくばの多様な魅力を世界へ発信する				
6. 科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術を進める				
7. 民間企業との連携や、食や生活文化を含めた文化芸術活動をおして地域活性化を進める				
8. つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動を進める				
9. 文化芸術を担う個人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワークを築く				
10. 市内の文化芸術施設を整備・活用し、他施設とも関わりをもち、賑わいを生み出す				
11. 市内の文化芸術情報を収集し、多様なメディアを通じて情報提供を進める				

問 16：あなたの性別について教えてください。該当するものを1つお答えください。

- | | |
|------------|--------|
| 1. 男 | 2. 女 |
| 3. その他 () | 4. 無回答 |

問 17：あなたの年齢について教えてください。該当するものを1つお答えください。

- | | |
|----------|------------|
| 1. 10 歳代 | 2. 20 歳代 |
| 3. 30 歳代 | 4. 40 歳代 |
| 5. 50 歳代 | 6. 60 歳代 |
| 7. 70 歳代 | 8. 80 歳代以上 |

問 18：あなたの職業について教えてください。該当するものを1つお答えください。

- | | |
|-------------|----------------|
| 1. 会社員・公務員 | 2. 自営業 |
| 3. 農林業 | 4. パート・アルバイトなど |
| 5. 専業主婦（主夫） | 6. 学生 |
| 7. 無職 | 8. その他 |

問 19：あなたのつくばでの居住年数を教えてください。該当するものを1つお答えください。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 1 年未満 | 2. 1 年以上 5 年未満 |
| 3. 5 年以上 10 年未満 | 4. 10 年以上 15 年未満 |
| 5. 15 年以上 20 年未満 | 6. 20 年以上 |

問 20：あなたのつくばでの居住地域について教えてください。該当するものを1つお答えください。

1. 大穂地区（「7. 研究学園地区」を除く）
2. 豊里地区
3. 谷田部地区（「7. 研究学園地区」、「8. TX 沿線地区」を除く）
4. 桜地区（「7. 研究学園地区」、「8. TX 沿線地区」を除く）
5. 筑波地区
6. 荃崎地区
7. 研究学園地区

8. TX 沿線地区

※居住地域が上記のいずれかが分からない場合（具体的な町名：)

<居住地域について>

- ・ **研究学園地区**と **TX 沿線地区**に分類した地域以外の地区については、合併前の旧町村単位で分類している。
- ・ **研究学園地区**に分類した地域は次のとおり。
春日、東新井、二の宮、小野川、松代、観音台、東、稲荷前、高野台、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、大穂、花畑、牧園、若葉
- ・ **TX 沿線地区**に分類した地域は次のとおり。
研究学園、学園南、学園の森、香取台、諏訪、陣場、みどりの中央、みどりの、みどりの南、みどりの東、かみかわ、高山、万博公園西、春風台

御協力ありがとうございました。

諮問第2号「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について

1 サウンディング型市場調査の結果について

(1) 概要

文化芸術施設としての活用及び整備について、文化芸術に携わる企業、各種団体、大学などのノウハウをいかしたアイデアを公募し、施設の基本計画策定等の参考とするため、サウンディング型市場調査を実施した。

今回の調査では、既存の校舎、学校設備等を活用した、文化芸術施設としての施設運営方策・利活用方策としての整備事例、事業事例、及び活用需要を募集した。

(2) 結果

調査に関する問合せと、参加者の件数はそれぞれ次のとおりである。なお、結果の詳細については、資料No. 2 - 3を参照。

表1 サウンディング型市場調査結果

事業に関する問合せ	4 件
参加者	2 者

(3) 基本計画への反映

提案のあった意見については、文化芸術創造拠点の課題や、事業計画などへの反映を検討していく。

2 意見交換会の開催について

田水山小学校跡地を文化芸術の拠点として活用していくにあたり、地域の方にも活用いただける施設を目指すため、意見交換会を開催する。

(1) 日時

令和4年（2022年）10月30日（日） 10時～12時

(2) 場所

旧田水山小学校 1階 家庭科室

3 試行事業の実施について

資料No. 2 - 4 「アーティスト支援事業・文化芸術創造拠点試行事業」を参照。

文化芸術創造拠点の基本方針

1 文化芸術創造拠点の位置づけ

文化芸術創造拠点（以下、「創造拠点」と言う。）とは、地域の文化資源を活用し、新たな価値を創出することで、地域活性化に貢献する施設である。創造拠点は、「つくば市文化芸術推進基本計画」の中の基本施策「プラットフォームの形成」の中に位置づけられる。

創造拠点はプラットフォーム形成に係る取り組みを集約し、体現した施設として、プラットフォーム形成におけるあらゆる機能の基軸となるが、プラットフォーム形成に係る全ての取り組みを創造拠点で完結させることは想定せず、出合いやつながりを創出する場となることを目指す。

なお、プラットフォームに求められる機能としては、令和4年（2022年）3月22日付け、つくば市文化芸術審議会からの答申書・意見書（以下、「答申書」と言う。）の内容を引用すると、次の表1のとおりである。

表1 プラットフォームに求められる機能

市内の各種機関等との連携によるネットワークの構築

市内にある文化芸術団体、文化芸術施設、研究所や教育機関等に働きかけ、分野の垣根を越えた連携によるネットワークを構築する。

アーティスト及び市民の制作・発表・鑑賞等のコーディネート機能

構築したネットワークをいかし、文化芸術に携わる（する・見る・支える）人に、人、モノ、情報などの提供をする。また、地域の文化芸術資源を結びつける事業などを行う。

文化芸術に携わる人材への支援・育成機能

文化芸術活動を主体的に展開できる人材（する人、見る人、支える人等）の支援制度を構築し、育成を推進する。

市が関連する文化芸術の情報発信及びアーカイヴ構築

市が関連する文化芸術に関する様々な活動、情報、作品等の発信をするとともに、それらの記録を集約し、誰でも自由に閲覧できるようにする。

文化芸術をする・見る・支える場の提供

文化芸術に携わる（する・見る・支える）人たちのために、文化芸術創造拠点の形成を図る。

「創造拠点の形成」を他の施策に先んじて進めることで、他の施策をアピールする場となると同時に、上位施策である「プラットフォームの形成」及び「文化芸術を实践するまち つくば」の効果が連鎖的に作用するよう促す創造拠点として、“つくば独自の文化芸術”を創造・推進する一助とする。

2 課題の把握と課題への対応

(1) 課題の把握

意見書をはじめとして、市民意識調査（令和3年度）、文化芸術市民意識調査（平成30年度）、地域住民の要望などを検討したほか、計画地の敷地・建築物の分析から見えてきた課題を、計画地の施設における課題と、創造拠点の機能における課題にそれぞれ整理する。

表2 計画地の施設における課題

敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筑波山及び筑波山麓を眺望できる景観が確保されていない ・ 敷地測量、ボーリング調査、土壌汚染調査が必要 ・ 埋蔵文化財調査要否の確認に向けた行政窓口協議が必要 ・ 駐車場、駐輪場スペースの不足 ・ 防災拠点としての機能拡充が必要
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全体の経年劣化への対応 ・ 社会情勢や文化芸術の変化に合わせた中・長期計画の策定 ・ 地域の人が自由に使えるスペースの確保 ・ 校舎、体育館の避難場所としての機能確保 ・ 文化芸術施設への用途変更に向けた各種法的手続きの確認 ・ 機能拡充に伴うインフラ容量の確保 ・ 文化芸術創造拠点としての利用促進に向けた様々な人や文化芸術に携わる団体等の意見の反映 ・ 多世代が自由に利用し、交流を促せる施設実現に向けたバリアフリー対応
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性が悪く、公共交通等の交通アクセスの検討が必要

表3 文化芸術創造拠点の機能における課題

事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢や文化芸術の変化に合わせた中・長期計画の策定 ・ つくば市民の文化芸術施策を可視化により明瞭化 ・ “自然”と“科学”といった既存資源と、様々なアイデアや感覚・能力を持つ人と組合せ、“つくば独自の文化芸術”を創造・推進する施策の展開 ・ 文化芸術に関する人材育成 ・ 文化芸術活動の連携施策の推進 ・ 施設運営や文化芸術について専門的な知識を持ち、文化芸術資源をコーディネートする人材、文化芸術事業をマネジメントする人材の育成、配置 ・ 計画地の地域住民も参画できる事業の実施 ・ 人を呼び込める事業の実施 ・ 市が関連する文化芸術の情報発信及びアーカイブの構築
市民協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や、公益財団法人つくば文化振興財団や筑波大学、つくば市文化協会をはじめとした様々な人や文化芸術に携わる団体等の意見の反映
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の文化芸術活動に携わる個人、団体、及びイベント等の情報の収集と提供 ・ 市内の文化芸術に携わる機関・団体等の連携強化とネットワークの構築

3 基本方針

旧田水山小学校を創造拠点として活用していくにあたり、位置づけ、課題及び課題への対応を踏まえ、基本方針を整理する。

(1) ビジョン・コンセプト

意見書の内容を元に、ビジョンとコンセプトをそれぞれ次のとおり設定する。

表4 文化芸術創造拠点のビジョンとコンセプト

ビジョン（展望）：アートで編む（つくば市文化芸術推進基本計画より）

市の多面的な魅力を構成する1本1本の糸を、文化芸術によって連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る。

コンセプト（行動原理）：出会う・つながる・創造する

あらゆる人、モノ、情報が出会い、そこからつながりが生まれ、つながりから新たな価値観やつくば独自の文化芸術が生まれていくことを期待する。

(2) 事業方針

創造拠点で展開していく事業について、基本的方向性、対象範囲、対象、基本施策をそれぞれ整理する。

ア 基本的方向性

つくば市には“自然”や“科学”に代表される多種多様な地域資源がある。また、市民や企業、研究機関、民間団体なども、地域の文化資源を形づくる要素である。そういった多種多様な地域資源を、芸術を核として創造拠点を中心に結びつけ、ビジョンの「アートで編む」、コンセプトの「出会う・つながる・創造する」の実現に向けて推進することで、文化と経済の好循環を創造し、地域活性化に貢献する。

イ 計画の対象範囲

創造拠点で対象とする文化芸術の範囲は、次の表5 つくば市文化芸術推進基本計画 対象範囲に掲げる「つくば市文化芸術推進基本計画対象範囲」と同一とする。

表5 つくば市文化芸術推進基本計画 対象範囲

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踏、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能
芸能（伝統芸能を除く）	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その他の保存技術

ウ 対象

つくば市民を中心として、アーティストをはじめとした文化芸術活動者、市内の教育・研究・産業など、地域の文化資源を形づくる人・モノを主な対象とする。

エ 基本施策

「表2 計画地の施設における課題」及び「表3 文化芸術創造拠点の機能における課題」の内容を踏まえ、創造拠点の基本施策を次の3点とする。それぞれに紐づく具体的な取り組みは次の図1のとおりとする。

- ① 文化芸術活動の支援
- ② 文化芸術活動に触れる機会の創出
- ③ 市民に開かれた交流の場の形成。

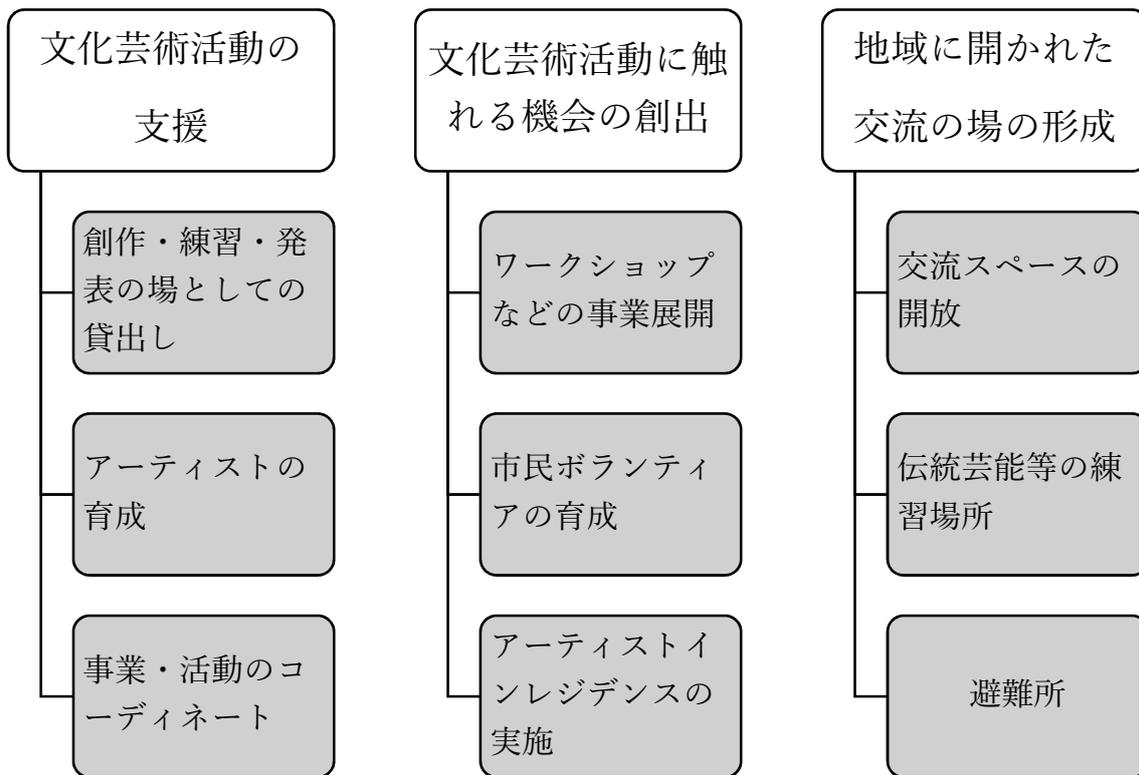


図1 文化芸術創造拠点の基本施策

(3) 中長期の事業展開

供用開始を始期とし、初期、中期、長期に段階分けして事業を展開し、段階的に拡大していく。

ア 初期（1年目）：市内の芸術活動を支える交流の場の形成

- ① ワークショップなどの集客イベントを中心に事業を行い、施設の認知度向上を図るとともに、稼働率を上げる。
- ② 創作・発表を行える場として、施設を開放する。
- ③ 地域の人が利用できる交流スペースとして開放する。
- ④ 市内在住のアーティストや芸術を学ぶ学生とつながる。
- ⑤ 人材育成を目的として、専門職を雇用する。
- ⑥ 市内の文化芸術団体や企業、研究機関などとのネットワークを構築する。

イ 中期（2～5年目）：次世代の芸術活動・芸術家発掘・育成の場の形成

- ① 文化芸術のコーディネート・マネジメントができる人材を育成し、配置する。

- ② アーティストとつくばの文化資源を結び付ける（コーディネート・マネジメントする）ことで、自身の活動に活かす経験と機会を創出する。
- ③ アーティストの経験の場としてアートイベントを実施することで経験を積む機会を創出し、人材育成を図る。
- ウ 長期（6～10年目）：つくば市の文化芸術活発化を担うアートの発信拠点
- ① アーティストの主催するワークショップ・発表・作品展などを行うことで、市民がつくばの文化資源を活用したアートに触れる機会を創出する。
- ② つくばの文化資源を活用した「つくば市独自の文化芸術」を発信していくことで、文化と経済の好循環を創造し、地域活性化に貢献する。

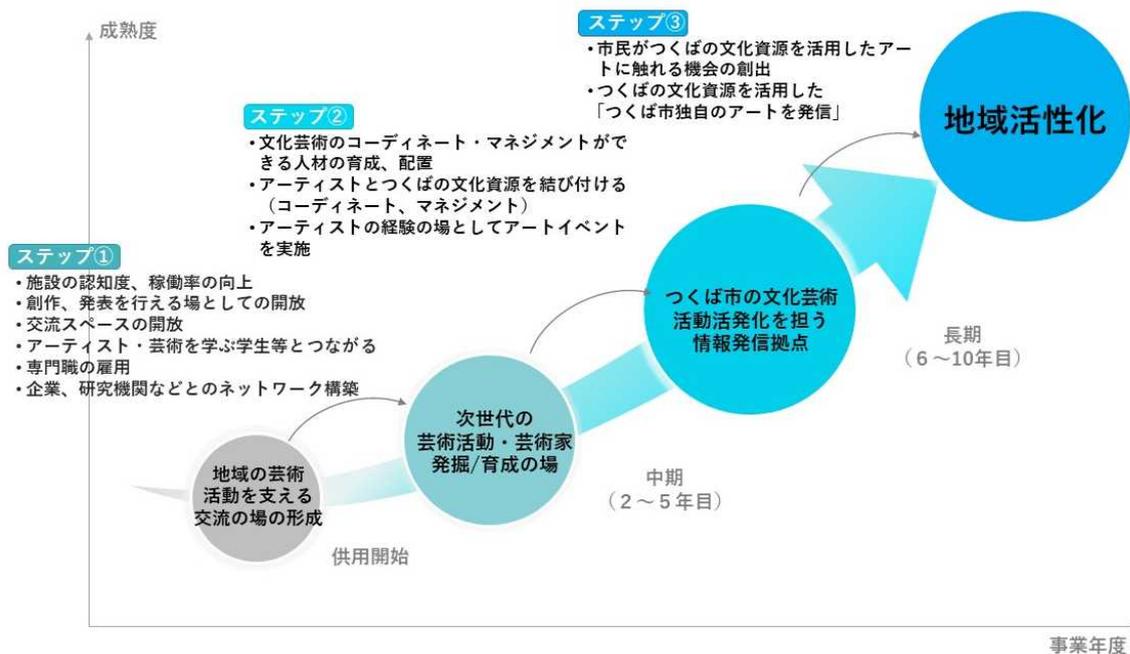


図2 中長期の事業展開

4 求められる機能等

基本方針で掲げた取り組みを推進していくため、施設として求められる機能（ハード面）と、創造拠点として求められる機能（ソフト面）をそれぞれ整理する。

(1) 施設に求められる機能

施設に求められる機能を次のとおり整理する。基本方針や、改修に要

する費用などを考慮し、供用開始からの段階ごとに整備していくべき機能を整理する。

表 6 導入機能の検討（施設）

事業年度	類型	導入機能	活動の想定
供用開始 ～ 中期	創作発表鑑賞	創作室	表 5 に掲げる文化芸術 他
		スタジオ	
		ギャラリー	
		控室・更衣室	
	交流学习	多目的スペース	ワークショップ・講習会・講演会・地域イベント・プレイルーム・子ども交流・多世代交流 他
		地域交流スペース	料理教室・調理実習・パン作り・そば打ち・郷土料理の伝承・イベント時の食材の調理、地域活動のサポート（炊き出し）、災害時の利用
		図書・情報コーナー	芸術情報展示・パンフレット配布・イベント告知・郷土史展示・デジタルサイネージ・問い合わせ他
	管理等機能	管理室	-
		機械室	-
		駐車場・駐輪場	-
		多機能トイレ	-
	災害時の避難拠点	避難場所	一時滞在・宿泊
		防災備蓄倉庫	既設

(2) 文化芸術創造拠点の導入機能

導入機能について、供用開始からの段階ごとに詳細を検討する。

表7 導入機能の検討（文化芸術創造拠点）

事業年度	導入機能	詳細
供用開始 時点～	交流スペース	・ 地域の交流スペースの開放
	創作・発表・鑑賞の場の提供	・ 短期的・単発的な創作活動・発表の場としての教室貸出し ・ ギャラリー等、鑑賞スペースとしての利用
	ワークショップ	・ 地域住民向けワークショップの開催
	ネットワークの構築	・ 文化芸術団体の情報収集 ・ 市内文化芸術施設と連携した事業の実施 ・ 企業、研究機関などとの連携の推進
	アーティストの発掘	・ 市内で活動するアーティストの把握 ・ 文化芸術を学ぶ学生などの把握
	人材育成	・ 人材育成を目的とした専門職の雇用
	文化芸術情報収集・提供	・ 市内の文化芸術に関する情報の収集・提供
	文化芸術アーカイブ	・ 記録の蓄積・公開
中期 ※2～5年目	交流スペース	・ アーティスト・文化芸術活動者などの利用者も含めた地域住民との交流
	ワークショップ	・ アーティスト向けワークショップの開催
	人材育成	・ 文化芸術資源をコーディネートできる人材育成・配置 ・ 市内アーティストの育成
	コーディネート機能	・ アーティストが市内研究所などと協働した作品制作やコラボレーションの推進
長期 ※6～10年目	交流スペース	・ 市内外の利用者も含めた様々な利用者の交流
	コーディネート機能	・ 施設利用者などが求める文化芸術情報・活動などをつなげるコーディネート

サウンディング型市場調査 結果表 (1/2)

活用アイデア	施設整備事例の紹介
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民が文化、芸術に容易に参加して楽しめる施設。 ・市民が主体となって築き上げる施設プログラムの展開。 以上に関する文化芸術施設としての事例紹介。 その他、観光バスとの連携による集客など、他の施設での運営方法の紹介。
活用規模	-
資金計画 予算規模	-
地域貢献及び地域との 関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の文化活動との役割分担の必要性。 ・科学技術を活かした教育などとの連携として、学校と協働。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・アーティストインレジデンスを実施する場合の招へい方法・条件設定等。 ・交通アクセスによる集客、公共施設として広い層の市民利用者の確保。 ・再整備費用や運営備品の購入負担。 ・恒常的な利用者の確保。
市への要望等	<ul style="list-style-type: none"> ・公民連携による運営。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・トライアルサウンディングの実施を検討すると良い。 ・筑波山のネイチャーセンター等の施設を一部取り入れることなども考慮すると良い。

サウンディング型市場調査 結果表 (2/2)

活用アイデア	田水山小学校プロジェクト「CONNECT」
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・小劇場として教室を利用。 ・期間限定にした校庭のグランピング会場としての開放。
活用規模	1 教室、校庭
資金計画 予算規模	<ul style="list-style-type: none"> ・小劇場照明：音響・舞台装置等 200～300万程度。 ・グランピング：簡易トイレの設置、期間中の警備等 150万程度。
地域貢献及び地域との 関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント色の強い使い方によって少しずつ田水山小学校を認知してもらおう。 ・毎月マルシェなどを開催して地域の物産品や農産物、またそれらを活かしたカフェを開催し、人が交流しやすい場所にする。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用アーティストの利便性を考慮した、宿泊施設の整備。
市への要望等	<ul style="list-style-type: none"> ・小劇場・マルシェの利用料、出店料などを設定してほしい。 ・関係者を巻き込んでいくためのコーディネート機能を行政に担ってほしい。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館を劇場として運用するには、音響の問題などが考えられるため、1教室程度が適当。

アーティスト支援事業・文化芸術創造拠点試行事業 公募要項

1 実施概要

(1) 事業名 つくばアトラボ 2022-2023 ～^{たみやま}田水山でつくる～

(2) 事業目的

本事業は新型コロナウイルス感染症拡大により、活動が困難になっている文化芸術・伝統芸能活動を行うアーティストを支援するもの、また、旧田水山小学校を「つくば市文化芸術創造拠点（以下、「創造拠点」という）」として整備するに当たり、下記を目的にアーティスト・個人・団体を対象に実際に旧田水山小学校を使用した参加者からフィードバックを受け「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」策定に向けた資料とするものである。

ア 施設の設定、備品等の創造拠点としての環境に関すること

イ 創造拠点に求めること

ウ つくば市の文化芸術施策に求めること

さらに、創作期間中にオープンアトリエ、ワークショップを行うことで、地域住民との交流、地域住民への周知を図ることを目的とする。

(3) 文化芸術創造拠点について

創造拠点とは、地域の文化資源を活用し、新たな価値を創出することで、地域活性化に貢献する施設である。

つくば市では、つくば市文化芸術審議会において創造拠点の形成に関して慎重に審議した結果、令和4年3月22日、

1 文化芸術創造拠点の計画地は、旧田水山小学校とする。

2 文化芸術創造拠点の整備に向け、文化芸術創造拠点基本計画の策定に着手する。

と、答申され、計画を進めている。

2 公募内容

創造拠点のコンセプトである「出会う・つながる・創造する」をもとに、あらゆる人、モノ、情報が出会い、そこからつながりが生まれ、つながりから新たな価値観やつくば独自の文化芸術が生まれていくことを目指し、つくば市の文化資源である旧田水山小学校での創作活動（美術・陶芸・音楽・演劇・舞踊・映像など）を行う個人・団体を募集する。

募集については「アーティスト部門」「市民文化芸術活動部門」の2部門で行うが、「市民文化芸術活動部門」については、「アーティスト部門」の活動日の詳細が決定後に募集を行う。

なお、施設の改修前での試行事業となるため、大きな音が出る企画は除くものとする。

募集区分	アーティスト部門
募集期間	令和4年11月1日(火)～令和4年11月24日(木) 必着
企画内容	旧田水山小学校の教室を利用して創作、展示、ワークショップを実施 1 創作活動(令和4年12月中旬から令和5年3月中旬までの3か月間、平日週1回創作活動を行う※全12回) 2 オープンアトリエ(活動の途中、終了後の2回、使用している教室を使って実施) 3 ワークショップ(2を実施する2回のうち1回実施) 4 報告書提出
募集件数	3件
謝礼金	20万円/件(注1)
場 所	旧田水山小学校2階普通教室 <所在地>つくば市水守620
活動日 時間	期間中週1回、計12回、平日9時から17時まで 曜日については審査後にアーティストと相談のうえ決定
対 象	次の項目すべてを満たすアーティスト・団体 ① つくば市内での活動実績があること ② 過去1年以内に、不特定多数に向けて公演等を行う活動実績があり、証明する書面(事業チラシ等)を提出できること ③ 国又は地方公共団体が出資する法人でないこと ④ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としない団体であること
審査内容 ・ 審査基準	<一次審査：書類> ・経歴：これまでの活動の内容は充実しているか。 ・創意工夫：企画内容に、工夫があるか。 <二次審査：オンラインによるプレゼンテーション> 1 経歴・アーティストとしての活動状況、作品紹介 2 創作活動、オープンアトリエの企画説明 3 ワークショップの企画説明 4 質疑応答 ・独創性：企画内容に独自の新しい視点・工夫があるか。 ・市民協働性：アーティストが市民と積極的に関わり、事業を展開しようとしているか。 ・将来性：アーティスト自身が、今後つくば市で継続的に事業を展開していく展望をもっているか。 ・コロナの影響：コロナ前と比べ、活動がどのように変化したか。
成果品	本事業において新たに制作・創作した成果物、またそれを記録したもの。

注1：謝礼金は課税対象となるので、個人に振り込む際の金額は、謝礼金額から源泉徴収税額を控除した額とする。

募集区分	市民文化芸術活動部門
募集期間	令和4年12月12日（月）から令和5年2月28日（火）随時受付
企画内容	旧田水山小学校の教室を利用して創作、練習等を実施 （令和5年1月から令和5年2月末までの2か月間のうち必要期間、必要回数） ※実施後、報告書を提出
募集件数	5件程度
施設利用料	無 料
場 所	旧田水山小学校3階普通教室 <所在地> つくば市水守620
期 間 時 間	令和5年1月から令和5年2月までの2か月のうち必要期間、必要回数 ・開放日や時間はアーティスト部門に準じる
対 象	市内で活動する文化芸術活動団体・個人 ① つくば市内で活動していること ② 市内での活動実績があり、証明する書面（事業チラシ等）を提出できること ③ 国又は地方公共団体が出資する法人でないこと ④ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としない団体であること ⑤ 営利目的でないこと
審査内容 ・ 審査基準	<書類審査> ・経歴：市内での活動実績があるか。 ・創意工夫：企画内容に、工夫があるか。

3 施設の利用にあたっての諸注意

- (1) 施設の鍵の開閉は事務局が行うため、平日、9時から17時の時間内での利用とする。
- (2) 現地への移動は各自で行い、費用は参加者の実費負担とする。
- (3) 物品等を施設内に保管する場合は、事務局の許可があれば可とする。
- (4) 火気の利用は原則不可とする。
- (5) 校舎内の水道、トイレが使用できないため、体育館の水道、トイレを使用すること。
- (6) 電気の使用は可。ただし、使用する機材については事前に事務局に問合せを行うこと。
- (7) 事業実施に当たって、入場料等の徴収は不可とする。

4 事業スケジュール

アーティスト部門	
11月	公募開始 11月1日(火) 施設見学会 11月19日(金)・20日(土) 両日 14時から16時
11	応募締切 11月24日(木) 一次審査(書類選考) 二次審査(オンラインでのプレゼンテーション) 12月1日(木)
12月中旬から 3月中旬	創作開始(週1回 9時から17時) 計 12回予定
1月28日(土) (予定)	オープンアトリエ ワークショップ※①
3月11日(土) (予定)	オープンアトリエ ワークショップ※②

※①、②のうち1回

市民文化芸術活動部門	
12月	公募開始 12月12日(月) 施設見学 アーティストの活動日の随時 10時から15時
1月から2月	創作活動(週1回 9時から17時)

5 提出書類

- (1) 様式1「つくばアトラボ2022-2023事業 応募申請書」
- (2) 様式1「経歴書」または「団体概要書」
- (3) 様式1「企画書」
- (4) 過去1年の活動が証明できる書面の写し(事業チラシ等)

6 応募方法

提出書類を揃えて「つくばアトラボ2022-2023事務局(つくば市文化芸術課内)」(つくば市研究学園一丁目1-1)宛に郵送もしくは直接持参。または、提出書類一式を「10 お問合せ」に記載のメールアドレス宛に送付。

持参の場合は平日8:30から17:15、郵送の場合は11月24日(木)必着。

※提出書類様式は文化芸術ポータルサイト「つくばアートチャンネル」にてダウンロード可能。

7 対象者審査結果および決定方法について

【アーティスト部門】

書類の提出期間終了後、審査基準に基づき一次審査を行い、合否に関わらず結果通知書を送付する。二次審査は事務局の指定する日時（平日）にオンラインで行う。二次審査後、合否に関わらず審査結果通知書を送付し、採択の場合は交付決定通知書も併せて送付する。

【市民文化芸術活動部門】

書類提出後、審査基準に基づき審査を行い、合否に関わらず結果通知書を送付する。採択の場合は交付決定通知書も併せて送付する。

8 謝礼金の振り込みについて

事業完了後、20日以内に事業報告書と請求書を提出し、事務局において審査を行い、結果に問題がなければ指定の口座へ謝礼金の振り込みを行う。

なお、虚偽の申請が発覚した場合、交付決定の取消を行う。

9 注意事項

申請にあたっては、次の事項に同意したうえで申し込みをするものとする。

- (1) 事業後、指定様式の報告書を事務局まで提出すること。
- (2) 本事業内にて制作・創作した一切の成果物（以下「成果物」）の著作（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、所有権、及び知的財産権はすべて制作者に帰属すること。
- (3) つくば市は、成果物を市の文化芸術振興等の目的で、頒布及び公衆送信（YouTube等のSNSへのアップロード等）等を行えるものとする。
- (4) 制作・創作するにあたり、使用する著作物の権利関係については、作者自身で対応すること。
- (5) 企画の実施にあたっては、手洗い・手指の消毒、飛沫感染防止等、新型コロナウイルス等感染症拡大防止策を講じること。
- (6) 審査は事務局で行うが、個別の審査内容については非公開とすること。
- (7) 交通費や応募に係る費用については、自己負担とすること。

10 お問い合わせ

つくばアートラボ 2022-2023 事務局

(つくば市市民部文化芸術課 文化振興係内)

住所：〒305-8555 つくば市研究学園一丁目 1-1

電話番号：029-883-1111（内線 5610）

メール：ctz032@city.tsukuba.lg.jp

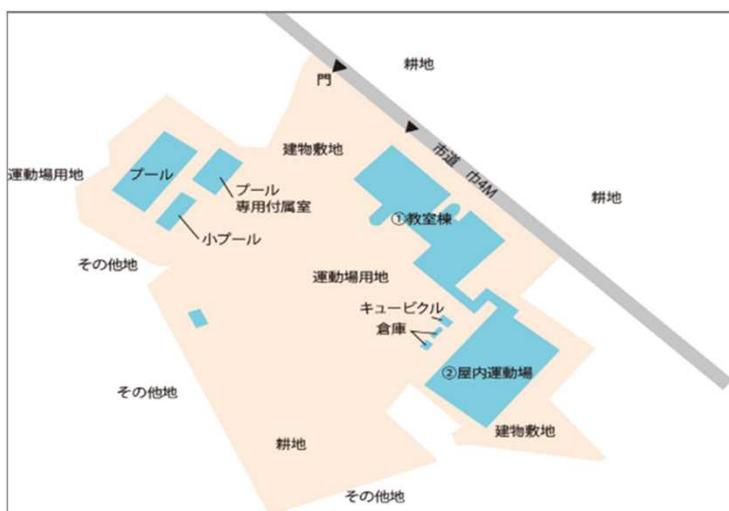
施設概要 田水山小学校

資料No. 2 - 4

①教室棟



②屋内運動場



敷地情報

所在地	水守620
敷地面積	11,777㎡
区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建蔽率/容積率	60%/200%

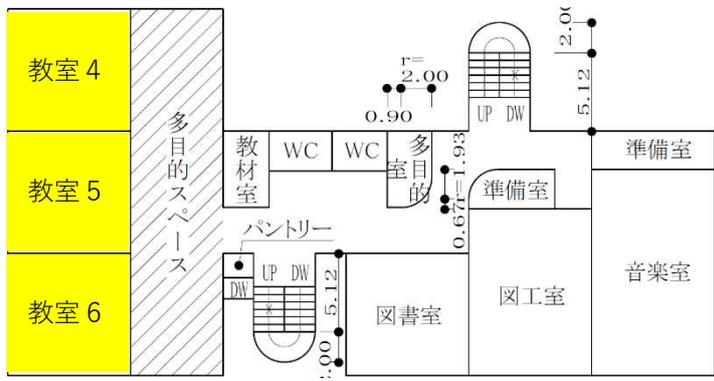
建築物概要

施設名	①教室棟	②屋内運動場 (体育館)
建築年	平成7年	昭和57年
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階数	地上3階	地上2階
延床面積	2,510㎡	776㎡
上下水道	公共	公共
耐震性能	新耐震	新耐震
耐震工事	なし	なし
既存利用	特になし	学校開放、 指定避難所
公共交通	支線型バス (徒歩10分)	
その他	赤道、市道	

教室棟 平面図

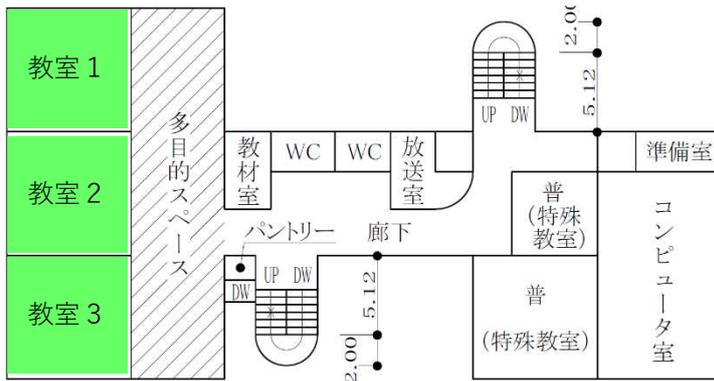
3階

市民文化芸術活動部門
使用教室



2階

アーティスト部門
使用教室



1階

